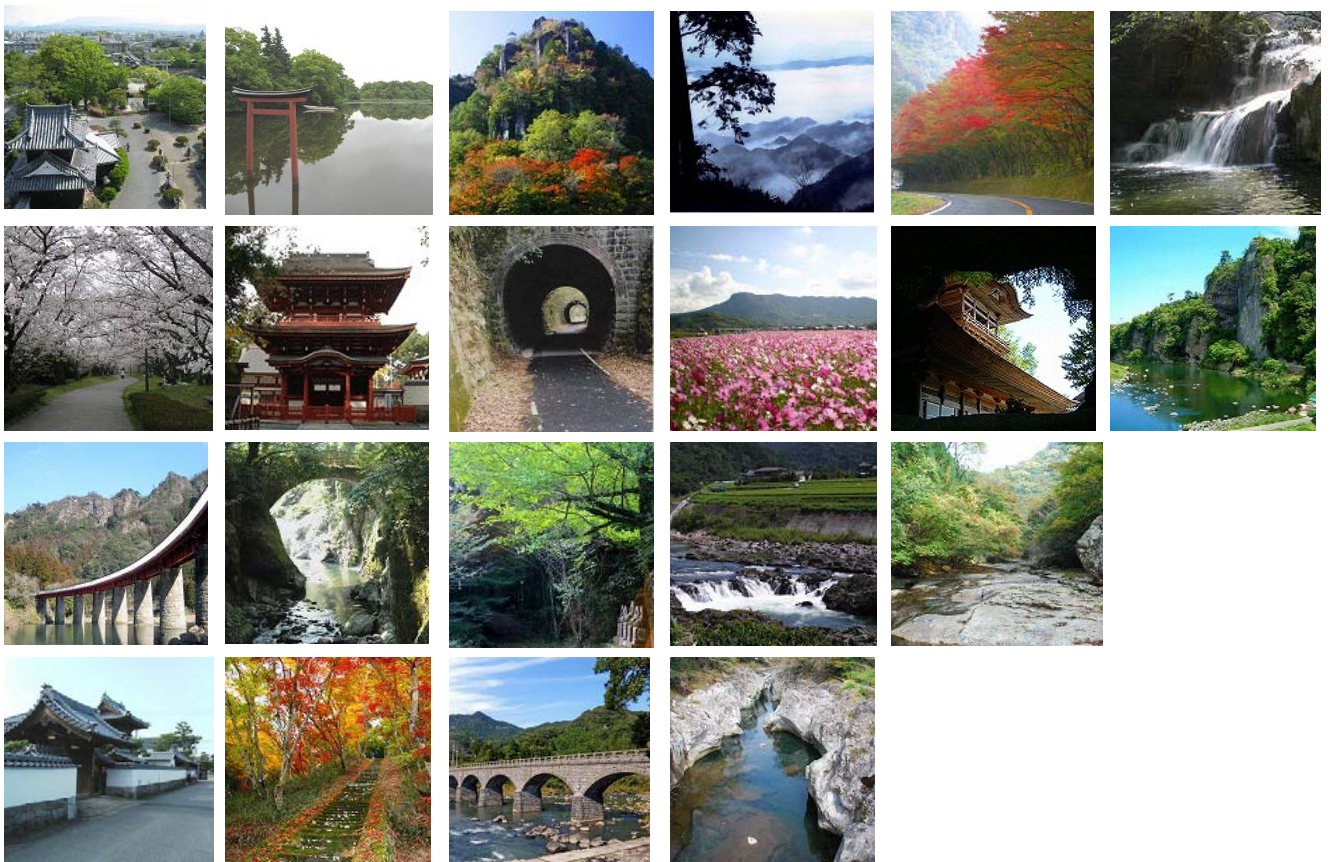


# 中津市景観計画



歴史・文化・自然が調和した風情のある中津の風景  
「ひと」を育み、「ひと」に癒しと活力を与える景観づくり

平成 22 年 4 月  
中 津 市



## はじめに



中津市は、平成17年3月1日に旧下毛郡の三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町と合併して新しい中津市として生まれ変わりました。

平成21年3月には、合併時の新市建設計画を継承し、将来都市像を【山国川の「みず」と耶馬の「もり」のめぐみを受け、「ひと」が育ち、癒され、たゆみなく「もの」が生まれる、「人にやさしい」新しいまち“なかつ”】と定めた第四次中津市総合計画を策定したところです。

中津は歴史的にみますと、1587年（天正15年）に黒田孝高が豊臣秀吉から豊前6郡12万3千石を拝領し中津城の築城にかかって以降、城下町として栄え、現在も中津城周辺には往時の町割をはじめ、石垣、お堀、土塀など城下町の風情を持った景観が多く残されています。また、旧下毛郡のほとんどが耶馬日田英彦山国定公園に指定（昭和29年7月29日）され、国指定の名勝である名勝耶馬溪66景のうち49景が本市にあります。さらに、その他の地域にも固有の歴史、文化、自然などの景観があります。こうした中津の素晴らしい景観は、今、住んでいる私たちだけのものではなく、将来に亘って市民共有の財産として引き継いでいかなければなりません。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定され、平成18年7月21日に景観行政団体となり、景観計画の策定に取り組んできました。良好な景観は、そこに暮らす人々に快適と豊かさやゆとりを与えるばかりでなく、訪れる人々を魅了し、引き付け、まちに賑わいと活気を与える原動力となります。

この景観計画は、中津市のそれぞれの地域特性にあった景観の形成、維持、保存するための景観形成方針や景観形成基準を定めたものです。中津らしい景観を形成するためには、市民や事業者の皆様と市が協働して取り組むことが最も重要なことだと考えていますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本景観計画の策定にあたりましては、中津市景観計画策定委員会の委員をはじめ、中津市景観研究会、NPO法人中津まちなみ会、市民アンケートにご協力いただきました皆様など、多くの市民、関係機関の皆様にご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

平成22年3月

中津市長 新貝 正勝

## 目次

## 序章 中津市景観計画策定にあたって

第1部	なぜ景観計画をつくるのか	1
第2部	中津市のすがた	3
第3部	景観とはどんなもの	5
第4部	景観計画の位置づけ	9
第5部	市民・事業者・行政の役割	12

## 第1章 中津市景観計画

第1部	景観形成の基本的な考え方	13
	1. 景観形成に関する基本理念	
	2. 景観形成の目標	
第2部	景観計画の区域	14
第3部	景観形成を行う上での課題と誘導方針	15
	1. 建築物等の意匠・形態の誘導	
	2. 大型開発等に対する景観誘導	
	3. 公共事業における景観への配慮	
	4. 社会状況の変化	
第4部	景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	22
	1. 城下町エリア	
	2. 市街地エリア	
	3. 臨海工業エリア	
	4. 沿岸エリア	
	5. 郊外住宅エリア	
	6. 古代遺跡エリア	
	7. 郊外田園エリア	
	8. 山国川水系・名勝耶馬溪エリア	
	9. 中山間エリア	
	10. 森林保全エリア	
第5部	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	54
	1. 大規模な行為等届出地区	
	2. 特定施設届出地区	
	3. 中津城周辺景観形成地区	
	4. 景観形成重点地区	
	(1) 島田本町地区	
	(2) 蛭子町地区	
	(3) 豊後街道地区	

	(4) 諸町地区	
	5. 景観形成誘導地区	
	(1) 金谷地区	
第6部	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	81
第7部	屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	82
第8部	景観重要公共施設の整備等に関する事項	83

## 第2章 協働による景観づくり

第1部	市民がとらえる中津の景観	86
	1. 中津市景観研究会	
	2. NPO 法人中津まちなみ会	
	3. 「美しいまちづくりに関する市民アンケート」調査結果（抜粋）	
	4. 「あなたが選ぶ中津景観百選」	
第2部	市民参加による景観づくり	103
	1. 新たな景観づくりの取組み	
	2. 古の景観を再生する取組み	
第3部	みんなでより良い景観を創るために	105
	1. 啓発活動の展開	
	2. できることからまず始めていく	
	3. 表彰制度の創設	
	4. 景観形成のための支援	
	5. 景観形成のための道しるべ（景観づくりの指針）作成	
	6. 第三者機関による景観評価	
	7. 行政の組織づくり	

## 参考資料

1.	中津市景観計画における色彩基準	107
2.	都市計画図	110
3.	準都市計画区域図	111
4.	自然公園法指定区域図	112
5.	景観特性に基づくエリア図	113
6.	中津市景観計画策定委員会答申	114
7.	景観計画策定の経過	115
8.	中津市景観計画策定委員会設置条例	117
9.	中津市景観計画策定委員会名簿	118
10.	中津市景観形成庁内検討委員会設置規程	119
11.	用語解説	120

## 序章 中津市景観計画策定にあたって

### 第1部 なぜ景観計画をつくるのか

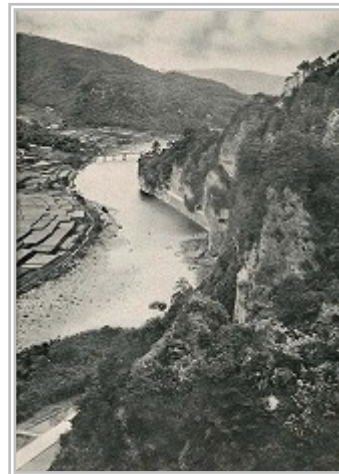
#### 『かつて美しいといわれた日本の景観』

古代より日本では、海と山に囲まれた変化に富んだ地形を持つ自然の中で、それぞれの地勢に適応した生活が営まれ、地域特有の文化を育んできました。自然と共生し、歴史を積み重ねてきたその美しいまちの姿は、明治期において諸外国より賞賛され、国際的に高い評価を得ていました。

しかし、その後、日本が近代国家への道をたどり、高度経済成長期を経て現在に至るまで、社会も人の生活も経済性や機能性などが重視されるようになり、周辺環境への配慮は二の次とされてきた結果、その姿は大きく様変わりし、かつての美しさは失われてきています。



中津市庁舎から市内を望む（昭和29年頃）



陣の岩より青の洞門を望む（大正初期）

#### 『美しいまちづくりに向けて』

過去から受け継がれてきたまちなみや田園風景、ふるさとを強く思わせる景観に、私たちはとても親しみを感じます。そしてそれは、時代が変わっても、だれもが懐かしく、美しいと感じる景観でもあります。しかし、それは意識をしていないといつの間にか失われ、気がついた時には遠い過去のものとなってしまいます。

かつての姿が失われ、画一的な開発が日本全国で推し進められてきた反省から、地域の歴史や文化、自然といったまちの個性が、まちづくりや景観形成の基本要素として見直されてきています。



平成15年には、「美しい国づくり政策大綱」が発表され、日本の伝統的美観の保全と地域振興とをテーマに掲げ、各種制度が整備されたことにも後押しされ、その動きは全国に広がってきています。

また、平成16年には、景観法が制定され、良好な景観は、現在及び将来の国民共通の財産であることとともに、良好な景観形成を住民、事業者、行政の協働により進めていくことが明示されました。

平成18年7月21日、中津市は、景観法に基づく景観行政団体となり、中津市の良好な景観形成に向けた取組みを進めています。

今、私たちが美しいと感じる景色や心安らぐまちの姿は、私たちだけで築いてきたものではなく、長い年月をかけて形づくられたものです。中津市景観計画では、これらを次の世代へ引継ぎ、そして自らが誇れるまちの実現に向け、市民一人ひとりが景観に対して共通の認識をもち、将来を見据えた取組みの方針を定めます。

## 第2部 中津市のすがた

中津市は、大分県の西北端に位置し、東は宇佐市、南西は玖珠郡・日田市、北西は福岡県に接し、北東は周防灘に面しています。面積は491.15km<sup>2</sup>で、市域の約80%は山林原野が占め、山国川下流の平野部にまとまった農地が開け、市街地が形成されています。北部は狭く南部は西方に大きく張り出した形状を示し、西側に英彦山がそびえ、地域を貫流する山国川の分水嶺となっています。

平野部は、縄文時代や弥生時代などの先史時代の遺跡も数多く存在し、国道213号の南側には、条里制による条里地割の跡も現存しており、中津平野一帯が古代から開発されていたことがわかります。

また中世は、山国川河口域を中心に栄え、1587年に黒田孝高が豊臣秀吉から豊前6郡12万石を拝領し、中津城の築城に取りかかって以降、細川公・小笠原公・奥平公を経て城下町が形成されていきました。現在も旧城下町地域には、町割や土塀、石垣など当時の風情を感じさせるものが受け継がれています。



沖代条里跡



上ノ原古墳



中津城・お堀



諸町通り



一方、中山間～山間部は、その大半が耶馬日田英彦山国定公園（昭和 29 年 7 月 29 日指定）内にあります。特異な地質構造により形成された耶馬溪や山国川水系の渓谷などの自然景観が数多く存在し、その絶景は、江戸時代後期の漢学者である頼山陽が「耶馬溪山無天下」と称え、全国に知られることになりました。大正期には、近隣市町のものと併せ「名勝耶馬溪」（大正 12 年 3 月 7 日）として国の文化財にも指定されています。

この他にも中津市には、歴史的な建造物や、のどかな里山の景観などが数多く残され、またその中から生まれた風習・祭事も地域の宝として受け継がれています。



古羅漢(大正初期)



一目八景(深耶馬の景)



薦神社



鶴市傘鉾祭り

### 『競秀峰と福澤諭吉』（日本初のトラスト運動）

福澤諭吉は、1894 年に中津へ帰郷した際、「青の洞門」で知られる競秀峰付近の土地が売りに出されていることを聞き、「心無い者の手に渡ると景観を損ねてしまう」と周辺一帯の土地を買い取ったといえます。

このことは、諭吉が美しい自然景観を守ったという事実だけでなく、地元を愛し、後世のために地域の宝を残していこうと将来を見据えた行動であったことに他なりません。

過去から受け継がれてきた景観は、どれも私たちにとって親しみやすいものばかりです。景観計画の策定にあたっては、ただ歴史がある、美しいから守るというものではなく、先人達が愛し、今日まで残してきた思いも引き継いで景観の保全・創出に取り組んでいく必要があります。



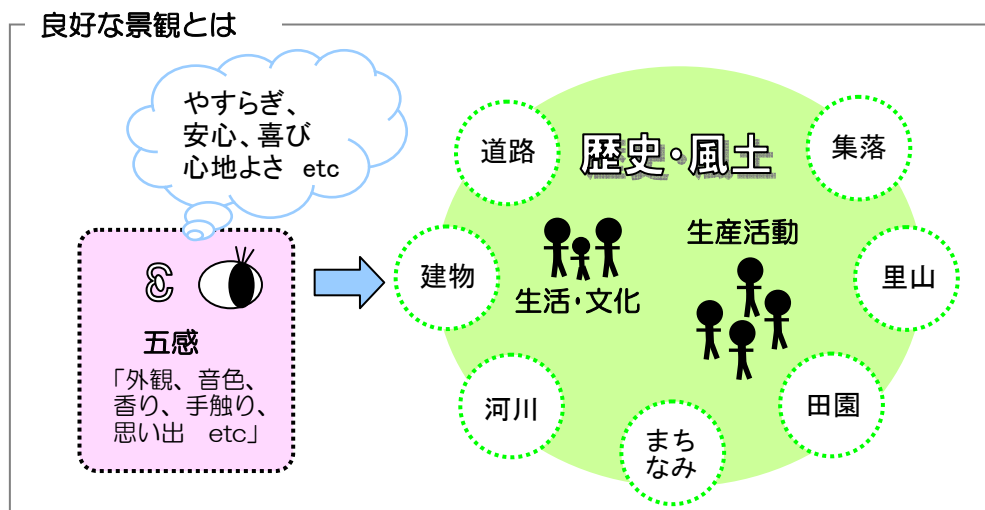
### 第3部 景観とはどんなもの

#### 『景観とは?』

「景観」という言葉は、まちなみや田園風景、自然といった目に映るものに加え、音やにおい、手触りなど五感でとらえる空間（景）に対して、私たちが感じる（観る）そのまちや地域の印象のことを意味しています。

景観は、人それぞれの感じ方によって、評価が異なることもありますが、歴史を伝える風格のあるまちなみや雄大な自然に囲まれた里山、デザインに統一感のある道路などは、良好な景観として、多くの人々が共感できるものではないでしょうか。

良好な景観とは、そこに住む人や訪れる人にとって、地域の歴史や人々が共有する文化、価値観といったものが分かりやすく見える状態にあり、単に視覚的に美しいというだけでなく、やすらぎや安心といった心地よさを感じさせるものと言えます。



景観には、眺める場所や位置、見渡す範囲などの違いによって見え方が変化していくように、空間でとらえるものや歴史的な背景、土地利用の違いにより、地域の特性でとらえるものがあります。

さらに、季節や時間の移り変わりで変化していくもの、その時期、その瞬間にしか見ることのできないものといった時間や動きでとらえる景観もあります。

このように景観には、様々なとらえ方があり、それぞれに魅力的に映る風景は、そのまちを特徴づける個性となります。良好な景観づくりを進めるためには、美しく魅力的な景観を探し出し、まちの個性としてとらえるとともに、まち全体では、その連続性や調和を保つようにすることが大切です。

《空間をとらえる景観》

近景

中景

遠景



薦神社



寺町通り



山国川と中津城



南部小学校校庭・楠



豊陽交差点から中津駅を望む



檜原山から山々を望む



南部小学校・生田門



御霊のもみじ



溪石園

《地域特性でとらえる景観》

自然



中津干潟



奈女川の滝



そばと彼岸花



伊福の景



裏耶馬溪



上宇曾の三ツ股園

歴

史



福沢旧居



中津祇園



神尾家住宅



神護寺釈迦涅槃像



桧原マツ



羅漢寺

まち

かど



豊後街道



まちかどステーション



コアやまくに



日の出町3丁目



県道中津吉富線（殿町）



中津海水浴場の碑

季節

《時間や動きでとらえる景観》



一目八景(春)



一目八景(秋)



一目八景(冬)



コスモス園(7月)



コスモス(9月)



三光コスモス園(10月)

時間

《時間や動きでとらえる景観》



宇治山から山国を望む



つらら(朝)



西谷地域の菜の花畑(昼)



恒久橋の下から見た夕日(夕刻)



大貞公園のライトアップ(夜)



競秀峰と秋の名月

動き



泥田バレー(夏)



津民河川プール(夏)



楽市楽座(秋)



耶馬溪アクアパーク  
ウエイクボード(夏)



かかしワールド(秋)



桜ともみじの会 植樹(春)



干し柿づくり(秋)

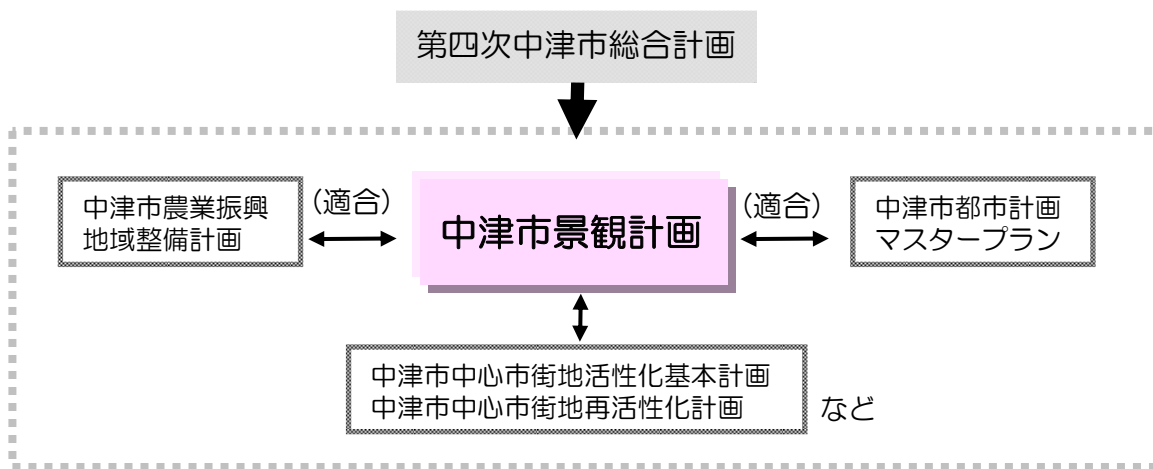


本耶馬溪  
どんど焼き(冬)

## 第4部 景観計画の位置づけ

中津市の景観計画は、「第四次中津市総合計画」「中津市都市計画マスタープラン」「中津市中心市街地再活性化計画」などで示される本市の将来像などについて、景観の視点から実現させるものであり、これらの上位・関連計画との整合、調整を図りながら、総合的にまちづくりを推進する役割を果たします。

### <景観計画の位置付け図>



### 『第四次中津市総合計画（平成21年4月）』

第四次中津市総合計画は、中津市の現状を見据えるとともに将来を展望しつつ、市域の一体的な振興を目指して、今後10年間に対するまちづくりの指針とするものです。

#### 【将来像】

山国川の「みず」と耶馬の「もり」のめぐみを受け、「ひと」が育ち、癒され、たゆみなく「もの」がうまれる、「人にやさしい」まち“なかつ”

#### 【基本目標】

- 「ひと」と「自然」を守り、安全・安心で快適に住めるふるさとづくり
- 「ひと」を育み、慈しみ、「ひと」に活力を与えるふるさとづくり
- 絶えず新しい「もの」が生まれ、豊富に集まり、「ひと」が集い、常に発展をめざすふるさとづくり
- 対話と協働によるふるさとづくり

## 『中津市都市計画マスタープラン（平成14年1月）』

旧中津市域を対象とする都市計画の基本的な方針である中津市都市計画マスタープランでは、目標とする将来都市像を「固有の価値を高め、新しい中津を創造するまちづくり」とし、まちづくりの方針として「人と自然が共生する水と緑のまちづくり」、「五感にやさしい景観づくり」、「個性が光る歴史と文化のまちづくり」、「すべての人が安心して暮らせる基盤づくり」、「自然と調和した元気な産業づくり」、「主体的に行動する人づくり」とし、本市の景観形成の基本方針として定めています。中津市景観計画ではこれを踏襲しつつ、豊かな景観資源に恵まれた下毛地域を加えた新中津市の景観形成に向けて、その方向性を示していく必要があります。

## 『中津市中心市街地活性化基本計画（平成11年8月）』

### 【中心市街地活性化の基本方針】

「溜」（たまる）のあるまちづくり

城下町中津の町割の中で、なくてはならない要所として「勢溜」（せいだまる）があります。この地区は、民衆の避難地となったり、民衆芸能の広場となるなど、城下町の防災上の拠点、日常生活の賑わいの中心として機能していました。中心市街地の活性化を進める上でこの「溜」（たまる）という言葉の人々が集い、互いに協力しあう中心性を表すキーワードとして捉え、活性化に向けた基本方針を定めます。

### 【中心市街地活性化の目標】

中心市街地が抱える問題構造、及び活性化の意義を踏まえ、中津市の中心市街地に対する望ましい姿を整理すると、以下の5点が掲げられます。

- ①歴史的な情緒が感じられる歩いて楽しい街
- ②大型店と商店街が共存する魅力的で多様な空間がある街
- ③歴史的な環境と調和しつつ街中での居住が快適な街
- ④誰もが気軽に安心して訪れ回遊できる交通体系の整った街
- ⑤行政・企業・市民が一体となった街づくり

## 『中津市中心市街地再活性化計画（平成18年3月）』

平成10年に制定された中心市街地活性化法に基づき、中津市では「中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成11年9月、国に提出しました。その後、「まちづくり総合支援事業（平成12年度～平成16年度）」や「まちづくり交付金（平成17年度～）」を活用しながらハード整備事業を実施してきました。しかし、中心市街地の核店舗であった大型店の撤退など予期せぬ状況にみまわれたことなどもあり、活性化に対する効果がそれほどあがっていない状況にありました。そこで、平成17年8月より、中心市街地再活性化計画の策定に着手し、地元参加の検討部会で様々な意見を集約しながら、平成18年3月に計画を取りまとめました。

### 【まちづくり5つの方針】

- ①生活環境の保全と改善    ②住民交流の促進    ③新規居住者の受け入れ
- ④おもてなしの演出    ⑤城下町の景観の尊重

### 【整備基本方針】

#### ◆「回遊路」の整備（城下町3回廊）

##### ①中津城・城下町回廊

中津城周辺から、殿町、諸町、金谷地区までのゾーンで、城下町のたたずまいをとどめる落ち着いた住宅街のなかにある図書館や資料館など文化施設の活用促進が望まれます。

##### ②日の出町・新博多町回廊

JR中津駅を起点とし、日の出町アーケード・新博多町アーケード・宮島町・仲町へと回遊するゾーンで、商業集積の魅力を高めるためには、個々の店舗の個性化が期待されます。

##### ③寺町回廊

JR中津駅を起点とし、島田本町、寺町、福沢旧居・豊後街道・蛭子町を回遊するゾーンで、寺町の風格あるたたずまいを尊重しながら、新しいまちづくりの活動が期待されます。

#### ◆「溜」（たまる）の整備

各ゾーンに点在する「溜」（たまる）の整備とともに、3回廊の結び目となる箇所  
の整備を重点的に進めます。

## 『景観計画が目指すもの』

景観形成の取り組みのすべては、まちづくりに繋がります。良好で質の高い景観ができると、人々のまちに対する愛着や誇りが生まれ、地域社会が活性化していくといった効果も期待できます。

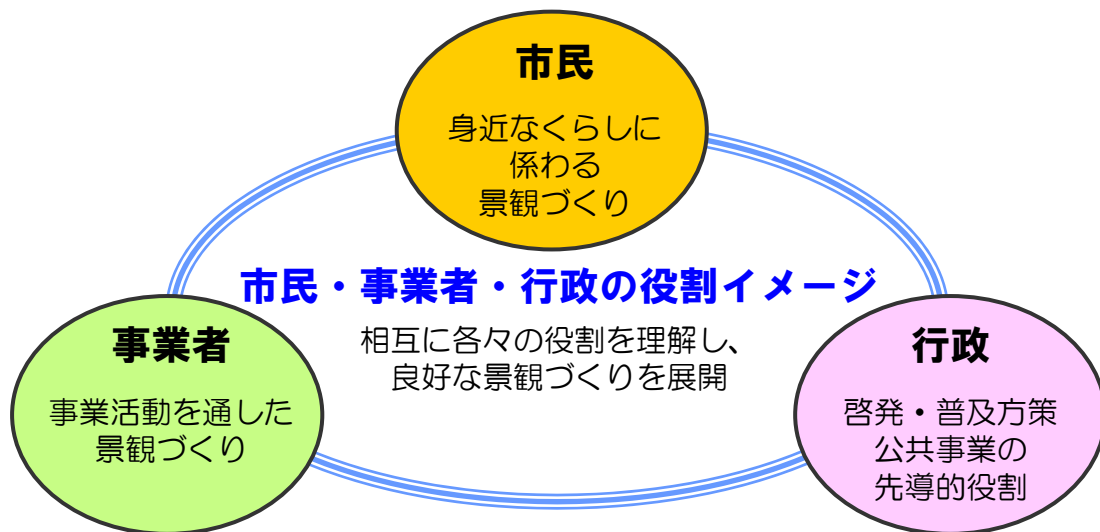
また、景観はそこに住む人々の価値観や行動を反映するといわれます。美しい景観づくりには、長い時間と努力が必要ですが、私たちのささやかな気配りや暮らしのマナーなど、景観に対する意識を高めていくことによって、まちの姿は大きく向上していきます。一つひとつはわずかであっても、市民と行政の協働のもと、快適でうるおいのあるふるさと「なかつ」が築かれていきます。



## 第5部 市民・事業者・行政の役割

景観は、人と自然の営みのなかで形づくられてきたものであり、良好な景観づくりを進めるためには、市民、事業者、行政の連携や行政間の横断的な取り組みが必要です。

こうした総合的、計画的な景観づくりを進めるため、相互に各々の役割を理解し、良好な景観づくりを展開していくこととします。



### ○主体ごとの役割

#### ○個人としての取り組み

- 敷地の緑化などによる緑豊かなまちなみづくり
- 新築やリフォームの際には、まちなみとしての調和を意識
- 美しいまちなみを形成・維持する活動への参加や意識の向上

#### ○地域としての取り組み

- 建物の外観、緑化など景観形成のための地域ルールづくり
- 緑化や清掃活動などによる美しいまちなみづくり

#### ○事業者としての取り組み

- 敷地内緑化、建築物等のデザイン向上による景観への配慮
- 事業活動に伴う地域と調和した良好な景観の形成
- 開発事業などに伴う、統一感やゆとりある景観のためのルールづくり

#### ○行政としての取り組み

- 市民や事業者、地域による活動の支援
- 景観に関する啓発活動、協力体制づくり
- 公共空間の整備
- 法律、条例による規制・誘導

# 第1章 中津市景観計画

## 第1部 景観形成の基本的な考え方

### 1. 景観形成に関する基本理念

上位計画に示される本市の将来像を踏まえ、下記のとおり中津市の景観形成に関する基本理念を掲げるものとします。

歴史・文化・自然が調和した風情のある中津の風景  
「ひと」を育み、「ひと」に癒しと活力を与える景観づくり

### 2. 景観形成の目標

上記基本理念を達成するための目標を以下のとおり定めます。

#### ●城下町の風情をもったまちづくり

本市の歴史、文化を背景に守る景観、創出する景観の形成のために中津城周辺を中心とした「城下町の風情をもったまちづくり」を目指します。

#### ●歴史・文化を守り自然と調和した風情のあるまちづくり

郊外部についても、それぞれの地域の歴史、文化を背景に守る景観、創出する景観の形成のため自然景観と調和した良好な景観形成を目指します。

#### ●国定公園などの自然景観の保全によるまちづくり

名勝耶馬溪や耶馬日田英彦山国定公園などの緑豊かで良好な自然景観の保全を図ります。

#### ●賑わいや活力が景観と融合したまちづくり

まちの活力を表現し、人々を引きつけるような、美しい中にも賑わいや活気を感じさせる魅力ある景観の形成を目指します。

## 第2部 景観計画の区域

中津市は、名勝耶馬溪や旧城下町のまちなみをはじめ、歴史や文化、自然を感じさせる景観資源に恵まれています。市域全体を歴史的、地形的に分析していくと、地域ごとに様々な特性があり、それぞれが中津市らしい個性と魅力を引き出す要素をもっています。

従って、中津市では、『市全域を景観計画区域』とし、市民の理解と協力のもと、「ひとを育み、ひとに癒しと活力を与える」景観づくりに取り組んでいきたいと考えます。

### <中津市の景観計画区域>



## 第3部 景観形成を行う上での課題と誘導方針

### 1. 建築物等の意匠・形態の誘導

#### (1) 建築物等の規模・形態意匠

- 国道212号・213号、県道中津高田線の沿線や商業地域以外の地区では、落ち着いた佇まいを持った景観が形成されています。
- その建築物は、高さが2階建て以下、瓦等による勾配屋根のものが殆どです。
- 建築物の色彩についても彩度や明度を抑えたものが多く、景観上の乱れは一部の商業・遊戯施設を除いてほぼ見られません。
- 今後、高速道路の整備や外部資本によりマンションや大型店舗等が建設される可能性があるため、地域の景観がこれまでどおりに守られるように、現状で守られている建築物の規模や高さ、色彩などの意匠形態についての暗黙のルールを明文化しておくことが求められます。



#### (2) 自動販売機の色

- 自動販売機の色は、企業のカラーによって全国一律で決定されており、周辺景観に調和しない色彩が選定されることがあります。
- 新規に設置される自動販売機については、より良好な景観形成に向けて、周辺景観に合わせた色彩の選定を促す必要があります。



#### (3) 屋外広告物の立地・数量・色彩

- 屋外広告物は主に、幹線道路沿いや交差点に設置されています。
- 特に幹線道路沿いの商業施設や遊戯施設などの屋外広告物は、面積が大きく、高さも高いうえ派手な色彩のものが設置されている場合が多く、景観に対する影響が大きいため周囲の景観への配慮を促す基準づくりが必要です。
- また、建物の屋上に設置される屋外広告物も景観に対する影響が大きいため周囲の景観への配慮を促す基準づくりが必要です。
- のぼり旗は、一箇所に複数枚が並べられて設置されることが多く、色彩も派手な場合が多いため、周囲の景観への配慮を促す基準づくりが必要です。



## 2. 大型開発等に対する景観誘導

### (1) 大規模な建築物等

- 国道212号・213号、県道中津高田線の沿線や商業地域には、色彩の鮮やかな一部の商業施設や遊戯施設が見られます。また、高層マンション等の大型建築物が建設されています。
- 市街地景観の背景となる八面山の稜線や城下町のランドマークである中津城への眺望、良好な道路景観を形成していくためには、大規模な建築物等の立地や色彩、高さに関するコントロールが必要です。



### (2) 大規模な宅地の造成、開発行為

- 大規模な宅地の造成や開発行為では、連続した法面等の発生により自然景観が阻害される場合があります。
- そのため、幹線道路等の視点場からの眺望に配慮するとともに、法面への緑化や植栽の配置などを行い、自然景観の保全を図ることが求められます。



### (3) 公共的な役割を持つ施設

- 携帯電話やテレビ、無線などの電波塔や太陽光発電、風力発電は、効率的な電波送信や安定的な太陽光及び風力の確保のため、見晴らしの良い場所に立地しやすい施設です。
- 周辺の景観に及ぼす影響も大きく、共同設置化や規模、位置、高さ、色彩に関する慎重な検討が必要となります。そのため、電話会社や電力会社等の関連企業及び地権者や事業者との協議体制が必要となります。
- また、鉄塔についても周辺の景観に及ぼす影響が大きいため、色彩、高さに関する基準づくりが必要です。
- ごみ処理場等の公共施設についても周辺の景観に及ぼす影響が極力小さくなるように立地や規模、高さ、色彩に関する検討が必要です。



### (4) 工業用施設

- 工業用施設は、まとまった平地と交通利便性を求めて、幹線道路沿いや海岸線に立地することが多く、自然景観に大きな影響を及ぼす場合があります。

- 工場が幹線道路沿いに立地する場合には、道路境界から大きくセットバックし、前面に緑化を施す等の対策を講じることが望めます。
- 採石場は、主要な幹線道路等の眺望点から見えない場所への立地や眺望点に対して見えにくいように整備する等の景観に対する配慮を行うように誘導することが求められます。また、砕石場跡地には、緑化を施す等の景観に対する配慮が必要です。



#### (5) 樹木の伐採

- 竹林や人工林、自然林の全伐によって山肌が露出している箇所が見られます。
- 伐採される樹木が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の間伐や緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

#### (6) 屋外の物品集積

- 幹線道路脇に、建設資材、電化製品や廃車等のスクラップが集積され、周辺の景観を阻害している場合が見られます。
- 集積にあたって道路から可能な限り後退し、道路から集積物が直接見えないように塀や植栽を設けるなどの基準づくりが必要です。

### 3. 公共事業における景観への配慮

#### (1) 主要な眺望点から見える道路法面

- 東九州自動車道路、中津日田高規格道路、国道10号、国定公園内の道路など景観上重要なルートでは、道路線形を地形に合わせる等の工夫により、道路法面の面積をできる限り小さくする配慮が必要です。
- また、道路法面を緑化することも周辺の景観との調和にむけて有効です。



#### (2) 電線・電柱の設置位置

- 電線、電柱は、設置工事や設置後の維持管理が効率的に行われる場所に設置されるため、景観資源への眺望や主要な視点場からの眺望を阻害することがあります。
- これらの電線・電柱については、位置の変更や電線・電柱の整理、統合、地中化により眺望の確保が可能なものも考えられます。また、電柱は、周辺の景観に溶け込む色彩の選定が



求められます。

- 設置主体である電力会社・電話会社等との積極的な協議・検討を行うことが望まれます。

### (3) 水辺景観の形成と保全

- 河川や海岸は、自然の力が形成した景観であるとともに地域社会の歴史の中で人が様々に関わることによって形づくられた景観です。
- 水辺景観の保全に向けて、多自然の水辺づくりを推進し、せせらぎによる音景観の創造と、まちなみと自然に調和した景観の形成に努める必要があります。
- 土手からの眺望を妨げる河川区域内の構造物の設置や河川占用許可については、水辺景観に配慮した規模、高さ、色彩とすることが求められます。
- 良好な水辺景観を維持するため、地域住民と連携した清掃活動、土手の草刈活動が必要です。



### (4) 公共事業における色彩

#### ① 周辺景観に合わせた色彩の選定

- 公共工事によって道路や橋梁などの構造物を整備する場合には、周辺景観に合わせた色彩を選定する必要があります。
- 特に、山や海、川等の自然景観や旧城下町の街なみ景観に調和した色彩の選定が重要であるため、地域特性を考慮した色彩の選定が求められます。
- 色彩の選定においては、色サンプルを利用して現地での検討を行うとともに、必要に応じてイメージパースを活用することが重要です。



#### ② ガードレールの色彩

- ガードレールは、区間ごとに様々な色（白、ダークブラウン、亜鉛めっき等）が使用されており、周辺景観に合わせた色彩の選定が求められます。
- 景観に配慮した統一的な色彩のガードレールを実現するためには、ガイドラインの提示や協議体制の確立が必要です。



## (5) 公共施設の立地とデザイン

### ① 案内板等の設置位置

- 観光資源の前や自然景観の眺望点等に設置される説明板、案内板等は、対象となるものを引き立てるように設置されることが求められます。
- 現状では、対象を隠してしまうように設置されているケースも存在しており、今後新たに設置される案内板等については、より慎重な配慮が必要となります。
- また、案内板のデザイン、色彩についても周辺の景観に調和するよう配慮が必要です。



### ② 公衆トイレのデザイン

- 市内には、多くの公衆トイレが存在しており、そのデザインは場所によって様々です。
- トイレは、利用動向に合わせた十分な容量を有し、利用者にとってその場所がわかりやすいものであることが求められる一方で、周辺の景観と調和し、目立たない存在となることが重要です。
- 公園や幹線道路沿い等のよく見られる場所に設置されるトイレのデザインは、特に周囲の状況に合わせた慎重なデザイン、色彩の検討が求められます。



## 4. 社会状況の変化

### (1) 人口減少・少子高齢化

#### ① 耕作放棄地の増加

- 戦後の人口増加に伴い広がった水田や畑も、近年の人口減少・高齢化により耕作放棄された土地が増加し、旧来の自然・農村景観が阻害されつつあります。
- 耕作放棄地の解消に向けた施策の推進やNPOなど市民活動による景観維持の取り組みが必要です。



#### ② 旧城下町の空き地・空き家の増加

- 少子、高齢化や中心市街地の衰退により、旧城下町の町割を残す南部・北部校区には空き地や空き家が増加し、城下町の風情をもったまちなみが消失しつつあります。





- このため、旧城下町の風情を持ったまちなみの維持・保全を図るため景観形成誘導・重点地区の指定を行い、住民と一緒に歴史的景観の保全に努めなければなりません。

### ③ 廃校となった校舎の再活用

- 少子化にともなって、各地区で小学校の統廃合が進んでいます。小学校は、地区住民が長年にわたって利用し、愛着を持つ施設です。また、校舎の建築物も地域の風景になじんだものであり、今後地域の拠点とし積極的に活用されることが求められています。
- すでに、廃校舎が地域づくりの拠点となっている屋形小学校、西谷小学校、槻木小学校、溝部小学校の他、美術館として利用されている深耶馬溪小中学校等、様々な活用が行われています。



### ④ 中山間地域における農山村集落の維持

- 農山村集落は、街中に比べ生活や経済面において不利な条件にあります。街中への転居が進む現在においては、農山村集落の人口が減少していくことは避けられない状況にあります。
- このような過疎化の影響によって、棚田や美林等の農山村景観を維持していくことが困難な地区が今後発生することが危惧されます。
- 農山村景観を保全するためには、団塊世代の里帰りや空き住宅の斡旋等による定住の促進と NPO などによる小規模集落の応援等を積極的に推進する必要があります。
- また、第 1 次産業の活性化による定住促進を図るため、地産地消運動を推進し、山国川の上流から下流の市民が一体となって農山村景観を維持していく取組みを進めていく必要があります。



(2) 市民による景観形成活動の必要性

行政による通常の維持管理では、場所ごとに異なるきめの細かい維持管理を行うことは難しく、景観形成に向けた市民による積極的な景観形成活動が求められます。

① 海岸漂着物の清掃

- 海岸には、多くの漂着物が流れ着きます。市民による自主的な清掃活動がおこなわれているものの、絶えず漂着しており美しい海岸景観を阻害しています。
- 景観上重要な場所については、常に美しい景観が保たれるように定期的な清掃活動が必要です。



② 眺望確保に向けた植栽管理

- 幹線道路や河川堤防においては、山や海、川、まちなみの眺望ポイントとして活用することが出来る場所が点在しています。
- 現在は、草木が伸びていることによって見えない場所もあるため、これらの眺望ポイントにおける草木の伐採を推進していくことは、魅力的な道路景観、水辺景観の形成に向けて効果的な手法と考えられます。



③ 名勝耶馬溪の修景

- 文化財保護法により指定された名勝耶馬溪は、自然林・人工林の繁茂によりその奇岩・秀峰の自然景観が失われつつあります。
- 名勝耶馬溪に指定されているそれぞれの景は、個人所有の土地であるものの、国指定の文化財として観光資源としての位置づけを有しており、公共関与による修景が求められます。
- 名勝耶馬溪の自然景観を市民の宝として、後世に引き継ぐため、今後も修景作業を実施する必要があります。
- 修景した景については、常に良好な景観が保たれるように、NPO や地域住民による定期的な枝打ち・下刈り作業が必要です。

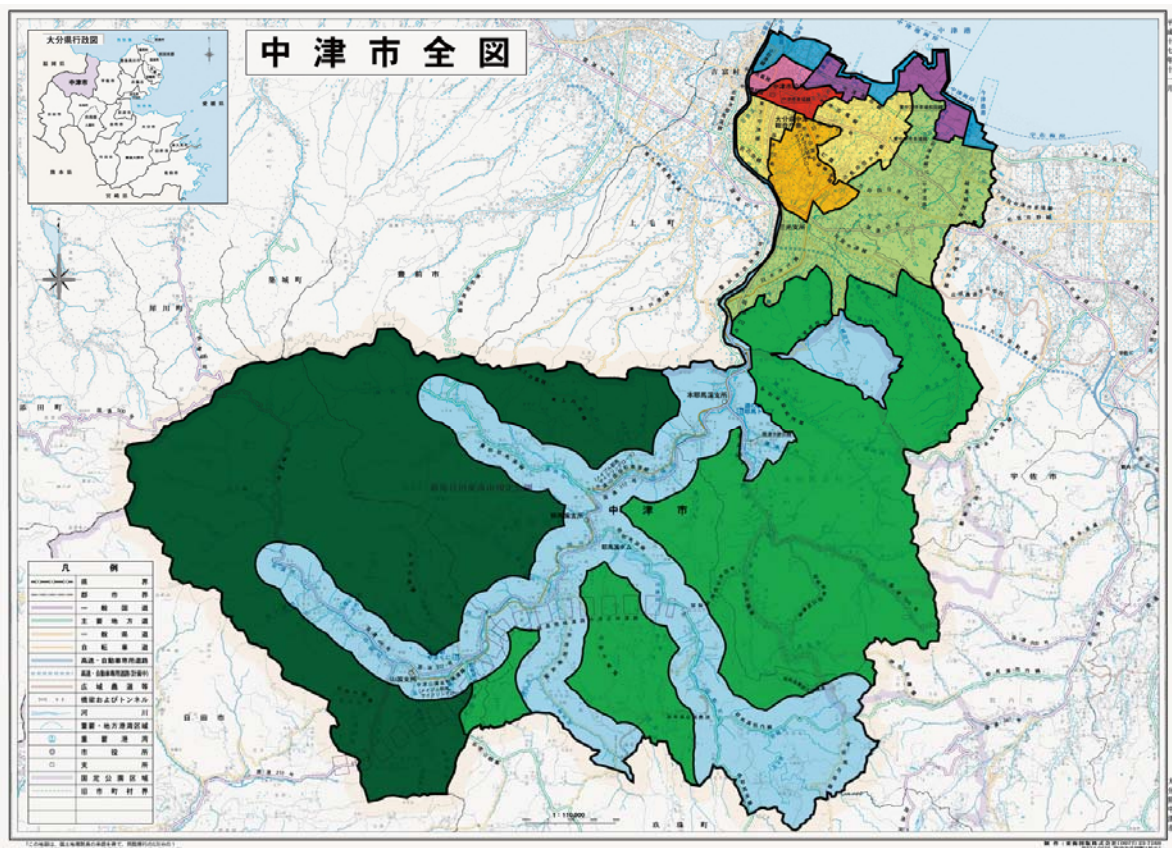


## 第4部 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針




中津市の景観は、山なみや水辺、田園風景のような自然景観、城下町のまちなみや寺社仏閣周辺にみられる歴史・文化的景観、商業地や市街地といった近代的な都市景観など多様であり、その景観特性もそれぞれに異なります。

そのため、中津市全域を地形や土地利用の状況、歴史的背景などの観点から10のエリアに分類して、それぞれの景観特性や課題などを整理し、良好な景観形成に向けての方針や方策を策定します。

### <景観特性に基づくエリア図>



#### ◆エリア分けについて

- |   |   |         |   |   |                |
|---|---|---------|---|---|----------------|
| ① |  | 城下町エリア  | ⑥ |  | 古代遺跡エリア        |
| ② |  | 市街地エリア  | ⑦ |  | 郊外田園エリア        |
| ③ |  | 臨海工業エリア | ⑧ |  | 山国川水系・名勝耶馬溪エリア |
| ④ |  | 沿岸エリア   | ⑨ |  | 中山間エリア         |
| ⑤ |  | 郊外住宅エリア | ⑩ |  | 森林保全エリア        |

## 1. 城下町エリア

### (1) エリアの景観特性

- 中津藩の城下町として発展した地域であり、中津城を中心とした町割が残るなど、かつての城下町の風情を残しています。
- 幹線道路沿いは、住宅や店舗など、伝統建築と現代建築とが混在するまちなみとなっています。
- 生活環境の整備により、住宅等の建替えも顕著ですが、諸町地区や金谷地区、豊後町・蛸瀬地区（豊後街道）などでは、今なお数多くの歴史的建造物を見ることができます。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| • 中津城とその周辺  | • 福沢旧居とその周辺 | • 寺町通りとその周辺 |
| • 豊後街道とその周辺 | • 金谷地区      | • 諸町地区      |
| • 中津カトリック教会 | • 御船寄（竜王町）  | • 蛸瀬大橋      |
| • 自性寺       | • 中津城の石垣    | • 龍王橋       |
| • JR線車窓     |             | など          |

### (3) 景観上の課題

- ・生活スタイルの変化から、住宅地は現代的なものへと変わりつつあり、古いまちなみが少しずつ姿を消しています。
- ・過疎化が進み、古い建物を取り壊した後、再築されないまま空地になるなど、町屋の連続性が保てなくなってきました。
- ・新しい建造物が周囲の景観との調和に欠ける場合があります。
- ・空き地、空き家が点在し、今後中高層建築物等が建設される可能性があります。
- ・ビュースポットである中津城が中高層建築物によって遮断されつつあります。
- ・まちなみ景観を阻害する自動販売機が散見されます。
- ・幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。
- ・電柱や電線が景観資源への眺望を阻害しているところが見受けられます。

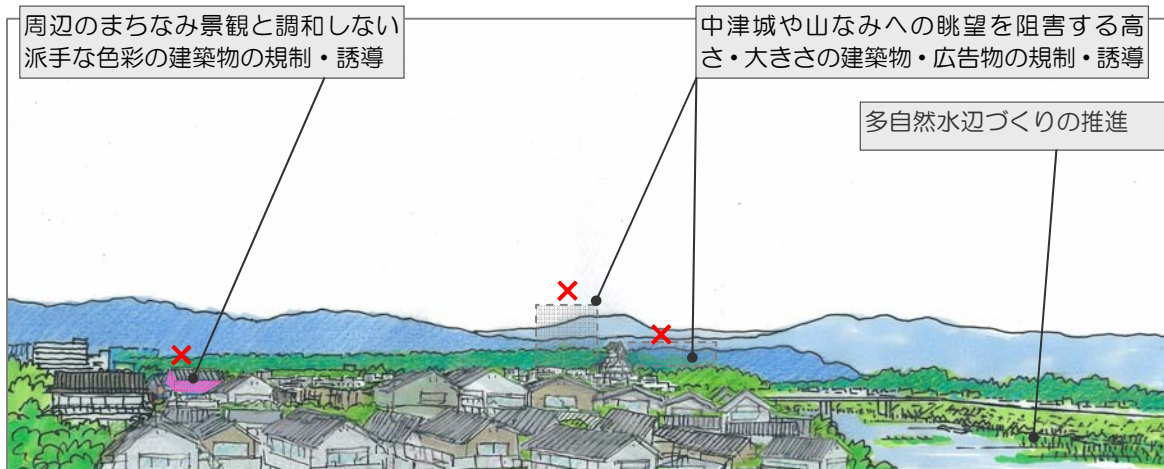
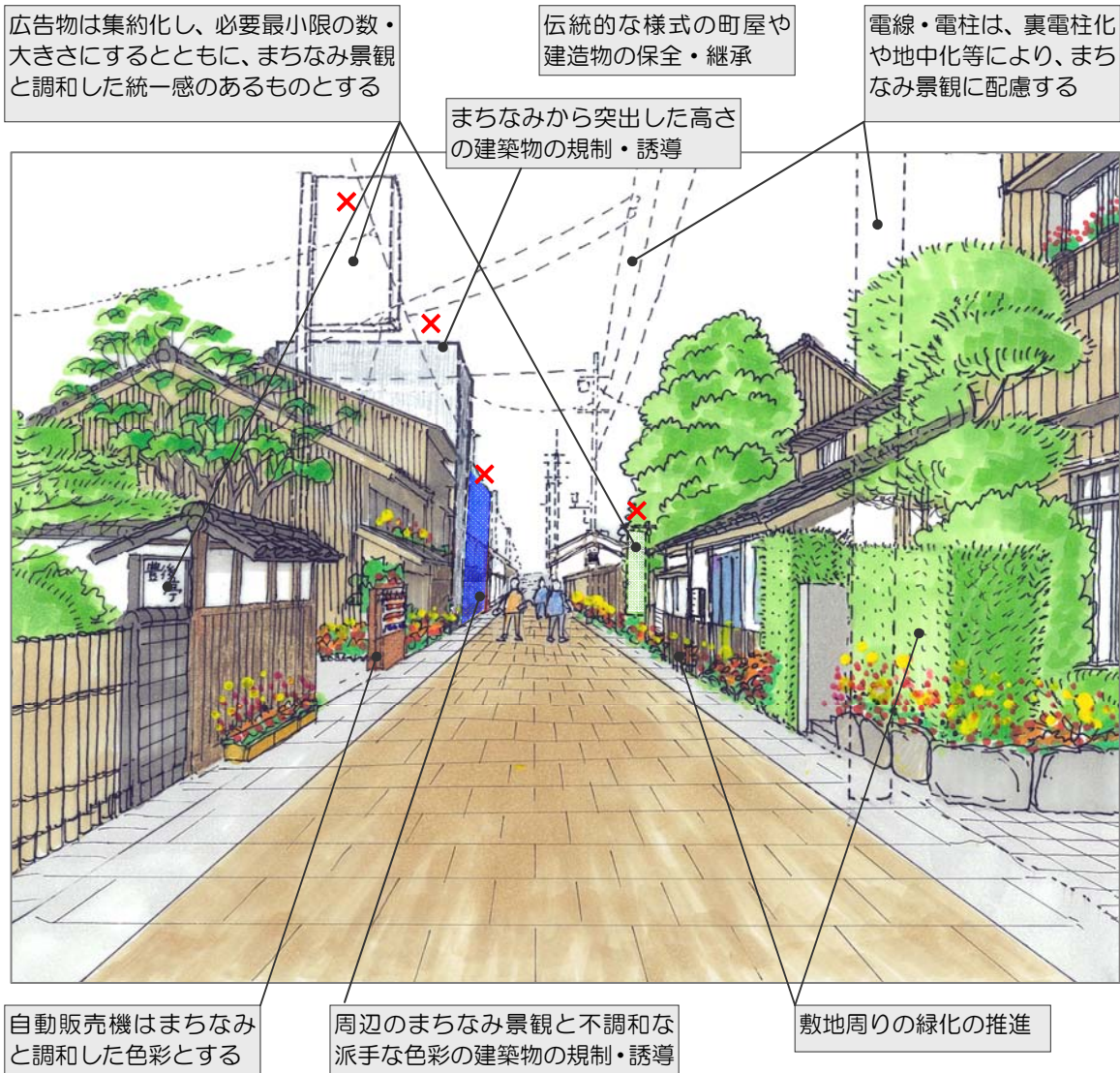
### (4) 景観形成方針

- ・城下町として一体感のある歴史的景観づくりを進めるとともに、低層住宅を中心とした良好な住環境の形成を図ります。
- ・旧城下内の寺院・仏閣、町屋等の景観や町割、中津城内の石垣等の歴史的資源の保全を図ります。
- ・城下町を形成した歴史的・文化的な背景を考慮し、歩いて楽しい、城下町の風情をもった景観を創出します。
- ・ランドマークである中津城への眺望を阻害する建築物を制限し、良好な眺望景観を形成します。
- ・自然景観やまちなみ景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

- ・建築物等については、高さ制限を行い、周辺の景観と調和するように誘導します。
- ・建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- ・伝統的な様式の町屋や建造物の保全・継承を図ります。
- ・建築物の周囲の緑化を図ります。
- ・案内看板、標識等に統一感を出すように誘導します。
- ・不要となった看板の撤去に努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- ・新規に設置される自動販売機については、周辺景観に合わせた色彩の選定を促します。
- ・景観資源への眺望を阻害している電柱や電線は、位置の変更や整理、統合、地中化を図ります。
- ・多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。

【景観形成のイメージ図】



## 2. 市街地エリア

### (1) エリアの特性

- 国道213号、県道中津豊前線などの幹線道路を中心に、沿道には店舗が数多く進出し、現代的な地方都市の景観を形成しています。
- 現代的な中高層建築物が沿道に立地し、エリアの東側には、土地区画整理事業により低層戸建住宅、公園が配置されています。
- 中津駅北口の土地区画整理事業区域内の島田本町通り、蛭子町通りでは、まちなみの景観統一が進められています。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- |            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| • 島田本町通り   | • 蛭子町通り | • 中津駅と駅ロータリー |
| • 中殿大塚線沿道  | • 豊陽公園  | • 中央公園       |
| • 教育福祉センター |         | など           |

### (3) 景観上の課題

- 幹線道路沿いには、現代的な商業施設や大規模な建築物が数多く見られ、他都市とよく似た個性に乏しい景観となっています。
- 色彩の鮮やかな商業施設や遊戯施設などが散在し、まちなみ景観と調和していないものが見られます。
- 商業地域や準工業地域に中高層の建築物が建設されており、今後も建設が予想されます。
- 中心市街地には、様々な色や形の建築物や屋外広告物が混在しており、それぞれが周囲の景観と調和がとれず、統一感に欠けています。
- まちなみ景観を阻害する自動販売機が散見されます。

### (4) 景観形成方針

- 中津市の玄関口として魅力ある都市景観づくりを進めるとともに、良好な住環境の形成を図ります。
- 城下町の風情をもったまちづくりを進めるとともに、島田本町通り、蛭子町通りでは、建築物、工作物等の意匠・色彩など統一感のある景観形成を図ります。
- 国道213号線などの幹線道路の沿道景観の保全に努めます。
- 市街地景観の背景となる八面山の稜線を超える建築物を制限し、良好な眺望景観を形成します。
- 自然景観やまちなみ景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 伝統的な様式の町屋や建造物の保全・継承を図ります。
- 建築物の高さは、八面山の稜線を超えないよう誘導します。
- オープンスペースの確保や建物低層部の連続感のあるまちなみづくり等により、歩いて楽しい歩行者空間の形成を図ります。
- 建築物の周囲の緑化を図ります。
- 案内看板、標識等に統一感を出すように誘導します。
- 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- 複数の広告物は、できるだけ集約化するように努めます。
- 新規に設置される自動販売機については、周辺景観に合わせた色彩の選定を促します。
- 道路空間等の公共空間の緑化の推進を図ります。
- 景観資源への眺望を阻害している電柱や電線は、位置の変更や整理、統合、地中化を図ります。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。



【景観形成のイメージ図】

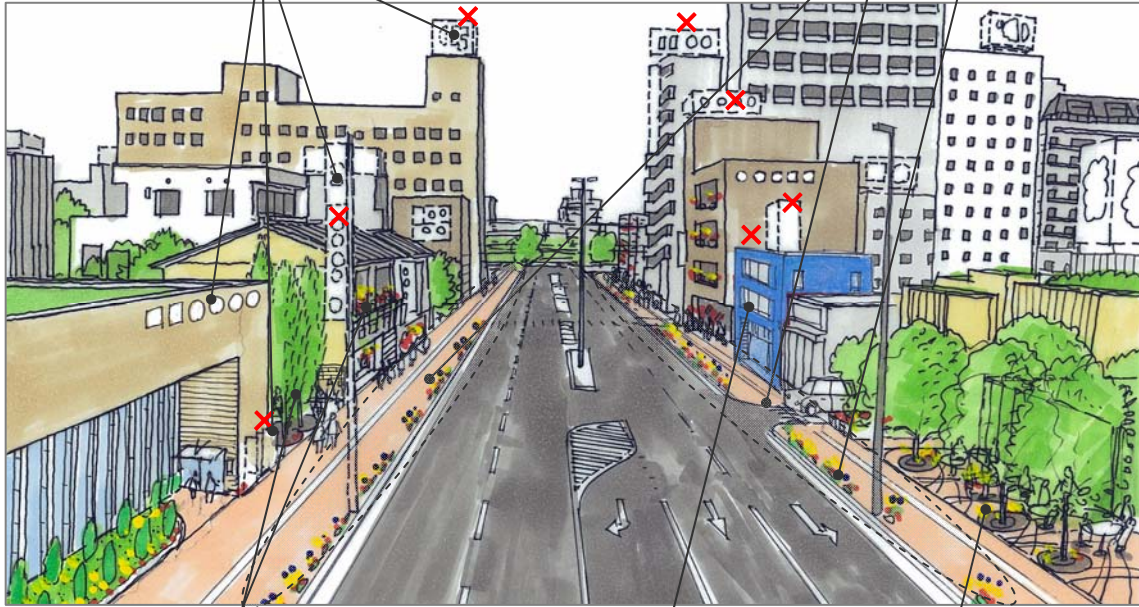
広告物は集約化し、必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする

伝統的な様式の町屋や建造物の保全・継承

電線・電柱は、裏電柱化や地中化等により、まちなみ景観に配慮する

八面山への眺望を阻害する高さの建築物の規制・誘導

公共空間の緑化推進



敷地周りの緑化の推進

周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導

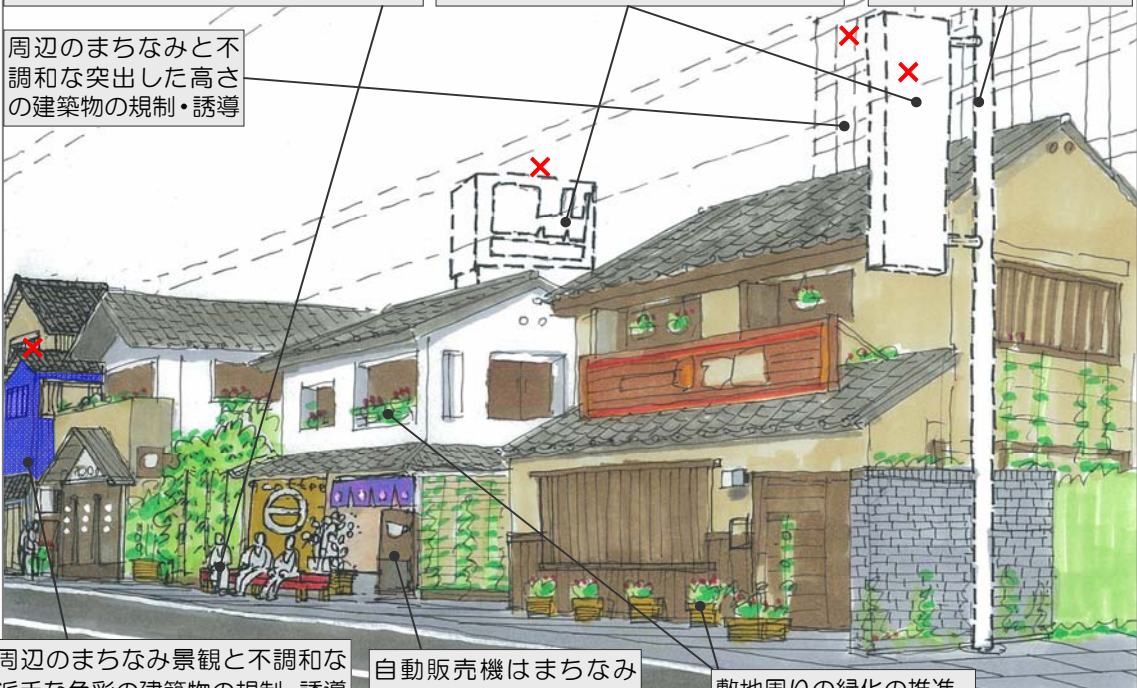
オープンスペースの確保や建物低層部の連続感のあるまちなみづくり等による、歩いて楽しい歩行者空間の形成

オープンスペースの確保や建物低層部の連続感のあるまちなみづくり等による、歩いて楽しい歩行者空間の形成

広告物は集約化し、必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする

電線・電柱は、裏電柱化や地中化等により、まちなみ景観に配慮する

周辺のまちなみと不調和な突出した高さの建築物の規制・誘導



周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導

自動販売機はまちなみと調和した色彩とする

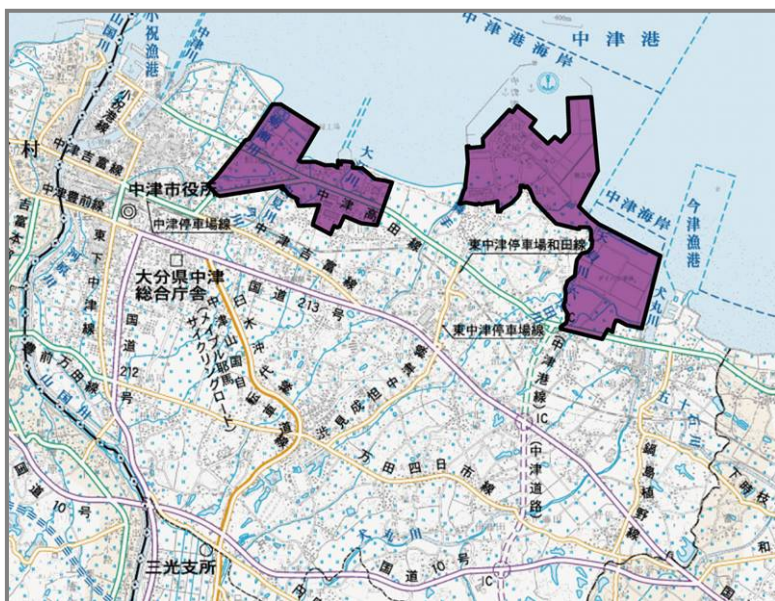
敷地周りの緑化の推進

### 3. 臨海工業エリア

#### (1) エリアの特性

- 田尻工業団地や昭和新田をはじめ、製造業を中心とした工場群が集積しており、工業地帯特有の景観を形成しています。
- 近年、幹線道路沿いの農地が転用され商業施設が立地するなど、その景観にも変化が見られます。

エリア図



#### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- |        |           |       |
|--------|-----------|-------|
| • 田尻港  | • 県道中津高田線 | • 犬丸川 |
| • 蛸瀬大橋 | • 自見川     | など    |

### (3) 景観上の課題

- 工場地帯では、大規模で単調な建物が多く、また緑が少ないため、潤いに乏しい印象を与え、親しみの薄い景観となっています。
- 色彩の鮮やかな商業施設や遊戯施設などが散在し、まちなみ景観と調和していないものが見られます。
- 工業地域に中高層の建築物が建設されており、今後も建設が予想されます。
- 幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。

### (4) 景観形成方針

- 臨海工業地帯として工業振興を推進しながら、周辺の景観に調和した景観の形成を図ります。
- 県道中津高田線の沿道景観の保全に努めます。
- 河口域の自然景観に配慮した親水空間の創出を図ります。
- 自然景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

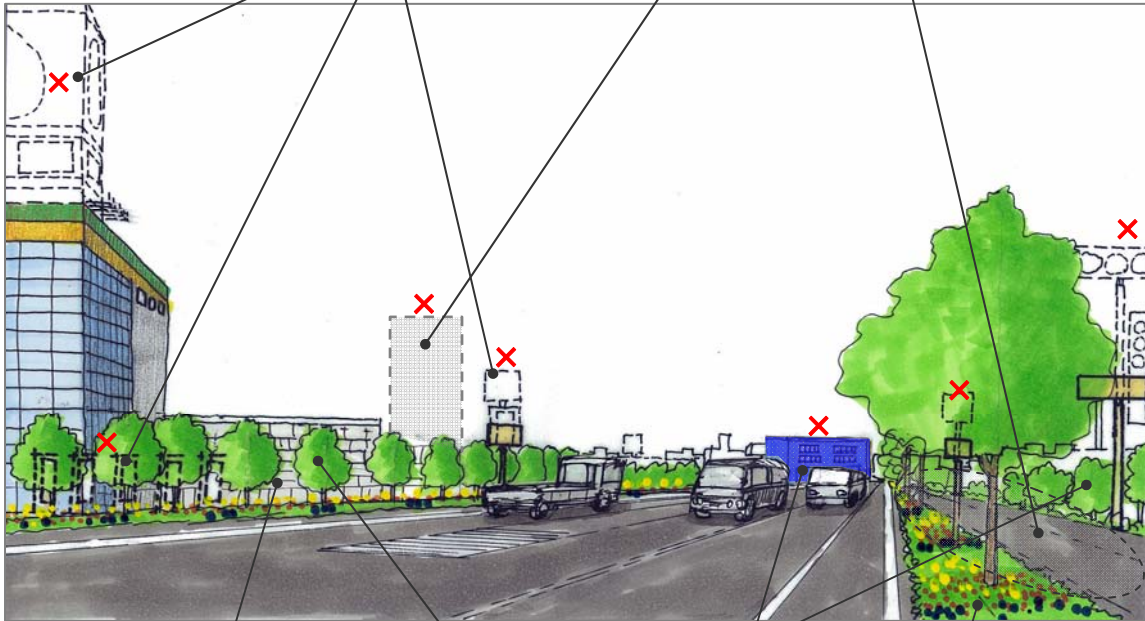
- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
  - 建築物の周囲の緑化を図ります。
  - 大規模な建築物や構造物は、周辺に圧迫感を与えないようセットバックし、植栽等による軽減を図ります。
  - 建築物の高さは、八面山の稜線を超えないよう誘導します。
  - 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
  - 良好な景観の眺望点の周辺では、屋外広告物の掲出を控えるように努めます。
  - 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃活動、草刈活動により水辺景観の保全を図ります。
  - 道路空間等の公共空間の緑化の推進を図ります。
  - 景観資源への眺望を阻害している電柱や電線は、位置の変更や整理、統合、地中化を図ります。
  - ゴミ等の不法投棄物を減少させるように努めます。
-

【景観形成のイメージ図】

広告物は集約化し、必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする

八面山への眺望を阻害する高さの建築物の規制・誘導

電線・電柱は、裏電柱化や地中化等により、まちなみ景観に配慮する



大規模建築物等については、セットバックや植栽等により、周辺への圧迫感の軽減を図る

敷地周りの緑化の推進

周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導

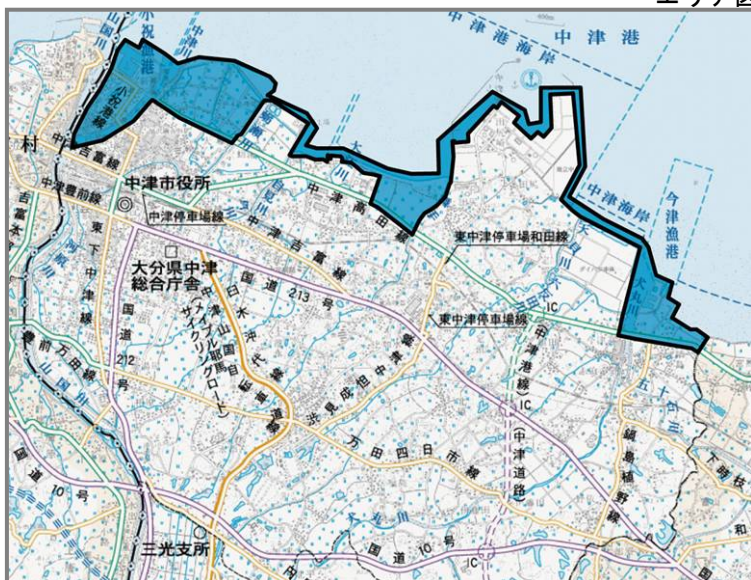
公共空間の緑化推進

## 4. 沿岸エリア

### (1) エリアの特性

- 山国川、中津川、蛸瀬川及び犬丸川河口域に位置し、小祝漁港・今津漁港をはじめ、中津市の水産業の拠点となっています。
- 海岸線部には、国内屈指の規模を誇る中津干潟が広がり、東浜、大新田など遠浅な海岸は、昔から良好な水辺空間として人々に親しまれています。
- 連担した農地が広がり、土地利用計画の見直しが検討されています。
- 河口付近の水域には、様々な動植物を見ることができ、豊かな自然景観を形成しています。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- |        |         |          |
|--------|---------|----------|
| • 中津漁港 | • 今津漁港  | • 大新田の浜  |
| • 中津港  | • 龍王橋   | • 小祝漁港   |
| • 北門橋  | • 小祝の土手 | • 閻無浜 など |

(3) 景観上の課題

- 開発行為により、農地と海岸線の調和した景観が損なわれる可能性があります。
- 幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。
- 砂浜や松林など良好な自然景観の減少がみられます。
- 護岸の改修工事等により、良好な自然景観の阻害や親水空間の減少がみられます。
- 河口域や海岸線に堆積する漂着ごみ、海岸部の不法投棄により景観が損なわれています。

(4) 景観形成方針

- 河口域や海岸線の自然景観の維持・保全を図ります。
- 自然景観と調和した水辺景観を形成します。
- 広大な中津干潟の保全とその海岸線に松林が生き生きと育つ環境づくりを進め、良好な沿岸景観を形成します。
- 海岸線の漂着物、不法投棄物を除却し、良好な海岸景観を形成します。

(5) 景観形成の方策

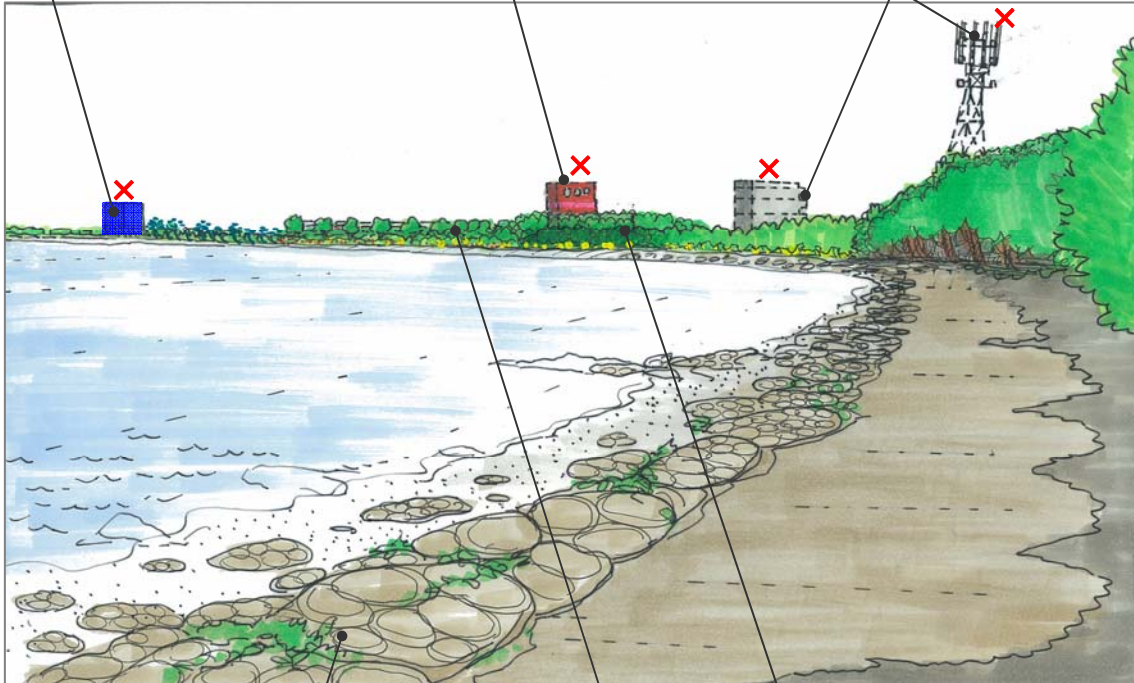
- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 建築物の周囲の緑化を図ります。
- 大規模な建築物等については、セットバックや植栽等により、周辺への圧迫感の軽減を図ります。
- 大規模な建築物等は、配置・高さ等の配慮により、周辺景観との調和を図ります。
- 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- 良好な景観の眺望点の周囲には屋外広告物の掲出を控えるように努めます。
- 道路空間等の公共空間の緑化の推進を図ります。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃活動、草刈活動による水辺景観の保全を図ります。
- 海岸線の定期的な清掃活動を推進し、ゴミ等の不法投棄物を減少させるように努めます。

【景観形成のイメージ図】

水辺景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導

水辺景観と不調和な大きさ・色彩の広告物の規制・誘導

水辺景観と不調和な建築物等の配置・高さ等の規制・誘導



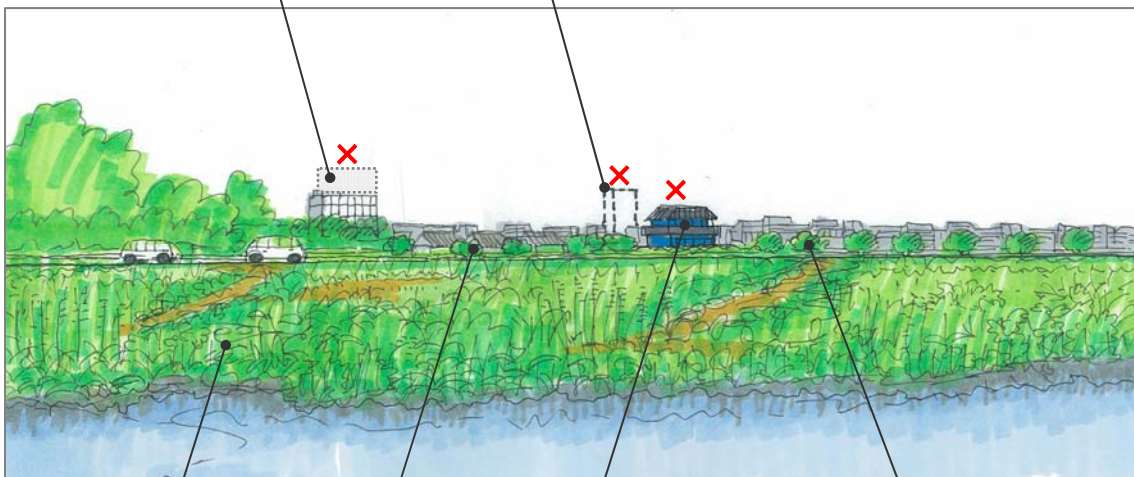
多自然水辺づくりの推進

海際の緑化の推進

大規模建築物等については、セットバックや植栽等により、周辺への圧迫感の軽減を図る

広告は必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする

周辺のまちなみと不調和な突出した高さの建築物の規制・誘導



多自然水辺づくりの推進

幹線道路の沿道緑化の推進

まちなみと調和しない派手な色彩の建築物の規制・誘導

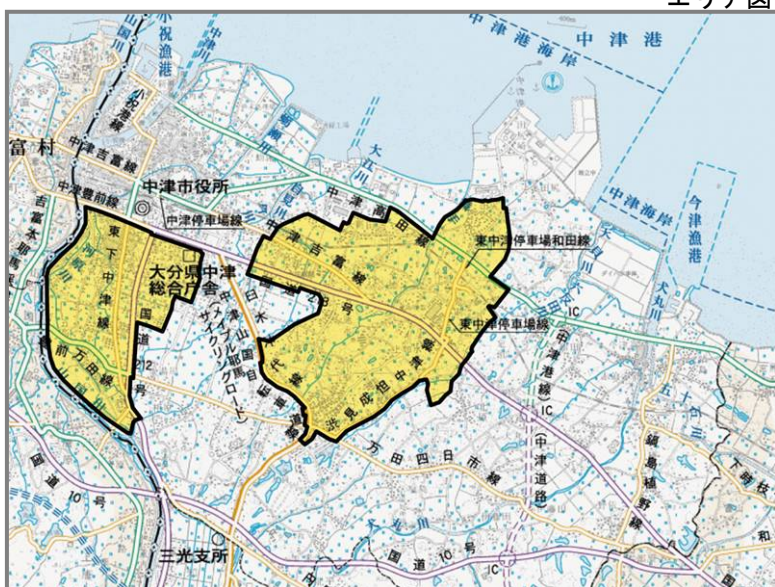
敷地周りの緑化の推進

## 5. 郊外住宅エリア

### (1) エリアの特性

- 中心市街地郊外の平野部を中心に住宅地帯が広がりをみせています。
- 農業振興地域に指定された農地と住宅地が混在しつつあります。
- 幹線道路沿いを中心に住宅や店舗が数多く立地し、現代的な建築物を中心とした住宅地となっています。
- 道路網が整備され、公共交通機関等の利便性も高く、中津市内でも定住人口が増えている地域です。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- 山国川沿いの堤防
- 沖代平野
- 宮永浄水場
- 沖代小学校西側河川
- 緑化された団地
- など



### (3) 景観上の課題

- 新旧の建築物が混在し、周囲の景観と調和がとれず、統一感に欠けています。
- 農地の転用による宅地化が進行し、田園風景と調和した景観が損なわれつつあります。
- 様々な大きさや色の建築物が立ち並び、それぞれが周囲の景観と調和がとれず、統一感に欠けています。
- 色彩の鮮やかな商業施設や遊戯施設などが散在し、まちなみ景観と調和していないものが見られます。
- 第1種住居地域に中高層の建築物が建設されており、今後も建設が予想されます。
- 幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。

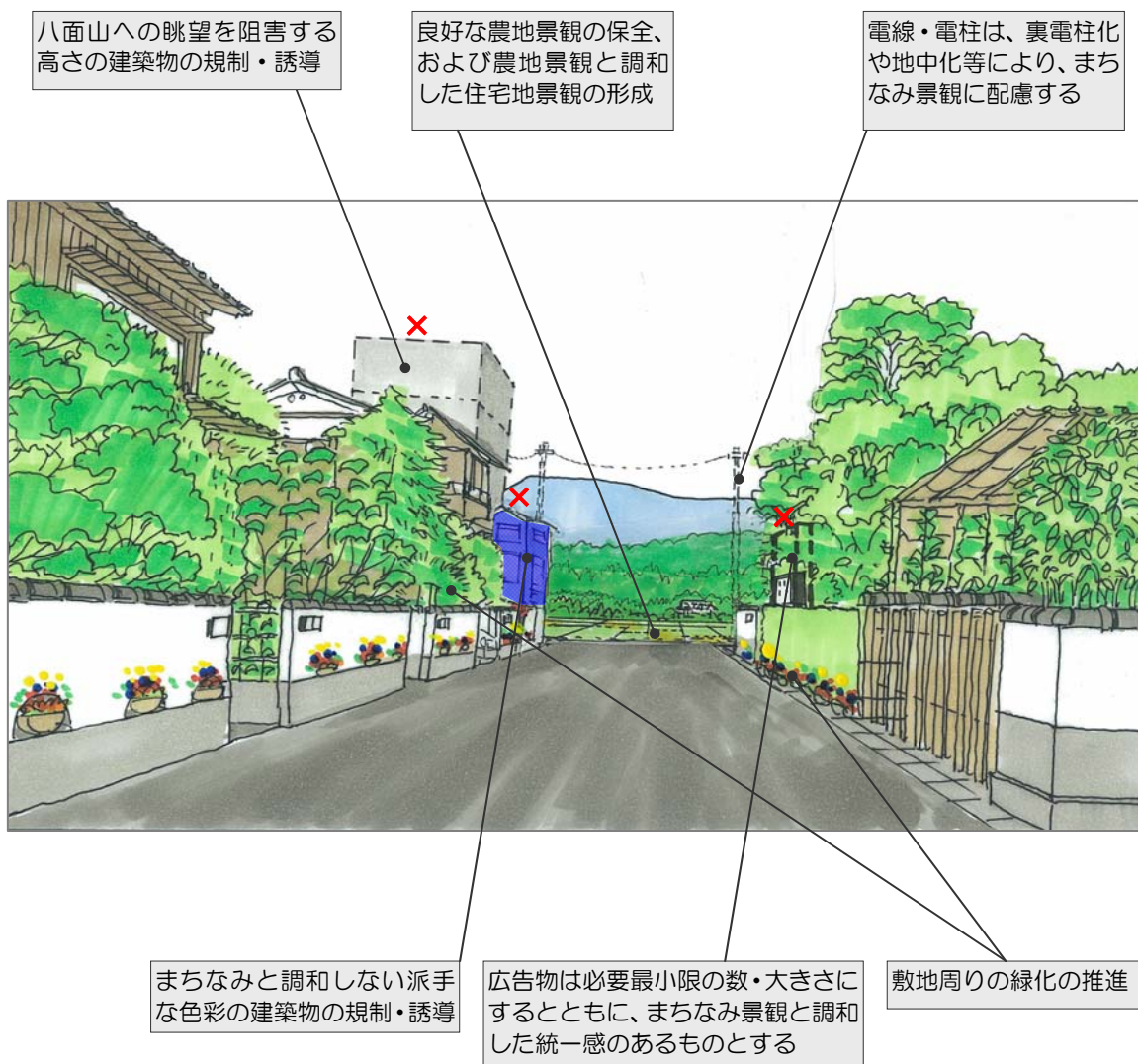
### (4) 景観形成方針

- 田園風景に調和した良好な住環境の形成を図ります。
- 緑化を推進し、みどりある美しいまちなみの形成を図ります。
- 市街地景観の背景となる八面山の稜線を超える建築物を制限し、良好な眺望景観を形成します。
- 農業振興地域の農地の保全を図るとともに田園景観の保全を図ります。
- 自然景観やまちなみ景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 建築物の高さは、八面山の稜線を超えないよう誘導します。
- 建築物の周囲の緑化を図ります。
- 耕作地を維持・保全し、荒地の減少に努めます。
- 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- 道路空間等の公共空間の緑化の推進を図ります。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。

【景観形成のイメージ図】

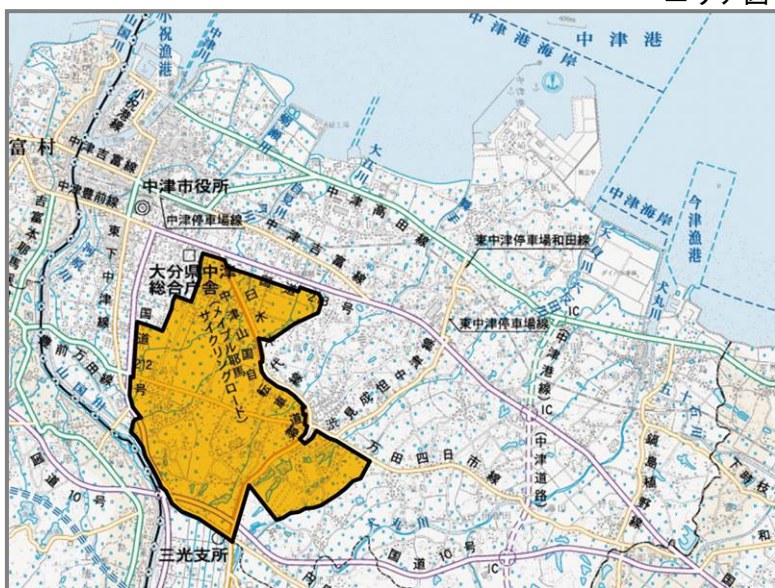


## 6. 古代遺跡エリア

### (1) エリアの特性

- ・ 薦神社、長者屋敷、沖代条里など、中津の歴史を今に伝える遺構、建築物等が、閑静なたたずまいの中に保全されており、この地域の歴史を感じさせます。
- ・ 古代より盛んに稲作が行なわれ、現在も農業地帯として土地利用がなされています。
- ・ 公共の公園や運動施設が整備され、人々の憩いの場としても親しまれています。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- ・ 薦神社及びその周辺
- ・ 長者屋敷及びその周辺
- ・ 永添の坂から眺める沖代条里
- ・ ダイハツ九州アリーナ
- ・ 大貞公園
- など

### (3) 景観上の課題

- 広大な水田地帯が、宅地化により蚕食され、条里地割の喪失がみられます。
- 色彩の鮮やかな商業施設などが散在し、まちなみ景観と調和していないものが見られます。
- 建築物や屋外広告物の色彩で、周辺の景観に調和していないものがみられます。
- 幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。

### (4) 景観形成方針

- 中津の古い歴史を伝える場所として、古代の情景を偲ばせるような歴史的景観の保全を図ります。
- 緑豊かな田園風景と調和した良好な住環境の形成を図ります。
- 田園景観の背景となる八面山の稜線を超える建築物を制限し、良好な眺望景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

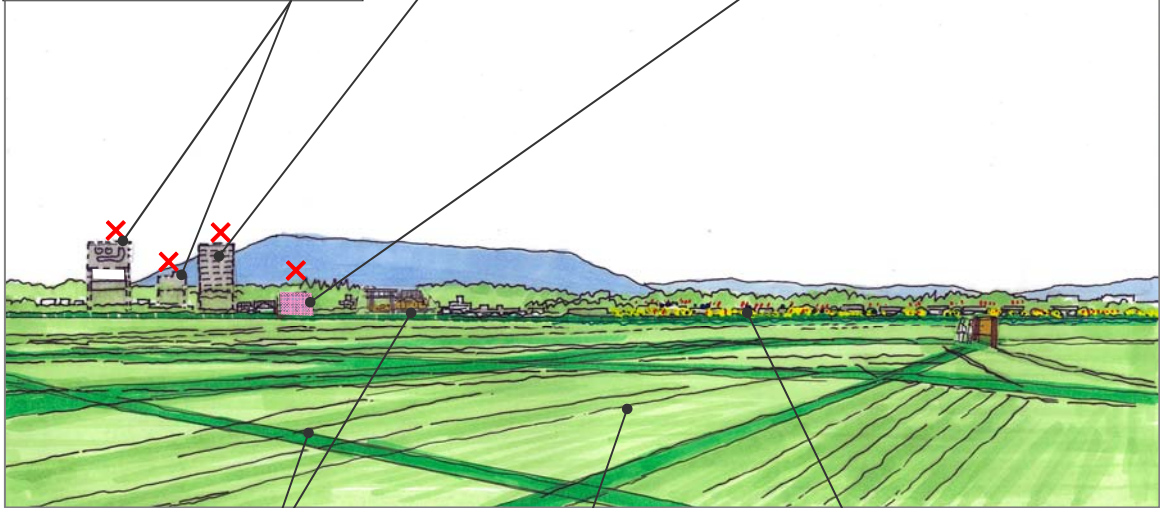
- 神社、屋敷、条里などの歴史的景観の保全を図ります。
- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 建築物の高さは、八面山の稜線を超えないよう誘導します。
- 建築物の周囲の緑化を図ります。
- 耕作地を維持・保全し、荒地の減少に努めます。
- 屋外に物品を堆積する場合は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図ります。
- 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- 良好な景観の眺望点の周囲には屋外広告物の掲出を控えるように努めます。
- 道路空間等の公共空間の緑化の推進を図ります。
- 歴史的遺構の案内板や説明板は、統一した様式とするように誘導します。

【景観形成のイメージ図】

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

八面山への眺望を阻害する高さの建築物の規制・誘導

周辺の自然・まちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導



神社、屋敷、条里などの歴史的景観の保全

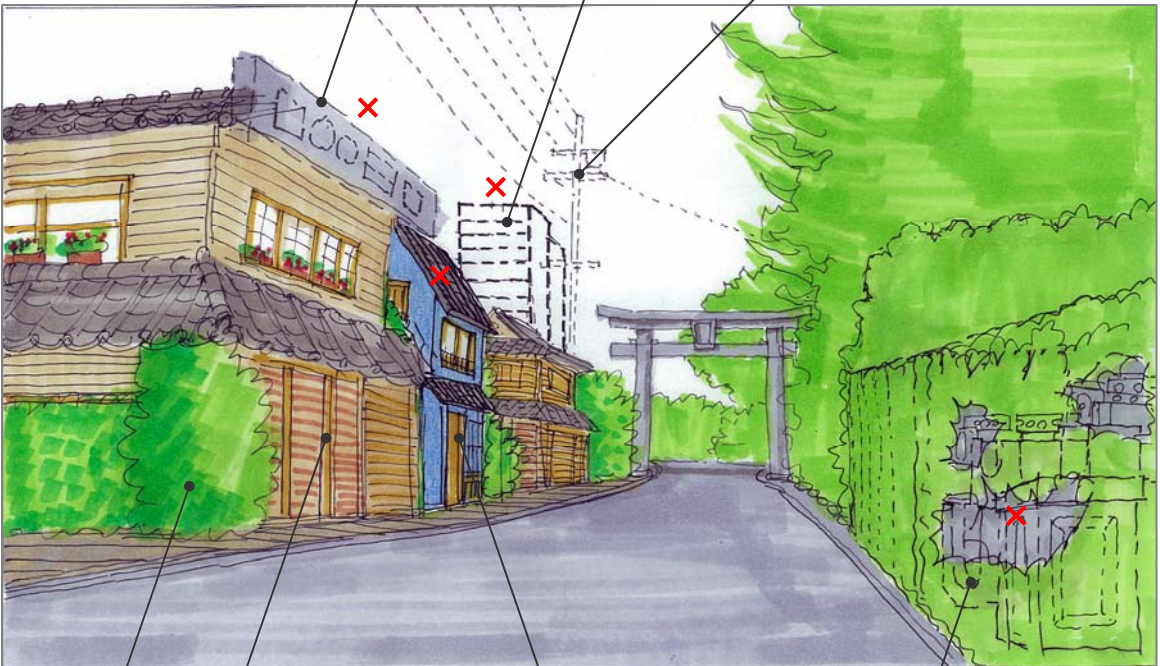
良好な農地景観の保全

敷地周りの緑化の推進

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

周辺のまちなみと不調和な突出した高さの建築物の規制・誘導

電線・電柱は、裏電柱化や地中化等により、まちなみ景観に配慮する



敷地周りの緑化の推進

歴史的景観と調和した形態・意匠への建築物の誘導

周辺の自然・まちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導

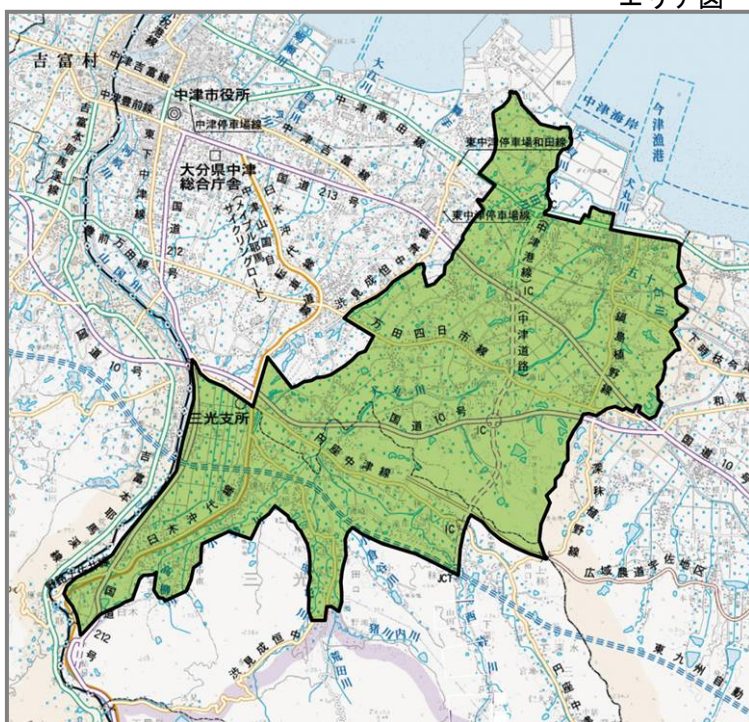
物品の堆積は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図る

## 7. 郊外田園エリア

### (1) エリアの特性

- 中心市街地から郊外住宅エリア、古代遺跡エリアを挟んで扇状に広がる田園地帯です。八面山からは、山裾から市街地へ広がるその田園風景を遠望することができます。
- 田園景観に配慮された工業団地に企業が誘致されています。
- 山国川や犬丸川及びその支流域に属し、水田を中心とする伝統的な集落が形成され田園の景観を形成しています。
- 幹線道路の整備による新しい商業施設や工場が進出し、今後の高速道路等の整備により、自然景観への影響が危惧されます。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- 八面山
- 長久寺とその周辺の杜
- 犬丸若旗神社の桜並木と仁王様
- コスモス園と八面山
- 光永寺の枝垂れ桜

など

---

### (3) 景観上の課題

- 色彩の鮮やかな商業施設やホテルなどが散在し、まちなみ景観と調和していないものが見られます。
- 建築物や屋外広告物の色彩で、周辺の景観に調和していないものが見られます。
- 土石類の採取や樹木の伐採等による山肌の露出がみられ、田園景観が損なわれているところがあります。
- 新たな道路網の整備やそれに伴う大型施設の進出が、良好な田園風景に大きな変化をもたらす可能性があります。
- 携帯電話等の電波塔や鉄塔が設置され、周辺景観と調和していないものが見られます。
- 幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。
- 東九州自動車道や中津日田高規格道路のインターチェンジ付近に、中高層の商業施設や遊戯施設の立地が予想されます。
- 幹線道路や河川堤防に草木が繁茂し、眺望景観を阻害している場所があります。
- 少子高齢化により耕作放棄された土地が増加しつつあります。

### (4) 景観形成方針

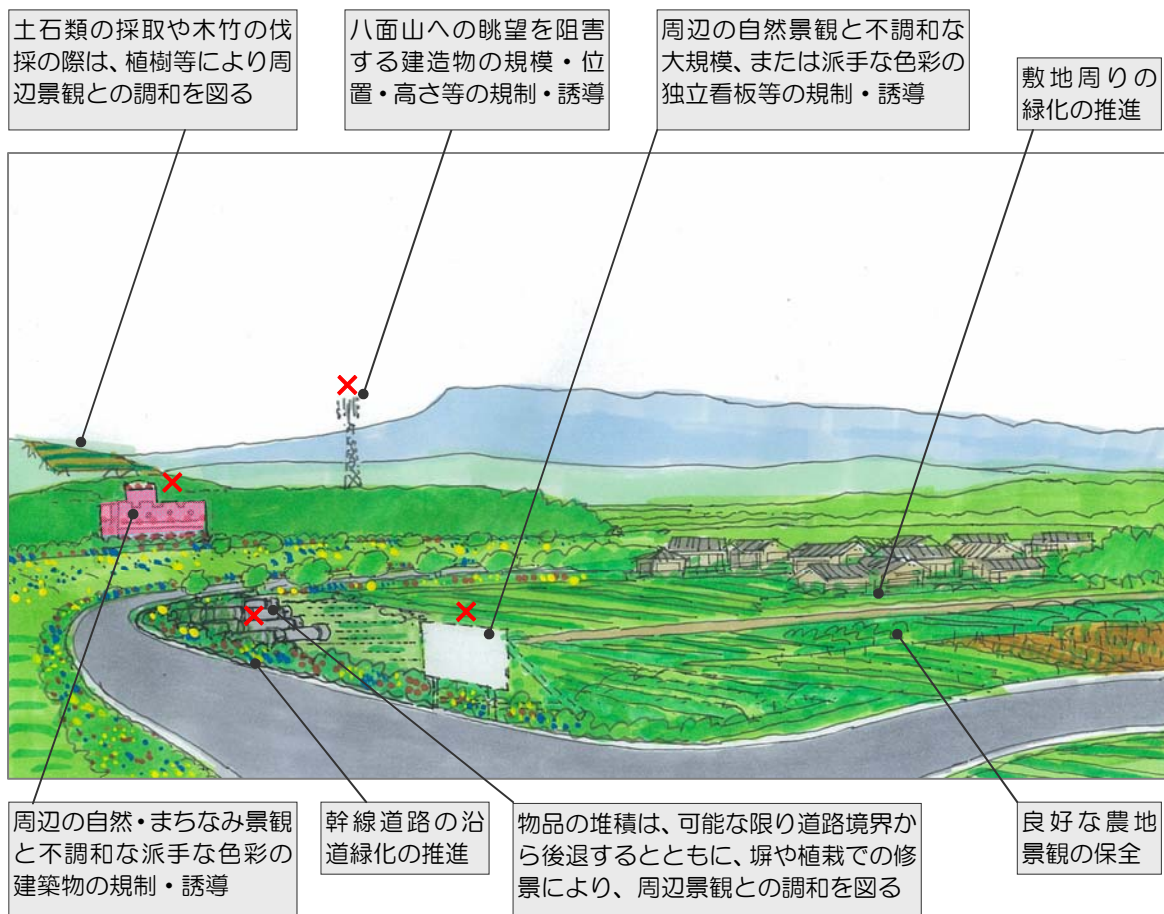
- 緑豊かな田園風景と調和した良好な住環境の形成を図ります。
- 大規模な建築物や構造物、工作物（電波塔や鉄塔等）が周囲の豊かな田園風景と調和するように景観形成を図ります。
- 幹線道路や河川堤防を眺望点とした眺望景観の形成を図ります。
- 田園景観の背景となる八面山の稜線を超える建築物を制限し、良好な眺望景観を形成します。
- 耕作放棄地を解消し、自然・農村景観を維持・保全します。
- 自然景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
  - 建築物の高さは、八面山の稜線を超えないよう誘導します。
  - 電波塔などの工作物等については、共同施設化や規模、位置、高さ、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
  - 建築物の周囲の緑化を図ります。
  - 土石類の採取や樹木の伐採等については、植樹等による緑化により周辺景観との調和を図ります。
  - 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
  - 良好な景観の眺望点の周囲には屋外広告物の掲出を控えるように努めます。
-

- 屋外に物品を堆積する場合は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図ります。
- 耕作地を維持・保全し、荒地の減少に努めます。
- 耕作放棄地の解消に向けた施策の推進や、NPOなど市民活動による景観維持を図ります。
- 幹線道路沿道の緑化の推進を図ります。
- 幹線道路や河川堤防を良好な景観の眺望点として整備するため、市民やNPOと協働して草木の伐採を実施します。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。

【景観形成のイメージ図】



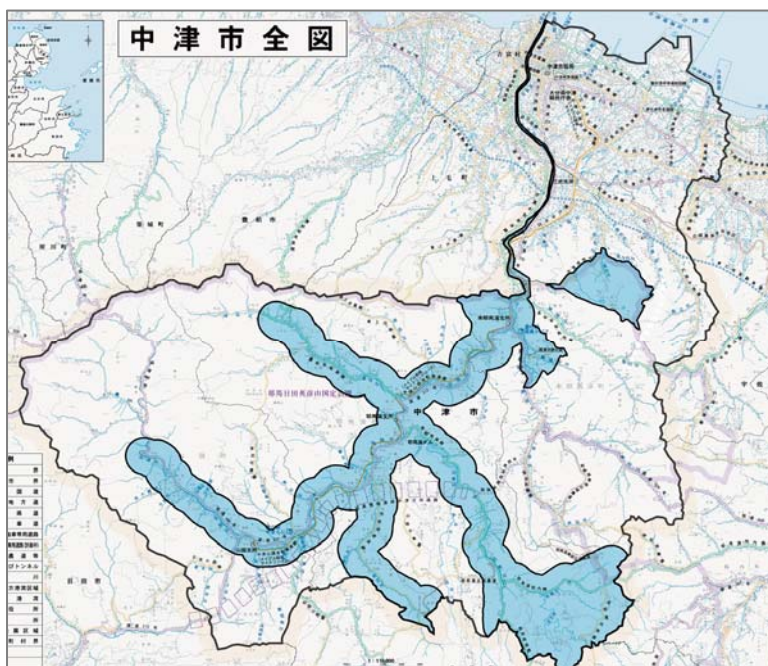


## 8. 山国川水系・名勝耶馬溪エリア

### (1) エリアの特性

- ほとんどが耶馬日田英彦山国定公園に属し、山国川、山移川、金吉川などの上中流域の溪谷には、奇岩・秀峰の景勝地としても知られる観光スポットが点在します。
- 狭隘な谷間に農地や住宅地が散在し、それらが集落を形成しています。観光資源にも恵まれ、来訪者にとっては印象に残る地域です。
- 国道212号線と各集落を結ぶ道路が交わる地域は、旧行政区の中心地的な役割を担っており、現在も公共サービスの拠点となっています。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- 名勝耶馬溪の景とその周辺
- 山国川水系の河川敷
- 冠石野の桜並木
- 深耶馬溪のもみじ
- 柁木の滝
- 石橋
- 御霊のもみじ
- 深耶馬溪折戸の奈女川の滝
- 光円寺のしだれ桜
- メイプル耶馬サイクリングロード
- 八面山
- 柿坂の鉄橋と岩峰
- 溪石園
- 羅漢寺
- 長岩城
- 落合の滝
- 雲八幡宮千年杉

- ・日田往還中津街道跡の洞門
- ・神尾家住宅
- ・教順寺の石段
- ・かかしワールド
- など

### (3) 景観上の課題

- ・色彩の鮮やかな商業施設や店舗などが散在し、まちなみ景観と調和していないものが見られます。
- ・中津日田高規格道路のインターチェンジ付近に、商業施設や遊戯施設の建設が予想されます。
- ・放棄された耕作地や山林が見られ、観光地としての景観が損なわれているところがあります。
- ・建築物や工作物、屋外広告物の色彩で、周辺の景観に調和していないものが見られます。
- ・土石類の採取による山肌の露出がみられ、自然景観が損なわれているところがあります。
- ・小規模な建築物等の建設や樹木の伐採が行われ、自然景観が損なわれているところがあります。
- ・幹線道路沿いには、商業施設の屋外広告物やのぼり旗などが散見されます。
- ・携帯電話等の電波塔や鉄塔が設置され、周辺景観と調和していないものが見られます。また、エコエネルギーとして、今後風力発電施設が設置される可能性も危惧されます。
- ・自然景観を阻害する自動販売機、電柱、ガードレールが散見されます。
- ・名勝耶馬溪に指定された各所の景は、自然林等の繁茂によりその奇岩・秀峰の景観が失われつつあります。
- ・幹線道路や河川堤防に草木が繁茂し、眺望景観を阻害している場所があります。
- ・少子化等による小学校の統廃合が行われ、地区の風景となっていた小学校が廃止されつつあります。
- ・過疎化の影響により、棚田や美林等の農山村景観を維持していくことが困難な地区が今後発生することが危惧されます。

### (4) 景観形成方針

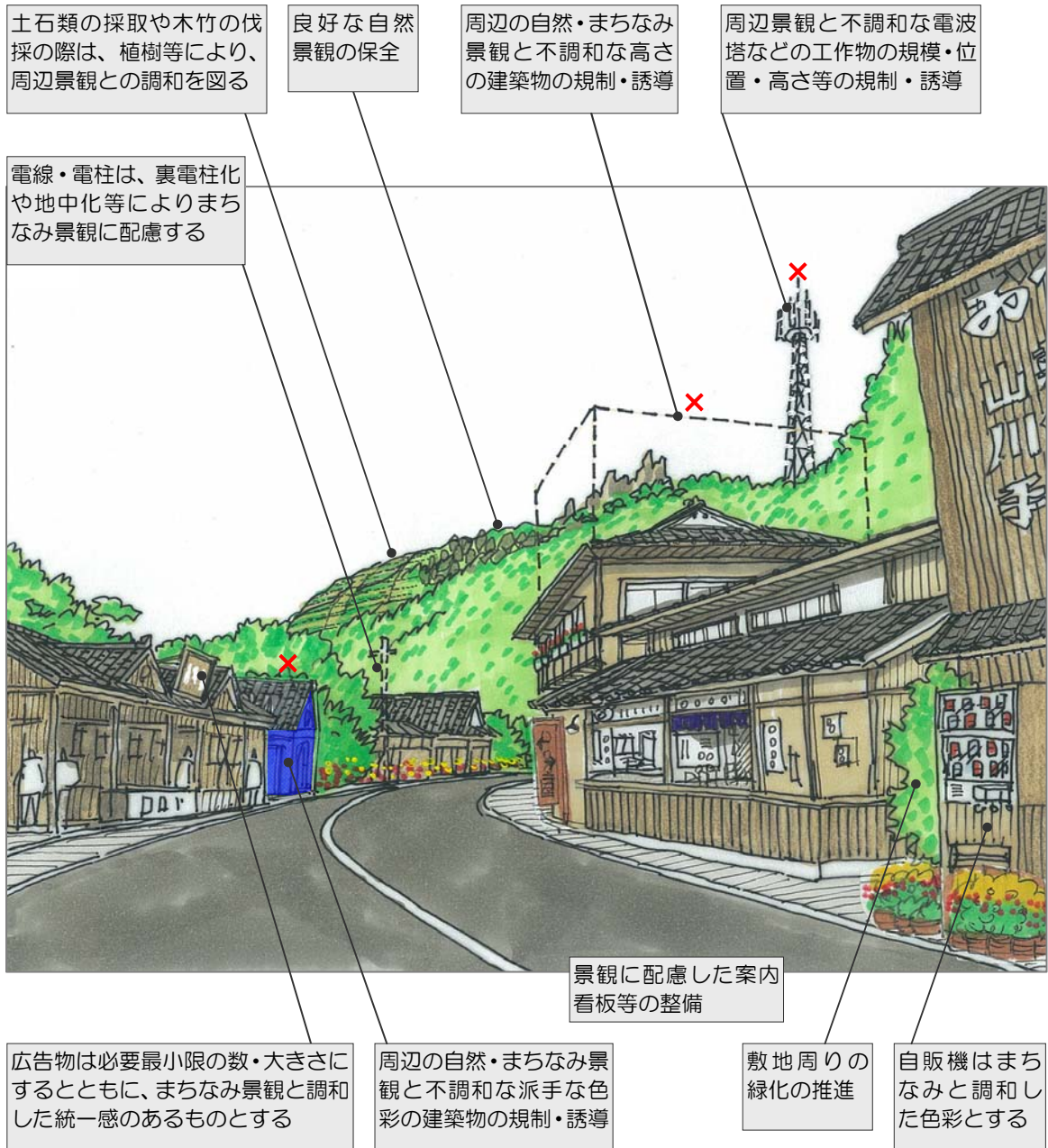
- ・名勝耶馬溪に代表される国定公園内での開発を最小限に止め、良好な自然景観の保全を図ります。
- ・名勝耶馬溪に指定されている各所の景について、古来の自然景観に修景します。
- ・建築物や構造物、工作物（電波塔や鉄塔、風力発電等）が周囲の豊かな自然景観と調和するように景観形成を図ります。
- ・幹線道路や河川堤防を眺望点とした眺望景観の形成を図ります。
- ・廃校となった小学校舎を保存し、愛着のある景観を維持します。
- ・耕作放棄地の解消や過疎化対策を推進し、農山村景観を維持します。
- ・自然景観と調和した水辺景観を形成します。

---

### (5) 景観形成の方策

- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 電波塔などの工作物等については、共同施設化や規模、位置、高さ、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 建築物の周囲の緑化を図ります。
- 屋外に物品を堆積する場合は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図ります。
- 土石類の採取や樹木の伐採等については、植樹等による緑化により周辺景観との調和を図ります。
- 名勝耶馬溪の修景作業を行政やNPO、地域住民が協働して取り組みます。
- 耕作放棄地の解消に向けた施策の推進やNPOなど市民活動による景観維持を図ります。
- 林野は、伐採後に適切な処置を行い、観光地としての景観を損なわないように努めます。
- 来訪者にわかりやすいように景観に配慮した案内看板等の整備を図ります。
- 不要となった看板の撤去に努めます。
- 良好な景観の眺望点の周囲には屋外広告物の掲出を控えるように努めます。
- 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- 新規に設置される自動販売機、電柱、ガードレールについては、周辺景観に合わせた色彩の選定を促します。
- 幹線道路沿道の緑化の推進を図ります。
- 幹線道路や河川堤防を良好な景観の眺望点として整備するため、市民やNPOと協働して草木の伐採を実施します。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。
- 廃校となった小学校舎を地域のコミュニティの場、内外の交流の場として保存・活用します。
- 団塊世代の里帰りや空き住宅の斡旋などの定住対策、NPO等による小規模集落応援隊等を積極的に推進し、景観を守る農山村集落の維持を図ります。
- 第一次産業を活性化し、地産地消運動を推進することにより、山国川の上流から下流の市民と一緒に農山村景観を維持します。
- 自然環境保護や景観保全に取り組むNPOなどの団体の育成に努めます。

【景観形成のイメージ図】

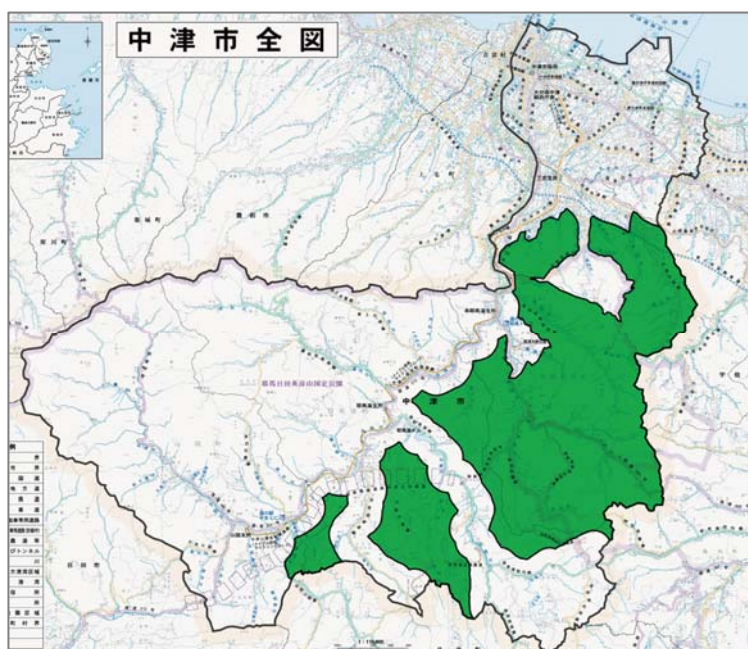


## 9. 中山間エリア

### (1) エリアの特性

- 多くが耶馬日田英彦山国定公園に属する地域で、四季折々の自然豊かな景観を見ることができます。
- 山国川、犬丸川の上流及びそれらの支流域に属し、その川筋に沿って水田や茶畑などの農村風景が見られます。
- 沿道に集落が形成され、その地域にみられる神社、お堂、祭事などが風景になじみ、人々にゆとりを与えています。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- 名勝耶馬溪の景とその周辺
  - 集落内の棚田や石垣
  - はなぐり茶園
  - 深泉寺のしだれ桜
  - やかた田舎の学校
  - 東谷、屋形のほたる
  - 直入畑の滝
- など

### (3) 景観上の課題

- 放置されたままの農地や林野が見られ、中山間地の景観が損なわれているところがあります。
- 建築物や工作物、屋外広告物の色彩で、周辺の景観に調和していないものが見られます。
- 携帯電話等の電波塔や鉄塔が設置され、周辺景観に調和していないものが見られます。また、エコエネルギーとして、今後風力発電が設置される可能性も危惧されます。
- 木竹の伐採や土砂の採取などにより自然景観が損なわれているところがあります。
- 過疎化の影響により、棚田や美林等の農山村景観を維持していくことが困難な地区が今後発生することが危惧されます。

### (4) 景観形成方針

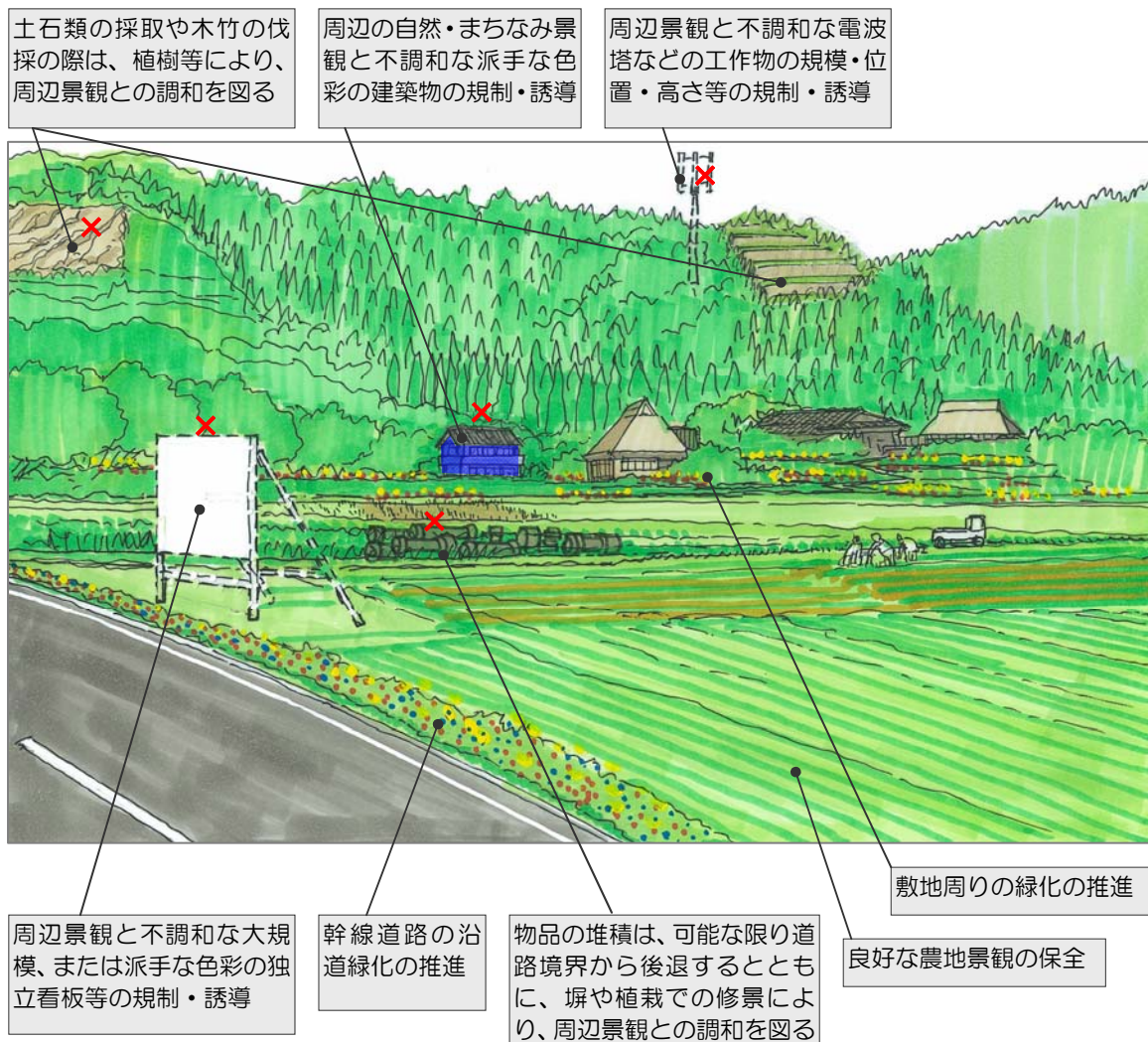
- 名勝耶馬溪に代表される国定公園内での開発を最小限に止め、良好な自然景観の保全を図ります。
- 大規模な建築物や構造物、工作物（電波塔や鉄塔、風力発電等）が周囲の豊かな田園風景と調和するように景観形成を図ります。
- 自然環境となじみ、人々にやすらぎを与える良好な里山景観の保全を図ります。
- 一年を通して田植えや稲刈り、茶摘みの様子など、農村地域ならではの季節を感じさせる風物詩を大切に作る景観を保全します。
- 人工林や自然林による美林景観を保全します。
- 耕作放棄地の解消や過疎化対策を推進し、農山村景観を維持・保全します。
- 自然景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 電波塔などの工作物等については、共同施設化や規模、位置、高さ、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
- 建築物の周囲の緑化を図ります。
- 屋外に物品を堆積する場合は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図ります。
- 森林の伐採後は、植樹等を行い、中山間部の景観の連続性を損なわないように努めます。
- 自然林や人工林の保全に努めるとともに、環境保護の視点からも広葉樹の植林を推進します。
- 各集落にみられる神社やお堂、祭事などは、地域で継承していくよう努めます。
- 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
- 良好な景観の眺望点の周辺では、屋外広告物の掲出を控えるように努めます。
- 幹線道路沿道の緑化の推進を図ります。

- 耕作地を維持・保全し、荒地の減少に努めます。
- 耕作放棄地の解消に向けた施策の推進やNPOなど市民活動による景観維持を図ります。
- 団塊世代の里帰りや空き住宅の斡旋などの定住対策やNPO等による小規模集落応援隊等を積極的に推進し、景観を守る農山村集落の維持を図ります。
- 第一次産業を活性化し、地産地消運動を推進することにより、山国川の上流から下流の市民と一緒に農山村景観を維持します。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。
- 自然環境保護や景観保全に取り組むNPOなどの団体の育成に努めます。

【景観形成のイメージ図】



## 10. 森林保全エリア

### (1) エリアの特性

- 全域が耶馬日田英彦山国定公園に属し、山国川の源流として耶馬溪杉の美林が連なり、水源かん養機能が高い地域です。
- 深い谷に沿って小さな山間集落が点在し、山々の新緑や紅葉、蛍の乱舞、雪景色など四季を通じて美しい景観を見ることができます。
- 農地の面積は狭く、棚田の石積みや果樹園、山林の広がる風景は、山間地域特有の個性を感じさせます。

エリア図



### (2) 主な景観場（ビュースポット）

- 名勝耶馬溪の景とその周辺
  - 羽高地区の棚田
  - 長尾野の雪景色
  - 犬ヶ岳ツクシシャクナゲ
  - 桧原山
  - 槻木薬師溪谷
  - 中摩殿畑山ブナの原生林
  - 宇曾平市方面の山々の朝霧
  - 藤野木谷のわらこすみ
  - 天の岩戸
- など



---

### (3) 景観上の課題

- 放置されたままの農地や山林が見られ、山間地域の景観が損なわれているところがあります。
- 建築物や工作物、屋外広告物の色彩で、周辺の景観に調和していないものが見られます。
- 携帯電話等の電波塔や鉄塔が設置され、周辺景観に調和していないものが見られます。また、エコエネルギーとして、今後風力発電が設置される可能性も危惧されます。
- 耕作放棄地を解消し、自然・農村景観の維持・保全が求められます。
- 過疎化の影響により、棚田や美林等の農山村景観を維持していくことが困難な地区が今後発生することが危惧されます。

### (4) 景観形成方針

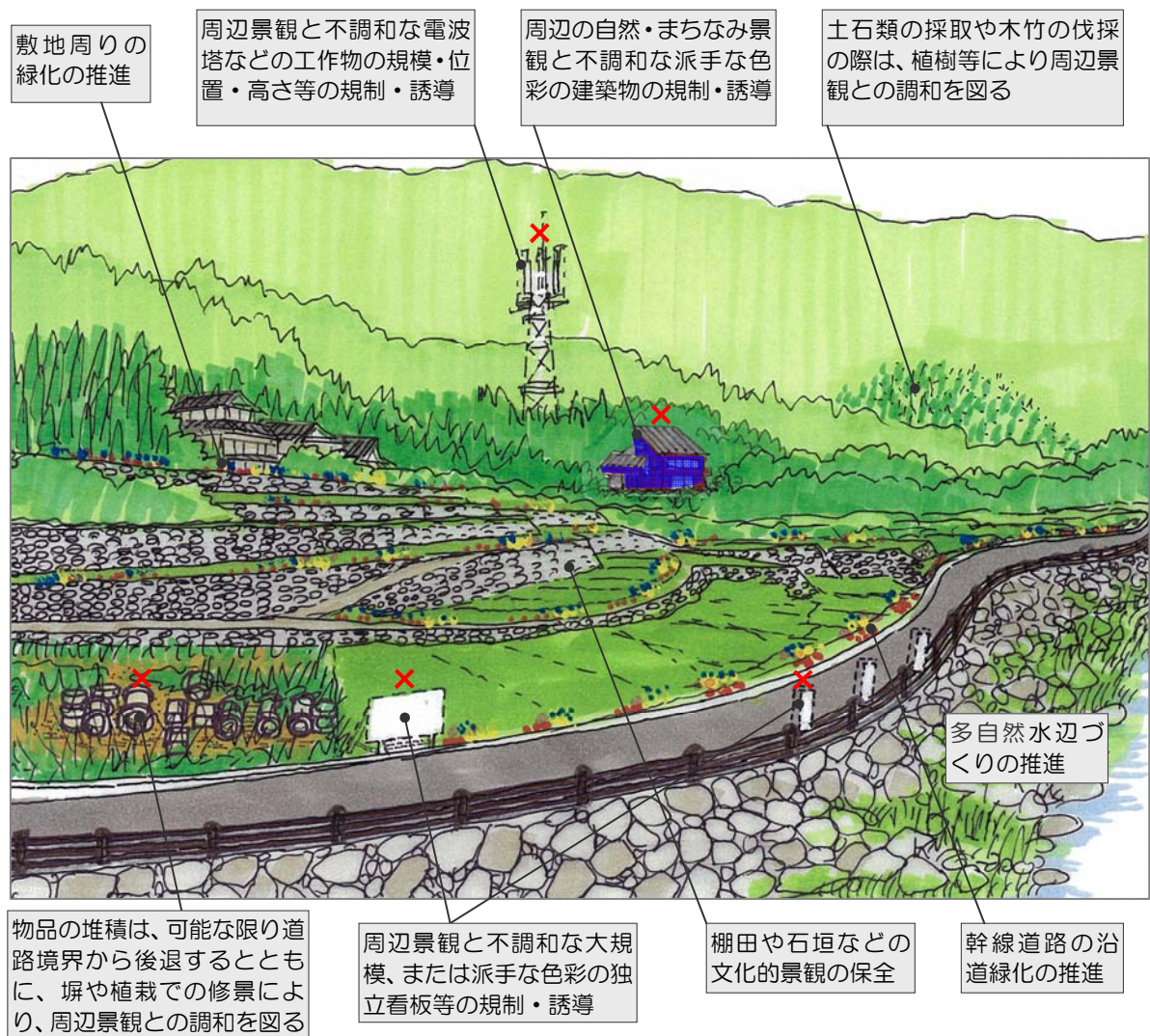
- 名勝耶馬溪に代表される国定公園内での開発を最小限に止め、良好な自然景観の保全を図ります。
- 自然環境となじみ、人々にやすらぎを与える良好な里山の景観を後世に伝えるよう保全を図ります。
- 大規模な建築物や構造物、工作物（電波塔や鉄塔、風力発電等）が周囲の豊かな田園風景と調和するように景観形成を図ります。
- 耕作放棄地の解消や過疎化対策を推進し、農山村景観を維持・保全します。
- 山国川の源流として水源かん養機能を維持するとともに、自然環境に配慮した適正な山林の管理を行います。
- 自然景観と調和した水辺景観を形成します。

### (5) 景観形成の方策

- 建築物等については、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
  - 電波塔などの工作物等については、共同施設化や規模、位置、高さ、色彩が周辺の景観と調和するように誘導します。
  - 建築物の周囲の緑化を図ります。
  - 屋外に物品を堆積する場合は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図ります。
  - 耕作地を維持・保全し、荒地の減少に努めます。
  - 耕作放棄地の解消に向けた施策の推進やNPOなど市民活動による景観維持を図ります。
  - 棚田や石橋など山間地域特有の文化と歴史性を持つ構造物は、その保全に努めます。
  - 山林は、伐採後に適切な処置を行い、山間部の景観の連続性を損なわないように努めます。
  - 屋外広告物の掲出は、必要最低限の数・大きさとするように努めます。
-

- 良好な景観の眺望点の周辺では、屋外広告物の掲出を抑えるように努めます。
- 幹線道路の沿道部分の緑化を推進し、周辺の景観と調和するように誘導します。
- 多自然の水辺づくりを推進するとともに、地域住民やNPOと連携した清掃・草刈活動による水辺景観の保全を図ります。
- 自然環境保護や景観保全に取り組むNPOなどの団体の育成に努めます。
- 団塊世代の里帰りや空き住宅の斡旋などの定住対策やNPO等による小規模集落応援隊等を積極的に推進し、景観を守る農山村集落の維持を図ります。
- 第一次産業を活性化し、地産地消運動を推進することにより、山国川の上流から下流の市民が一緒に農山村景観を維持します。

【景観形成のイメージ図】



## 第5部 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

本市の良好な景観を保全し良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画区域において行為の制限を定めます。このため、景観計画区域内において、次に定めるものの建築などを行おうとする市民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。景観形成基準に適合した行為であることの確認が求められることになります。

但し、景観形成誘導地区については、景観形成重点地区への移行を目指す区域の指定であるため、行為の制限、届出は必要ありません。

### 『景観形成の仕組み』

中津市では、市全域を対象に行う景観誘導と特定の地区について行う景観誘導との二つを組み合わせ、景観形成を図ることとします。

対 象	名 称	届出対象	景観形成誘導			
			方 針	基 準	ガイドライン	勸 告 (氏名等の公表) 変更命令
市 全 域	大規模な行為等届出地区	一定規模以上の建築物等	○	○	○	勸告
特定の地区	特定施設届出地区	主な道路沿道で別途定める特定の施設	○	○	○	勸告
	中津城周辺景観形成地区	特定の地区内にある建築物、工作物	○	○	○	勸告
	景観形成重点地区	特定の地区内にある建築物、工作物	○	○	○	勸告
	景観形成誘導地区	なし	○	—	—	—
その他の地区		なし	○	—	—	—

※既存建築物や小規模な建築などの本計画の届出対象とならない行為についても、できる限り当該計画の方針および別に定めるガイドラインに即したものとなるように努めることとします。

#### ◇勸告

- ・届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。(景観法第16条第3項)
- ・勧告に従わない場合は、氏名等を公表することができる。(景観条例第13条)

#### ◇変更命令について・・・当面適用しない。

- ・特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。(景観法第17条第1項)

### 1. 大規模な行為等届出地区

大規模な建築行為や開発等はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、東九州自動車道路や中津日田高規格道路の整備が進められている本市にあっては、自然豊かな景観やのどかな田園風景などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、市全域を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きな建築行為や開発行為等に限って届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

(1) 対象範囲

景観計画区域の全域（市全域）

(2) 届出が必要な行為と規模（※1）

区分	届出対象		規模（※2）	行為
建築物（※3）			高さ（※4・5）が 10mを超える又は延べ面積が 1,000㎡を超える建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※7）
工作物（※6）	準用工作物	柵、塀、擁壁等	高さ（※4・5）が 2mを超えるもの	
		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等	高さ（※4・5）が 4mを超えるもの	
		煙突	高さ（※4・5）が 6mを超えるもの	
		高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ（※4・5）が 8mを超えるもの	
		RC造・鉄・木柱等	高さ（※4・5）が 10mを超えるもの	
	指定工作物	太陽光発電設備	高さ（※9）が 10メートルを超えるもの又は太陽光発電パネル面の合計面積が 500㎡を超えるもの	
		高架の遊戯施設・回転式遊戯施設	高さ（※4・5）が 10mを超えるもの又は建築面積が 500㎡を超える建築物	
		アスファルトプラント、コンクリートプラント、クッシャープラントその他これらに類する施設		
		石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
		自動車車庫		
汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設				
開発行為	都市計画・準都市計画区域	3,000㎡以上の開発行為	新設、増設	
	その他の区域	10,000㎡以上の開発行為		
土石類の採取			区域面積（※8）が 1,000㎡を超え、かつのりの高さ（※5）が 2mを超えるもの	
宅地の造成その他の土地の形質の変更			区域面積（※8）が 1,000㎡を超える行為のうち、維持管理のための伐採又は移植以外の行為	
木竹の伐採又は移植			高さ（※5）が 2mを超え、かつ面積が 100㎡を超え、かつ集積等の期間が 90日を超えるもの	

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第 16 条第 7 項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあつては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物とします。（工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。）

※4 建築物・工作物に看板、高架水槽等の付帯する施設（テレビアンテナ類、避雷針を除く）を含めた高さとしします。（以下、同じ。）

※5 当該敷地が道路に接する場合は、主要な前面道路の路面の中心からの高さとしします。道路に接しない場合は、地盤面からの高さとしします。地盤面とは、当該敷地が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が 3m を超える場合においては、その高低差 3m 以内ごとの平均の高さにおける水平面をいいます。（以下、同じ。）

※6 工作物とは、中津市景観条例別表第 1 に掲げる工作物とします。（工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。）

※7 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が 10㎡を超えるものに限りします。

※8 水平投影面積とします。

※9 最下部に設置される太陽光発電パネルの下端から最上部に設置される太陽光発電パネルの上端までの高さとする。

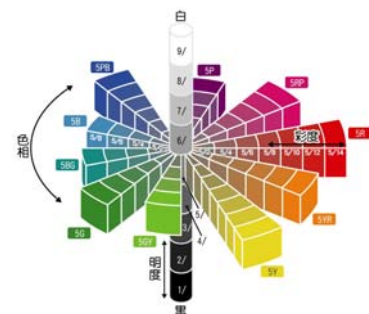
(3) 景観形成基準

事 項		景観形成基準																			
建築物 工作物	配置  高さ・ 形態・ 意匠	<p>①既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。</p> <p>②道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。)</p> <p>①まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。</p> <p>②大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>③八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。</p>																			
	色彩・ 素材	<p>①マンセル値（P107～109参照）により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着きのある色彩・素材とする。</p> <table border="1" data-bbox="501 949 1350 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">色相 エリア（参考）</th> <th rowspan="2">R（赤）～Y（黄）</th> <th colspan="2">その他の色相</th> </tr> <tr> <th>GY（黄緑）</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途 地</td> <td>城下町エリア</td> <td rowspan="2">彩度 4 以下</td> <td rowspan="2">彩度 2 以下</td> <td rowspan="2">原則として 使用不可</td> </tr> <tr> <td>域 内</td> <td>市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア</td> </tr> <tr> <td>用途 地 域 外</td> <td>郊外田園エリア 山国川水系・名勝耶馬 溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア</td> <td>彩度 3 以下</td> <td>彩度 2 以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。</p> <p>③ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。）</li> <li>・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>・航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>*質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> </li> </ul> <p>④中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>⑤耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。</p>		色相 エリア（参考）		R（赤）～Y（黄）	その他の色相		GY（黄緑）	他	用途 地	城下町エリア	彩度 4 以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可	域 内	市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	用途 地 域 外	郊外田園エリア 山国川水系・名勝耶馬 溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	彩度 3 以下	彩度 2 以下
色相 エリア（参考）		R（赤）～Y（黄）	その他の色相																		
			GY（黄緑）	他																	
用途 地	城下町エリア	彩度 4 以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可																	
域 内	市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア																				
用途 地 域 外	郊外田園エリア 山国川水系・名勝耶馬 溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	彩度 3 以下	彩度 2 以下																		

事 項		景観形成基準
建築物 工作物	外構	①まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。 ②既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。 ③塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。 ④屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ⑤日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 ⑥広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。 ⑦屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。 ⑧屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。 ⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。 ⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。
・開発行為 ・土石類の採取 ・宅地の造成、その他の土地の形質の変更		①必要最小限の形質の変更や既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種などによる緑化等により、開発後の土地の地貌（ちぼう）及び景観が、周辺景観と調和したものとなるように配慮する。 ※地貌（ちぼう）＝地形や地勢
樹木の伐採 又は移植		①伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないよう必要最小限とする。 ②伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵		①道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公共の場からの眺望に配慮する。

この計画では JIS 標準色票として採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。マンセル表色系とは、色彩を 3 つの属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現するものです。

- 色相：基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用います。
- 明度：色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなります。
- 彩度：色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。



マンセル値の読み方

**5 Y R 6 / 8**  
 色相 明度 彩度  
 (5ワイアール 6 の 8と読む)

▲マンセル表色系のイメージ

## 2. 特定施設届出地区

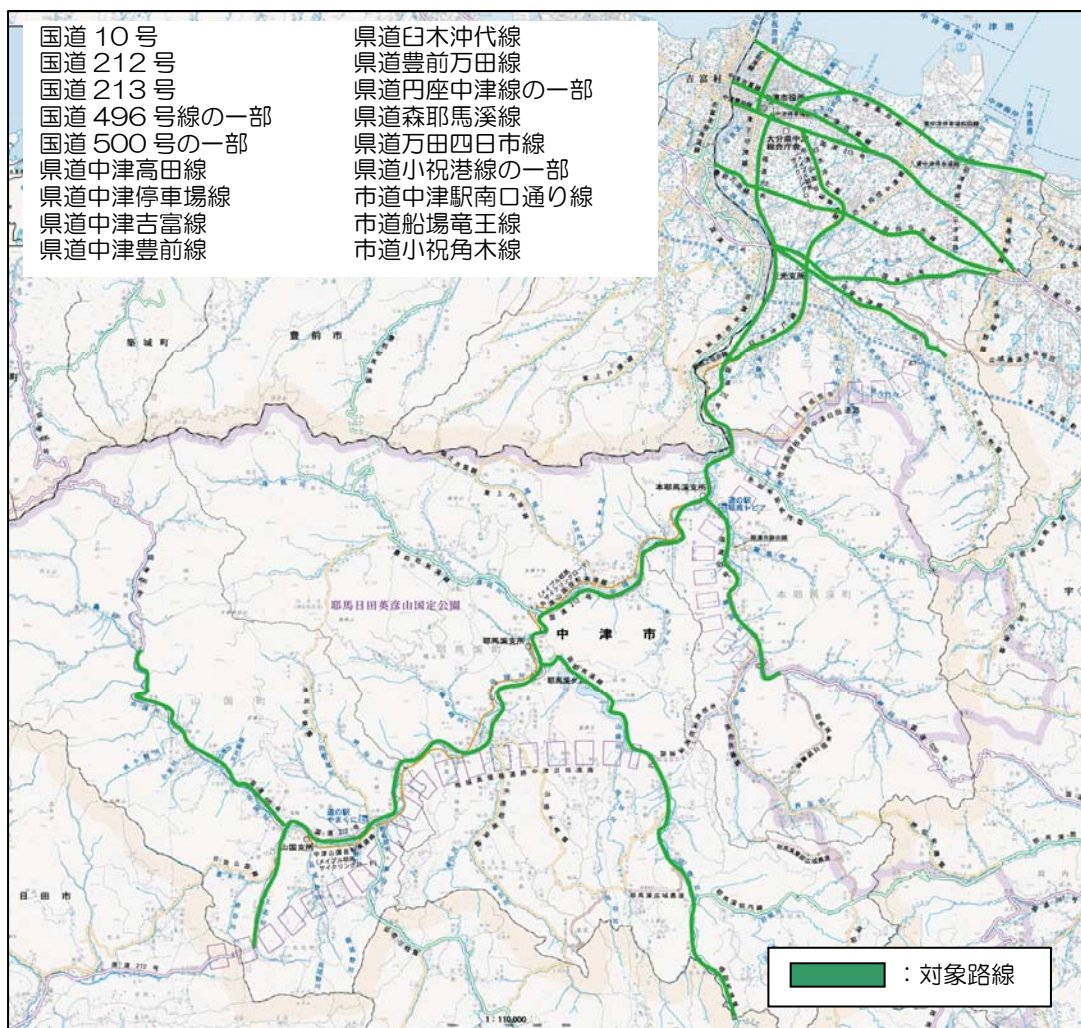
幹線道路沿いなどでは経済活動が活発に行われるため、目立つ色彩や派手な形の建築物や広告物が建設される可能性があります。東九州自動車道路や中津日田高規格道路の整備が進められている本市にあっては、自然豊かな景観やのどかな田園風景などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、幹線道路沿線を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きい派手な色彩や形になりやすい特定の建築物等について届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

### (1) 対象範囲

良好な沿道景観を保全するため、市外からの進入路や市内を巡る際の幹線道路、観光施設へのアクセス道路、インターチェンジ付近を対象範囲とします。具体的な範囲は下図に指定する路線の道路境界線から20mの範囲を含む一団の土地とします。

#### <指定する路線一覧>



(2) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象		規模	行為
建築物 工作物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から8号のいずれかに規定する営業を行うための施設		延べ面積が10㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)
	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所			
	旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設			
	景観上重要な施設	飲食店業を営むための施設		
物品販売業又は物品貸付業を営むための施設				

■ 特定施設の例

- 風営法で定める施設 例) パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、モーター等
- 危険物法で定める給油所 例) ガソリンスタンド
- 旅館法で定める施設 例) ホテル、旅館等
- 景観上重要な施設 例) 飲食店、物品販売店等

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限りません。



(3) 景観形成基準

事 項		景観形成基準																											
建築物 工作物	配置	<p>①既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。</p> <p>②道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。)</p>																											
	高さ・形態・意匠	<p>①まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。</p> <p>②大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>③八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。</p>																											
	色彩・素材	<p>①マンセル値（P107～109参照）により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色彩・素材とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">色相 エリア（参考）</th> <th rowspan="2">R（赤）～Y（黄）</th> <th colspan="2">その他の色相</th> </tr> <tr> <th>GY（黄緑）</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">用途 地 域 内</td> <td>城下町エリア</td> <td rowspan="5">彩度 4 以下</td> <td rowspan="5">彩度 2 以下</td> <td rowspan="5">原則として 使用不可</td> </tr> <tr> <td>市街地エリア</td> </tr> <tr> <td>臨海工業エリア</td> </tr> <tr> <td>沿岸エリア</td> </tr> <tr> <td>郊外住宅エリア 古代遺跡エリア</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">用途 地 域 外</td> <td>郊外田園エリア</td> <td rowspan="5">彩度 3 以下</td> <td rowspan="5">彩度 2 以下</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>山国川水系・名勝耶馬</td> </tr> <tr> <td>溪エリア</td> </tr> <tr> <td>中山間エリア</td> </tr> <tr> <td>森林保全エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。</p> <p>③ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。）</li> <li>・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>・航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>*質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> </li> </ul> <p>④中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>⑤耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。</p>				色相 エリア（参考）		R（赤）～Y（黄）	その他の色相		GY（黄緑）	他	用途 地 域 内	城下町エリア	彩度 4 以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可	市街地エリア	臨海工業エリア	沿岸エリア	郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	用途 地 域 外	郊外田園エリア	彩度 3 以下	彩度 2 以下		山国川水系・名勝耶馬	溪エリア	中山間エリア
色相 エリア（参考）		R（赤）～Y（黄）	その他の色相																										
			GY（黄緑）	他																									
用途 地 域 内	城下町エリア	彩度 4 以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可																									
	市街地エリア																												
	臨海工業エリア																												
	沿岸エリア																												
	郊外住宅エリア 古代遺跡エリア																												
用途 地 域 外	郊外田園エリア	彩度 3 以下	彩度 2 以下																										
	山国川水系・名勝耶馬																												
	溪エリア																												
	中山間エリア																												
	森林保全エリア																												

事 項		景観形成基準
建築物 工作物	外構	<p>①まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。</p> <p>②既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。</p> <p>③塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。</p> <p>④屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>⑤日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。</p> <p>⑥広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。</p> <p>⑦屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。</p> <p>⑧屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。</p> <p>⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。</p> <p>⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。</p>

### 3. 中津城周辺景観形成地区

日本 3 大水城の一つに数えられる中津城天守閣から眺望する旧城下のまちなみは、城下町の風情を色濃く残す地域であり、中津を代表する景観として保全していかなければならない重要なエリアです。

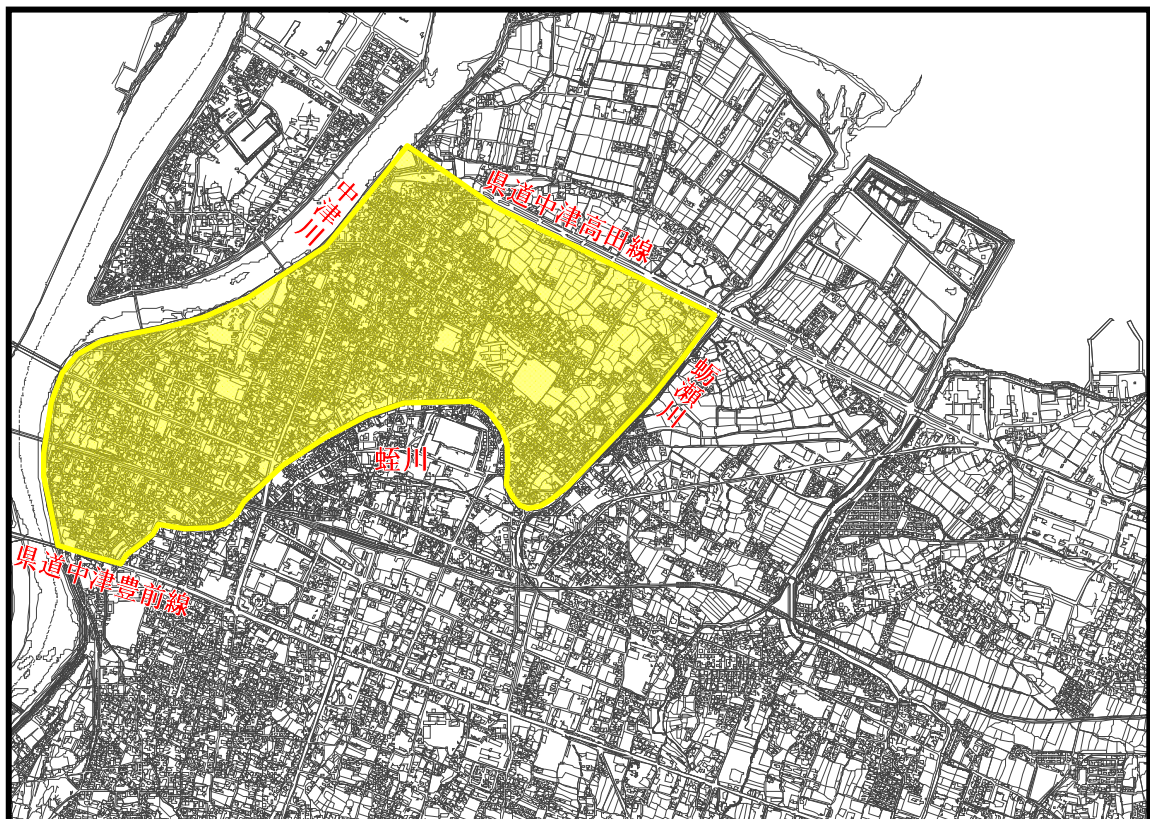
しかし、この城下町エリアのランドマークである中津城を街中から眺望する上で、支障となる建築物等が建設されており、この地域の歴史的景観を維持するためには、城下町の風情と不調和な建築物等の出現の可能性を無くす必要があります。

そこで、この優れた景観の維持・保全のために、中津城周辺の城下町エリアに建築物の高さ、形態・意匠、色彩等に関する基準を定め、積極的に誘導していくことにより、旧城下町やその周辺に広がる戸建住宅と自然景観を融合させた、一体的な景観形成を図っていきます。

特に建築物の高さの基準値については、今後、地域住民をはじめ関係者の理解を求めながら、都市計画法の「高度地区・景観地区」の検討を行うことを前提に、より良い景観形成のための基本的な方針を示します。

#### (1) 対象範囲

城下町エリア（下図参照）



(2) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行為
建築物 工作物	景観上重要な施設	高さ※1が10mを超える建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※2
		延べ面積が10㎡を超えるもの	

※1 建築物・工作物に看板、高架水槽等の付帯する施設（テレビアンテナ類、避雷針を除く）を含めた高さとします。

※2 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限りま。

(3) 景観形成基準

事項	景観形成基準							
建築物 工作物	<p><b>配置</b></p> <p>①既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。</p> <p>②道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。（ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。）</p>							
	<p><b>高さ・形態・意匠</b></p> <p>①城下町の風情を保全するため、建築物・工作物は原則として2階建て程度以下とし、用途地域ごとに下記の高さ（※1）を最高限度とする。（既存のマンション等を除く。）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>10m以下（※2）</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>12m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当面、高さ制限の目安として活用し、適切な時期に高度地区・景観地区（都市計画決定）に移行します。</p> <p>※2 建築基準法第55条1項に基づき中津市が定める、建築物の高さの限度に準じます。</p> <p>②城下町の風情を感じさせる景観と調和した形態・意匠とする。</p> <p>③特に中津城周辺については伝統的な建築様式と調和した意匠とする。</p> <p>④大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>⑤八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。</p>	用途地域	高さ制限値	第1種低層住居専用地域	10m以下（※2）	商業地域	15m以下	上記以外
用途地域	高さ制限値							
第1種低層住居専用地域	10m以下（※2）							
商業地域	15m以下							
上記以外	12m以下							

事 項		景観形成基準						
建築物 工作物	色彩・素材	<p>①マンセル値（P109参照）により以下の色彩とする。</p> <p>②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いた色彩・素材とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>R（赤）～Y（黄）</td> <td>GY（黄緑）</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td>彩度 4 以下</td> <td>彩度 2 以下</td> <td>原則として 使用不可</td> </tr> </table> <p>③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとする。</p> <p>④ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の10分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。)</li> <li>・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>・航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>* 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> </li> </ul> <p>⑤中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>⑥耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。</p>	R（赤）～Y（黄）	GY（黄緑）	他	彩度 4 以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可
	R（赤）～Y（黄）	GY（黄緑）	他					
彩度 4 以下	彩度 2 以下	原則として 使用不可						
外構	<p>①まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。</p> <p>②既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。</p> <p>③塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。</p> <p>④屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>⑤日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。</p> <p>⑥広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。</p> <p>⑦屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。</p> <p>⑧屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。</p> <p>⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。</p> <p>⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。</p>							

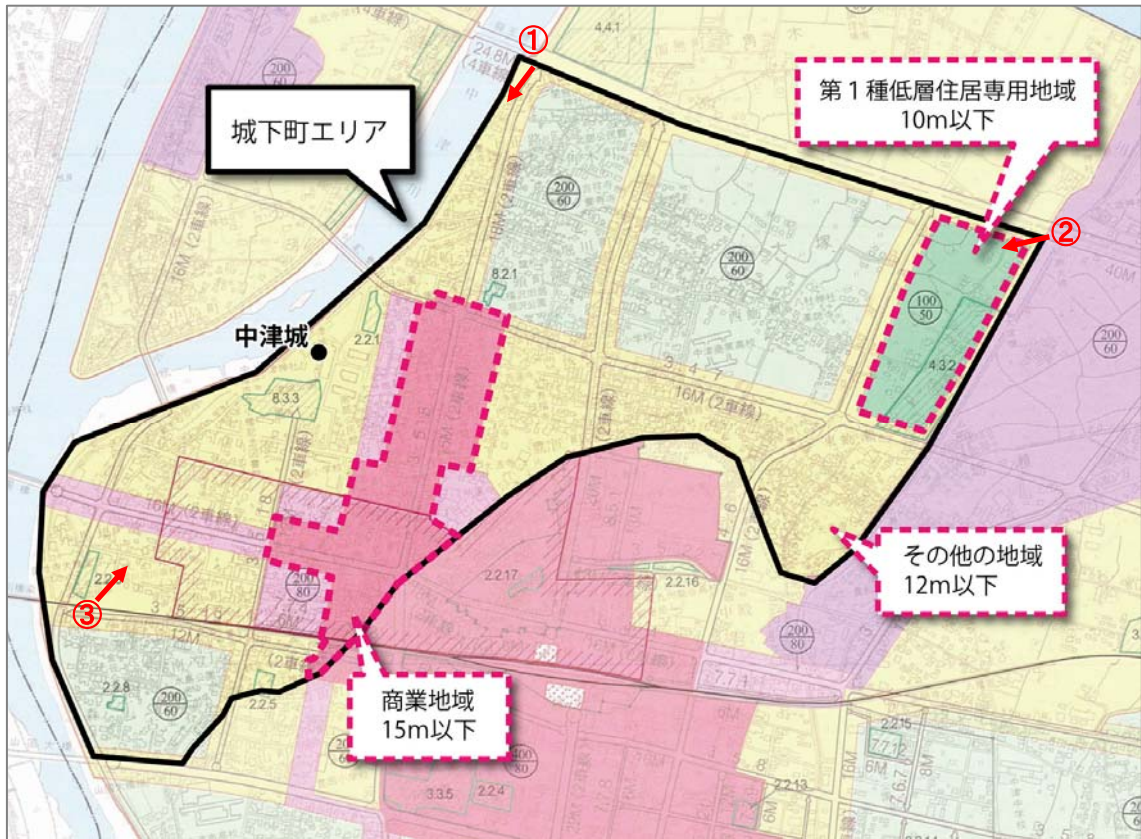


図 城下町エリアにおける高さ制限のゾーン区分図

■各視点場からの現状の見え方



#### 4. 景観形成重点地区

景観形成誘導地区のうち景観形成に効果が見られ、本市を代表する景観として認められる地区については、当該地区住民の合意のうえ、市に対して申請を行い一定の審査を経て、景観形成重点地区として更なる良好な景観形成を図ります。

市の街なみ景観整備事業補助金交付要綱で定める一定の基準を満たし、その効果が期待できると認められた地区については財政的支援も検討します。

##### 【指定基準】

景観形成重点地区は、景観形成誘導地区のうち下記の全ての要件を満たす地区を指定します。

- ◎景観形成に係る市民の自主的な活動の成果が連担する場所で確認できる地域
- ◎景観形成の活動が周辺に広がることを期待できると認められる地域
- ◎本市を代表する景観として市の内外に周知する価値があると認められる地域
- ◎住民が主体となったまちづくり団体が設立され、まちづくり協定の締結が見込まれる地域

##### 【景観形成基準の基本的考え方】

- ◎現状よりも厳しい規制をするものではなく、これまでの景観を維持していけるようなルールとします。
- ◎建築物等に対する規模やデザインの基準を定め、これまで地区で守られてきた暗黙のルールが今後も守られていくように明文化します。



島田本町通り景観形成イメージ図



蛭子町通り景観形成イメージ図



豊後街道 景観形成イメージ図



諸町 景観形成イメージ図

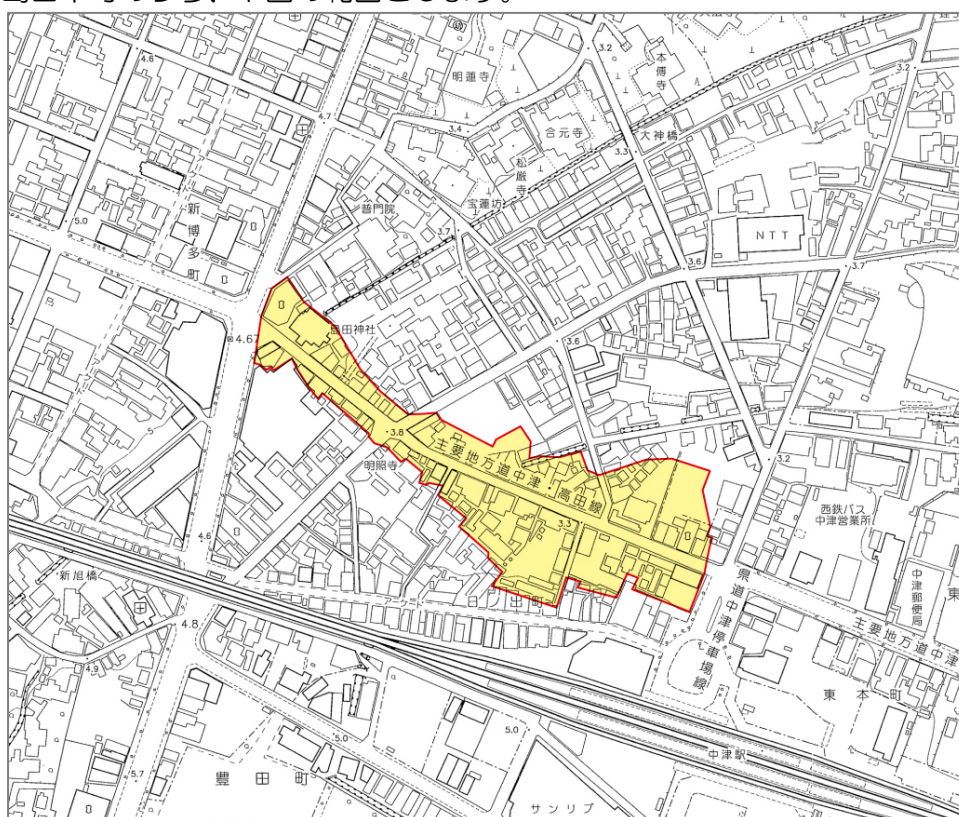
## (1) 島田本町地区

### 1) 選定理由と目的

中津駅北土地区画整理事業に伴い、新たに建てられる住宅や店舗等を和風建築にすることで「城下町の風情をもったまちづくり」を進めており、この地区では地域住民と自治会がまちづくり協定を締結し、平成16年7月1日に市がそれを承認しました。建築に当たっては修理基準、修景基準を設け、新しいまちなみとして一体感のある景観形成を図っていきます。

### 2) 対象範囲

島田本町のうち、下図の範囲とします。



### 3) 景観形成方針

中津駅北土地区画整理事業に伴い新しく生まれ変わるこの地区のまちづくりは、「城下町の風情をもったまちづくり」をテーマに、和風建築を基本とした一体感のある景観形成を図ることとします。



#### 4) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行為
	建築物 工作物	延べ面積が10㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限り、

#### 5) 景観形成基準

事項	景観形成基準					
建築物 工作物	<p>配置</p> <p>①まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。</p>					
	<p>高さ・形態・意匠</p> <p>①建築物・工作物は原則として2階建て程度以下とする。やむを得ず3階以上になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、3階以上の壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。 ②格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。</p>					
	<p>色彩・素材</p> <p>①マンセル値(P109参照)により以下の色彩とする。 ②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いた色彩とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>R(赤)~Y(黄)</td> <td>GY(黄緑)</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td>彩度4以下</td> <td>彩度2以下</td> <td>原則として使用不可</td> </tr> </table> <p>③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとする。 ④ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の10分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・航空法その他の法令に基づき設置するもの ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの   *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの   *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など ⑤漆喰調仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める。 ⑥中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ⑦耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。</p>	R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩度4以下	彩度2以下
R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他				
彩度4以下	彩度2以下	原則として使用不可				

事 項		景観形成基準
建築物 工作物	外 構	<p>①既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。</p> <p>②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとする。</p> <p>③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和の取れたものとする。</p> <p>④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮する。</p> <p>⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。</p> <p>⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。</p> <p>⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。</p> <p>⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。</p> <p>⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。</p>

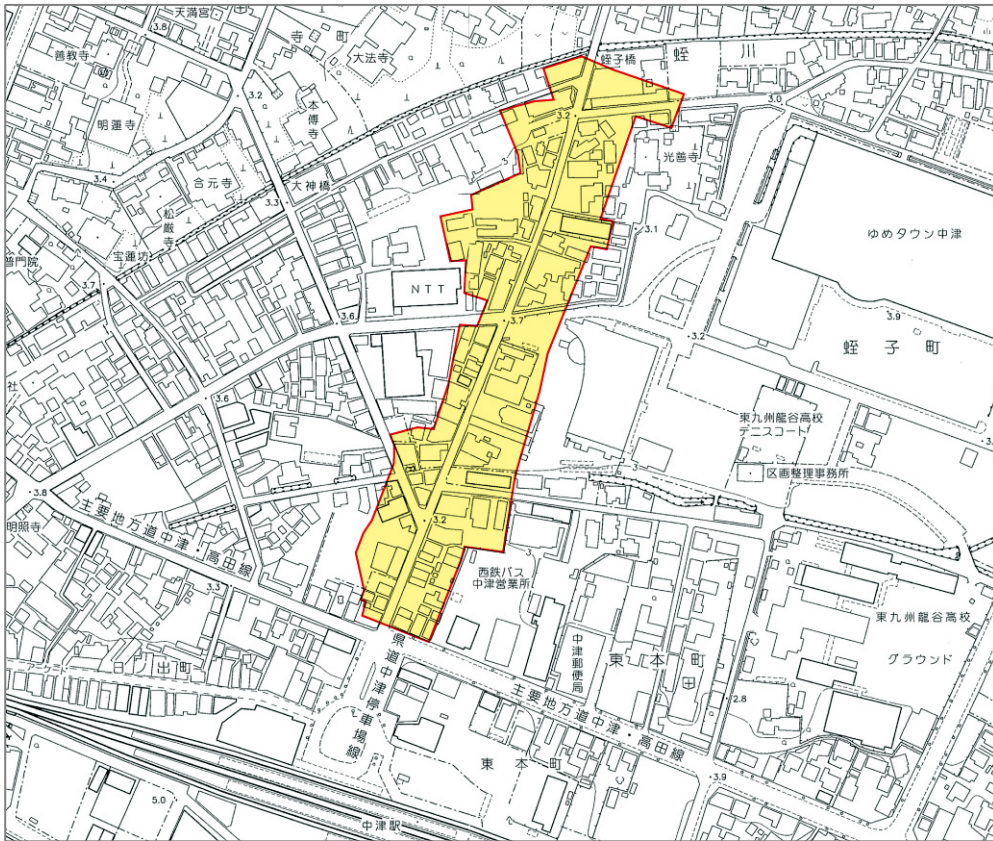
## (2) 蛭子町地区

### 1) 選定理由と目的

中津駅北土地区画整理事業に伴い、新たに建てられる住宅や店舗等を和風建築にすることで「地域住民の心のかよいうあ「和とWA」をもったまちづくり」を進めており、この地区では地域住民と自治会がまちづくり協定を締結し、平成16年12月22日に市がそれを承認しました。建築に当たっては修理基準、修景基準を設け新しいまちなみとして一体感のある景観形成を図っていきます。

### 2) 対象範囲

蛭子町のうち、下図の範囲とします。



### 3) 景観形成方針

中津駅北土地区画整理事業に伴い新しく生まれ変わるこの地区のまちづくりは、「和とWA（輪）※1をもった景観の形成」をテーマに、和風建築を基本とした一体感のある景観形成を図ることとします。

※1.「和風のまちなみをみんなの輪で創る」という意味



事 項		景観形成基準
建築物 工作物	外構	<p>①既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。</p> <p>②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとする。</p> <p>③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和の取れたものとする。</p> <p>④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮する。</p> <p>⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。</p> <p>⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。</p> <p>⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。</p> <p>⑨自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。</p> <p>⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。</p>

### (3) 豊後街道地区

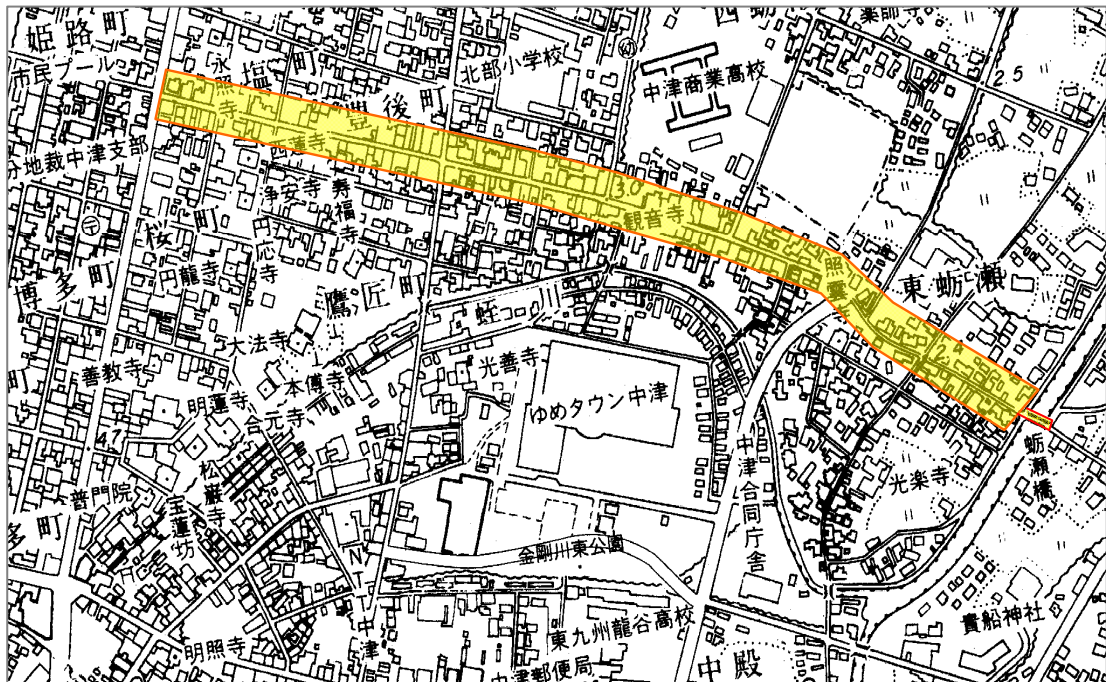
#### 1) 選定理由と目的

豊後町は、細川時代の町屋の一つで蠣瀬口より西に伸びる商人の町でした。また、蠣瀬口から東に伸びる蛸瀬地区も、城下に入出入りする人々で賑わっていました。この街道には今も商家の連なった往時の面影が残る建物を見ることができます。

平成22年10月1日、豊後街道景観まちづくり協議会は景観まちづくり団体に認定され、まちづくり協定により、城下町の風情をもった景観形成を図っていきます。

#### 2) 対象範囲

市道蛸瀬中津駅北口線、豊後町姫路町線の沿線の豊後街道（通称「楽一通り」）の地区（下図参照）とします。



#### 3) 景観形成方針

豊後街道には、今も商家や町屋の連なった往時の面影を見ることができます。江戸時代から引き継がれてきた歴史的なまちなみと現代の建物、生垣、和風壁の調和により、落ち着いた雰囲気醸し出しています。

この城下町の風情をもった豊後街道を、一体感のある景観づくりによって質を高め、誰もがやすらぎを感じる、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

#### 4) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行為
	建築物 工作物	延べ面積が10㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限り、適用されます。

#### 5) 景観形成基準

事項	景観形成基準					
建築物 工作物	置配 ①歴史的まちなみとの調和や町屋の連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。					
	高さ・形態・意匠 ①城下町の風情を保全するため、建築物・工作物の高さは原則として2階建て程度以下とし、高さの最高限度を10m以下とする。やむを得ず3階になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。 ②町屋が連続する歴史的まちなみに配慮し、格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。					
	色彩・素材 ①マンセル値(P109参照)により以下の色彩とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>R(赤)~Y(黄)</th> <th>GY(黄緑)</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度4以下</td> <td>彩度2以下</td> <td>原則として使用不可</td> </tr> </tbody> </table> ②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いた色のある色彩となるように努める。 ③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとなるように努める。 ④ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の20分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント(強調)色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。)</li> <li>・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>・航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの                *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマーク(地域の象徴となる建物など)となる役割があり、良好な景観を形成するもの                *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> ⑤漆喰仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める。 ⑥中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ⑦耐久性・耐候性に優れた材料や環境に優しい素材・製品を積極的に取り入れるように努める。	R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩度4以下	彩度2以下
R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他				
彩度4以下	彩度2以下	原則として使用不可				

事項		景観形成基準
建築物 工作物	外構	<p>①城下町に相応しい既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。また、花壇やプランターの配置により、潤いのある景観の形成に努める。</p> <p>②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとなるように努める。</p> <p>③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和に努める。</p> <p>④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮するように努める。</p> <p>⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に努める。</p> <p>⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物との調和に努める。</p> <p>⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠となるように努める。</p> <p>⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。</p> <p>⑨自動販売機を新設又は交換する場合は、建物の外壁と調和した木製の囲いやこげ茶色（マンセル値 10YR 2.0/1.0 程度）にする等により、周辺の景観との調和に努める。</p> <p>⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。</p> <p>⑪太陽光パネル等（広告物を除く。）を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設けるか、黒色の薄型パネルの設置などにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮するように努める。</p>



## (4) 諸町地区

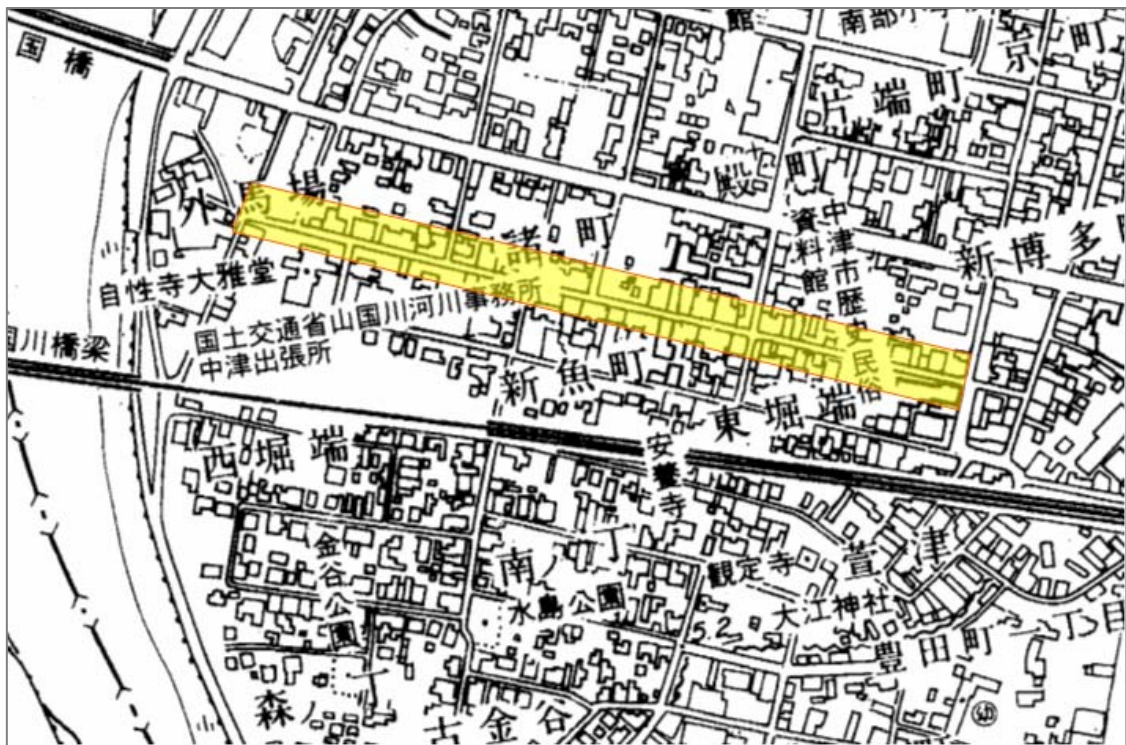
### 1) 選定理由と目的

城下町の町割では、諸町の西側3分の1程度が武家屋敷で、東側は諸々の職業(27業種)の職人が住んでいた町屋でした。この地区には、江戸期から戦前の城下町の流れを汲む建築物が残っています。

平成22年10月1日、諸町景観まちづくり協議会は景観まちづくり団体に認定され、まちづくり協定により、城下町の風情をもった景観形成を図っていきます。

### 2) 対象範囲

市道諸町線(中津家具から屋根センター資材置き場)の通りに面する区域(下図参照)とします。



### 3) 景観形成方針

諸町筋には、今も城下町の流れを汲む町屋や武家屋敷のまちなみが残っており、江戸時代から継承されてきた歴史的なまちなみと現代の建物の調和により、落ち着いた佇まいを醸し出しています。

この城下町の風情をもった諸町筋を、一体感のある景観づくりによって質を高め、昔の懐かしさを感じながら散策できる、閑静な佇まいをもったまちづくりを目指します。

#### 4) 届出が必要な行為と規模

区分	届出対象	規模	行為
	建築物 工作物	延べ面積が10㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)

※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるものに限ります。

#### 5) 景観形成基準

事項	景観形成基準					
建築物 工作物	<p>配置</p> <p>①歴史的まちなみとの調和や町屋の連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。</p>					
	<p>高さ・形態・意匠</p> <p>①城下町の風情を保全するため、建築物・工作物の高さは原則として2階建て程度以下とする。やむを得ず3階以上になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。</p> <p>②町屋が連続する歴史的まちなみに配慮し、格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。</p>					
	<p>色彩・素材</p> <p>①マンセル値(P109参照)により以下の色彩とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>R(赤)~Y(黄)</th> <th>GY(黄緑)</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度4以下</td> <td>彩度2以下</td> <td>原則として使用不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いた色彩となるように努める。</p> <p>③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとなるように努める。</p> <p>④ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の20分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント(強調)色(ただし、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。)</li> <li>・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>・航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>*質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマーク(地域の象徴となる建物など)となる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> </li> </ul> <p>⑤漆喰仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>⑥中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>⑦耐久性・耐候性に優れた材料や環境に優しい素材・製品を積極的に取り入れるように努める。</p>	R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩度4以下	彩度2以下
R(赤)~Y(黄)	GY(黄緑)	他				
彩度4以下	彩度2以下	原則として使用不可				

事項		景観形成基準
建築物 工作物	外構	<p>①城下町に相応しい既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。また、花壇やプランターの配置により、潤いのある景観の形成に努める。</p> <p>②門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとなるように努める。</p> <p>③車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和に努める。</p> <p>④公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮するように努める。</p> <p>⑤屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に努める。</p> <p>⑥日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物との調和に努める。</p> <p>⑦広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠となるように努める。</p> <p>⑧屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。</p> <p>⑨自動販売機を新設又は交換する場合は、建物の外壁と調和した木製の囲いやこげ茶色(マンセル値 10YR 2.0/1.0程度)にする等により、周辺の景観との調和に努める。</p> <p>⑩夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。</p> <p>⑪太陽光パネル等(広告物を除く。)を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設けるか、黒色の薄型パネルの設置などにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮するように努める。</p>

## 5. 景観形成誘導地区

地区の特長や個性を活かした景観誘導を図るため、住民が主体となった景観形成が可能な特定範囲で、当該地区役員会の合意のうえ、市に対して申し出を行い一定の審査を経て景観形成誘導地区として指定します。指定を受けた地区については、景観形成重点地区の指定に向けた景観形成方針・基準の策定のための人的支援、技術的支援などのソフト面での支援を検討します。

### 【指定基準】

景観形成誘導地区は、面積が1ha以上あり、かつ下記の全ての要件に該当する地区を指定します。

- ◎住民が主体となった景観形成に関する活動が始まっている地域
- ◎自然や歴史を示す景観資源が複数存在している地域
- ◎新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地域
- ◎景観が対外的に評価されていると認められる地域



金谷上ノ丁 現況



金谷上ノ丁 景観形成イメージ図

## (1) 金谷地区

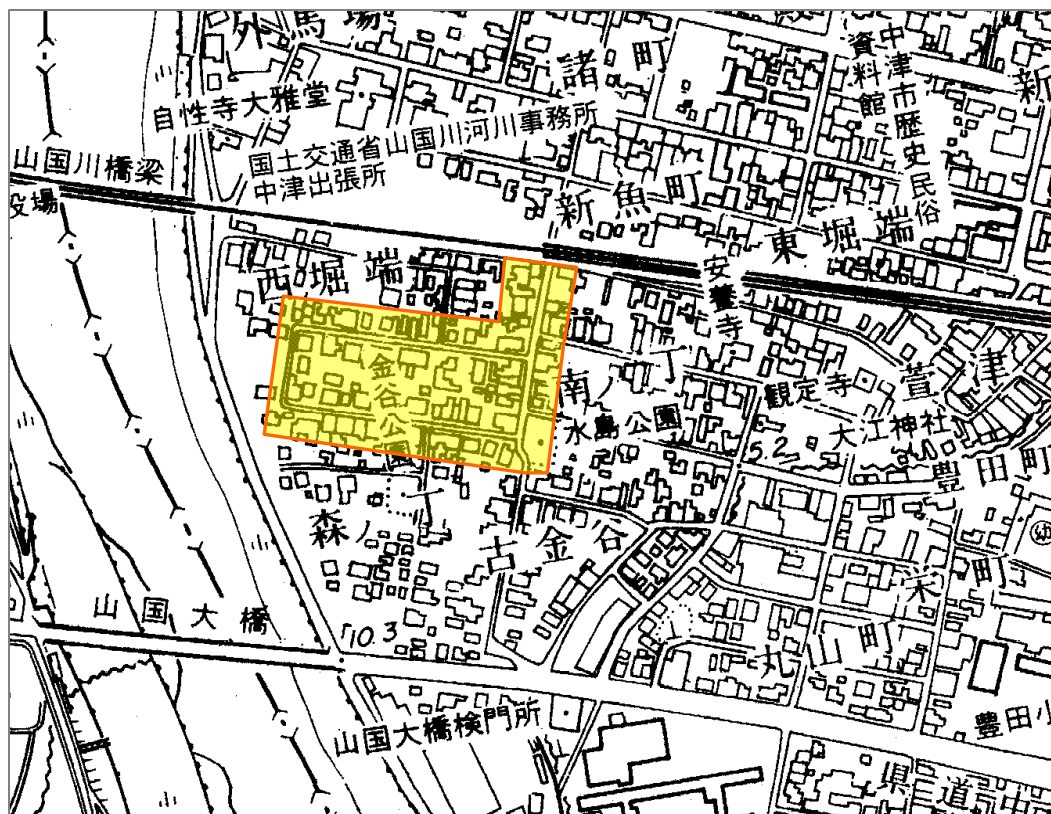
### ■ 選定理由と目的

城下町の武家屋敷の町割が残るこの地区には、土塀やその下の石垣が多く残っています。特に上ノ丁、西ノ丁は当時の基礎石積を残したままで道路幅員が狭いところが多くありますが、現状で保存し土塀等による修景を行うことがこの地区の歴史的まちなみとしての価値を高めるものと考えられます。

そのためには、建築基準法等の問題を解決した上で、通りの塀を土塀又は土塀風にすることで武家屋敷として一体感のある景観形成を図っていきます。

### ■ 対象範囲

金谷地区のうち、町割、土塀、石垣等の歴史的まちなみとして保存状況の良い、金谷本町、上ノ丁、西ノ丁の地区（下図参照）とします。



### ■ 景観形成方針

金谷地区については、町割や石垣、土塀が残っており、城下町の武家屋敷としての雰囲気やまちなみのイメージとします。そこで、建築物を通りからひかえて建設し、塀の設置場所を確保するとともに、土塀又は土塀風の塀を設置することにより、良好な景観の形成を図ることとします。

## 第6部 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観計画では、市民に親しまれ、景観上の核となるような建築物や工作物を景観重要建造物、また、良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

歴史的・文化的に高い価値を有し、市民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路その他の公共の場所から誰でも容易に望見することができ、下記の項目に該当する建造物を、所有者の意見を聴き、合意を得た上で重要な建造物として指定します。



指定のイメージ（南部小学校・生田門）

1. 優れたデザインを有し、良好な景観の形成に寄与するもの。
2. 歴史的または建築的価値をもち、市民に親しまれているもの。
3. 街かどやアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの。

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、美観的に優れ、市民に親しまれている樹木において、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、下記の項目に該当する樹木を、所有者の意見を聴き、合意を得た上で重要な樹木として指定します。



指定のイメージ（南部小学校校庭・楠）

1. 樹姿（樹高や樹形）に特徴があり、良好な景観の形成に寄与するもの。
2. 古くから地域のシンボルとして、市民に親しまれているもの。
3. 街かどやアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの。

## 第7部 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物を良好な景観を構成する重要な要素と位置づけ、建築物や工作物の形態意匠に関する方針に併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の方針を定めます。

### 1. 屋外広告物の表示等の制限に関する方針

市全域において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針を定め適切な誘導を図るものとし、地区・地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めるものとします。

1. 周囲の景観と不調和にならないよう表示面積は必要最小限にとどめるものとする。
2. のぼり旗などについては、必要最小限の本数とする。
3. 複数の公告物はできるだけ集約化すること。
4. 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色の反射材などの使用を避けること。
5. 耐久性の優れた素材を用い、定期的な維持管理に努めること。
6. 建築物・工作物との一体感のある意匠・色彩となるよう工夫すること。
7. 景観上重要な地域では、地域のイメージを損なわないように配慮すること。
8. 名勝耶馬溪など自然景観の眺望点の視界の範囲内には設置しないこと。
9. 色彩については、鮮やかな色彩を避けるとともに、配色についても多色使いは避けること。

※なお、屋外広告物の表示及び行為の制限に関する事項は、大分県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可基準が適用されます。

## 第8部 景観重要公共施設の整備等に関する事項

### 1. 景観重要公共施設の整備等に関する方針

道路、河川等の公共施設は本市の良好な景観の形成に重要な役割を担っているため、公共施設管理者等と連携を図りながら、良好な景観形成に向けた整備に取り組んでいきます。

#### (1) 対象公共施設

以下の公共施設を「景観重要公共施設」とします。

- ①主要幹線道路、主要河川
- ②土地改良施設
- ③「中津城周辺景観形成地区」「景観形成重点地区」「景観形成誘導地区」内の道路、河川

※当面、指定は市の管理するものとし、今後、国、県等の公共施設管理者との協議・同意に基づき指定を行うものとしします。

#### (2) 景観重要公共施設の整備方針

- ・周辺景観との調和に配慮し、景観と環境の保全に向けて環境の改変を最小限とすることを原則とします。
- ・各構造物の整備方針は、以下のとおりとします。

##### ①景観重要道路

- ・道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面や切土面、護岸が最小限となるように設計する。
- ・既存樹木は極力保存する。
- ・法面や切土面には緑化を施す。
- ・法面にコンクリート吹きつけを行う場合には、彩度・明度の低いグレー色とする。
- ・車両用防護柵を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるよう、現地での検討を行う。橋梁の色は、周辺景観と調和したものとなるよう現地での検討を行う。
- ・緑の基本計画の緑地等配置計画に指定された道路については、別に定める道路の街路樹選定方針に基づき緑化の推進を行うとともに、八面山等の景観資源の眺望を阻害しない樹種の選定及び維持管理を行う。
- ・市が別に定める特定の地区については電線類の地中化を推進するとともに、道路の拡幅・改良にあたっては、道路上の電柱の裏電柱化、民地への移設等について関係者と調整する。
- ・中津城周辺景観形成地区等の街路灯については、周辺景観と調和したものとする。



②景観重要河川

- 多自然川づくりを推進し、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局）に従った整備を行う。
- 整備方針は、それぞれの地域の住民と協議しながら検討する。



道路事業(二の丸公園地線)  
整備前



道路事業(二の丸公園地線)  
整備後



河川景観(三口の大井手井堰)  
人の営為が反映された景観



河川景観(平田地区馬溪橋下流)  
広がりや連続性を感じさせる景観

③土地改良施設

- 水門・樋門・ポンプ場等の土地改良施設については、周辺景観との調和に配慮した形態・意匠・色彩とする。

2. 景観重要公共施設以外の施設の整備等に関する方針

- 景観重要公共施設以外の公園、広場、観光施設等の公共施設や、施設内に設置するトイレ、看板、自動販売機、記念碑等については、周辺景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。

### 3. 景観重要公共施設（道路・河川）に係る占用許可の基準

- 電柱、電話柱、支柱、その他の柱類の色彩については、以下を基準とし、周辺景観と調和した色彩とします。
- 必要に応じて道路管理者と協議を行い、その他の道路内施設についても、統一感のあるものとします。

基準色		基本とする色の名称
エリア（参考）		
用途地域内	城下町エリア	ダークブラウン（こげ茶色）
	市街地エリア	ダークブラウン（こげ茶色） グレーベージュ（薄灰茶色） ダークグレー（濃灰色）
	臨海工業エリア	
	沿岸エリア	
	郊外住宅エリア	
古代遺跡エリア		
用途地域外	郊外田園エリア 山国川水系・名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	ダークブラウン（こげ茶色）

ダークブラウン  
（こげ茶色）  
10YR 2.0/1.0程度

グレーベージュ  
（薄灰茶色）  
10YR 6.0/1.0程度

ダークグレー  
（濃灰色）  
10YR 3.0/0.2程度

### 4. 景観重要公共施設の整備内容に関する検討体制

- ①景観重要公共施設の管理者等の関係者による「景観協議会」を設置し、整備内容に関して協議を行います。
- ②必要に応じて、現場での協議を行います。

## 第2章 協働による景観づくり

### 第1部 市民がとらえる中津の景観

#### 1. 中津市景観研究会

中津市では、地域の自然、歴史、文化などの人々の生活を再認識し、後世に残すための取組みを進めています。その一環として、平成19年7月、景観に関する調査を目的に「中津市景観研究会」を発会しました。

公募の市民とまちづくり推進室で構成し、5つの部会（河川・河岸線部会、旧城下町部会、旧城下外部会、国定公園部会、農山漁村部会）で日ごろ見慣れたところだけでなく、それ以外の景観などについてもテーマ別に調査を行ってきました。月例会での報告を重ね、その成果を報告書として取りまとめています。各部会から提案された概要の一部を以下に紹介します。



景観研究会の様子

#### ●河川・河岸線部会

##### 誇れる景観

##### ・中津川河口の砂紋さもん

耶馬の森から山国川を通り、豊前海に流れ込む水や砂は豊かな恵みを育みます。



##### ・舞手川河口

背後地を高波から守ると同時に、干潟域に生息する希少生物や、アシ原の湿地帯を保護するために堤防を内陸部に下げた“セットバック護岸”の場所です。市民と研究者と行政が協働して協議会を開き（2002年～2005年）徹底した話し合いをもとに実現した例で、全国的に注目されています。



##### ・大新田海岸

昭和40年頃までは、中津市の大新田や三百間浜には、広い砂浜と青々と茂る松林が続いていました。最近、干潟の持つ能力や素晴らしさが見直され、人々の姿がもどっています。



• 中津干潟

瀬戸内海最大規模の広さと環境を誇る、国内屈指の干潟です。希少生物の生息地であるだけでなく、子どもたちの環境学習の場としても注目されています。



• 蛸瀬川河口の葦原と塩性湿地

アシ原は景観の形成だけでなく、河川の水質浄化や海に流入する有機物や廃棄物を阻止するという意味でも重要な役割を持っています。



• 中津川河口の葦原

「豊前國中津城之図」(貞亨2年・1685年)によると、中津城のまわりはどこもかしこもアシ原だったという意味の注記がなされています。そのたたずまいを残すのが中津川河口一帯です。



• 荒瀬井路<sup>かわべらまぶ</sup>の川平間歩とその一帯

300年あまり前、時の中津藩主小笠原長胤の命により、山国川の水を下毛原台地へと引くために建設された荒瀬井路。山国川の水物語をたずねるには最適のエリアです。



• 山国川のほとりの集落(本耶馬溪町上曾木集落)

何気ない景色ですが、川を生活の中に上手く取り入れて暮らしてきた昔の生活の名残りを残す集落であり、山国川流域でもこのような風景は他では見られません。



• 犬丸川(金色川上流)

犬丸川の上流(金色川)を遡ると、そこには川沿いに咲く彼岸花の景色、秘境の滝などの四季折々の自然景観があります。



支障をきたす景観

- ・護岸・防波堤・離岸堤（海岸施設）など
- ・大新田松林の防護柵
- ・河川改修などによるアシ原の撤去や砂州の撤去
- ・衰退する松
- ・台風や集中豪雨時の漂着ごみの堆積
- ・河川敷に繁茂する竹など
- ・散乱ゴミ
- ・壊れた解説看板 など

形成したい景観

- ・柵のない伸びやかな林
- ・白砂青松のかつての大新田海岸
- ・植生にあわせた松の植林と市民と行政による長期的な維持管理計画
- ・護岸の内陸部へのセットバック化による砂浜の再生
- ・防災・防護と景観保全の双方が折り合いのつく海岸事業
- ・葦の茂る河口とその先に広がる海、そして神社のたたずまい
- ・川平間歩、川平隧道(土木遺産)、サイクリングロードを一体化した観光ルート
- ・採光を良くし対岸からの景観も確保した河川敷
- ・河川のそばの花畑 など

●旧城下町内外部会

※旧城下町内外部会は、発会当初「旧城下町部会」「旧城下外部会」の別部会で調査を実施していましたが、報告に当たっては合同のまとめをしています。

誇れる景観

くらのしはま  
・閻無浜神社

古くから境内の下まで瀬戸内海の白波が洗う景勝の地に鎮座し「龍王のお宮」とも言われ、遠くまで続く白砂青松の景観は多くの人々を境内に誘いました。



・貴船神社（中殿町）「かまぎ(加万伎)餅祭」

中殿町貴船神社では景行天皇の時代から水の神を守り司って一千余年、洪水を治め旱魃を潤す神威により、地区民の危難を救ってきました。



こうがんじ  
・合元寺（赤壁寺）

黒田如水築城の頃、築上郡木江の城主宇都宮民部少輔鎮房が城中で暗殺され、従臣の多くも討たれました。逃れた者も当寺の門前にて奮戦し、最後をとげました。以来門前の白壁は幾度塗り替えてもその壁から血の痕がたえないので遂には赤色に塗られ、現在赤壁の合元寺とされています。



• 本伝寺

創建は、康永2年（1343年）で、当初は天台宗でしたが慶長10年（1605年）3月に法華宗へと改めました。山門へと続く白壁に松の緑が美しく映えます。



• 宝蓮坊

細川忠興に従い、中津へ来た仲津郡今井の地頭浄善寺三世村上良慶により慶長12年（1607年）に創建されました。寺町の通りの南端に位置し、特徴的な山門と本堂は、遠くからでもよく見通せます。



• 中津カトリック教会

1937年に聖堂が建設され、中津の真珠と称えられました。イタリアー技師の手によるステンドグラスは、見事な造作で中津の観光コースにも、是非推薦したい場所です。



• 留守居町界隈

この地域は、藩政時代の町割をほぼそのまま残しているのではないかと推定されます。道幅は狭く、戦前の建物が随所にみられ、ほとんどが住宅で、住宅の規模はさまざまながら屋敷町の風情が強く感じられるところではあります。



留守居町界隈

• 旧道のまちなみ（本耶馬溪町樋田地区）

この町筋は、かつては国道で耶馬溪街道であり、元大分交通耶馬溪線の洞門駅を擁し賑いをみせたところです。この通りには酒造業を営んでいた樋田家（大正5年築）をはじめ、明治以前の建物もあり、医院等戦前の建物や割合い大型の現代和風の住宅が連なっています。



本耶馬溪の旧道界隈

● 国定公園部会

誇れる景観

・ 山国町大石峠

日田市より大石峠を抜けてから見える山系・岩峰の景観は、中津市の西の玄関口にして、すでに名勝耶馬溪の素晴らしさを訪れる人々に暗示させてくれるかのようです。新しい名勝として推薦できる程、優れた眺望景観の一つと言えます。



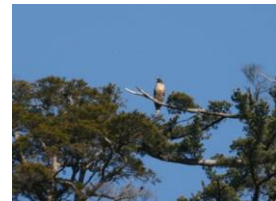
・ タカの渡り

毎年春になると様々な渡り鳥たちの渡り（移動）が開始されますが、なかでも八面山沿いに渡って行く猛禽類（ワシ、タカの仲間）の渡りは圧巻です。



・ クマタカの生息

耶馬日田英彦山国定公園域内ではほぼ全域にわたり、絶滅危惧種・種の保存法保護種のクマタカの生息が確認されています。クマタカの存在は郷土に誇るべき大変貴重な景観資源と言えます。



・ 下屋形地区

新しい名勝耶馬溪に推薦できる程に優れた眺望景観は、日ごろ見慣れた北斜面の八面山ではなく、南面の八面山への眺望景観かと思われれます。



・ 猿飛さるとび甌おう穴けつぐん群

川筋一帯に延びる変へん朽きゅう安山岩あんざんがんに永い歳月をかけてできた大小無数の甌穴が広がっています。ここ猿飛は、四季折々の移ろいが見事な大自然の造形を成し、紅葉シーズンには、県内外から多くの観光客を迎えます。



まばやしきょう  
**・魔林 峡**

さるとびおろけつぐん  
 猿飛颯穴群の下流 1.5 kmに延びる峡谷です。いにしえ  
 古の神秘と  
 静寂とが漂うこの魔林峡は、「山国の高千穂峡」とも呼ばれて  
 います。



**・京岩・鷲岩の景**

山腹にそそり立つ雄大な岸峰は、上方が「京岩」、下方が「鷲  
 岩」と呼ばれています。麓から見ると2本の岩柱がくっきりと  
 空に浮かび、まるで絵のようです。かつては鷲の生息も見られ  
 ました。



こせと  
**・小瀬戸の景**

へんきゅうあんざんがん  
 変朽安山岩特有の緑色をした川床を流れる清流とせり立っ  
 た山々の四季折々の営みが調和し、山里ならではの見事な渓谷  
 美をとどめています。



**・天の岩戸の景**

谷沿いを上ると奇怪な岩の造形が多く見られます。上空を望  
 めば、高さ数 10mの大岩壁が巨大な竜のような形をして天空  
 に架かっています。この橋は、地元の人から「西京橋」またの  
 名を「仙人梁」と呼ばれています。下方にある洞窟は「天の岩  
 戸」と呼ばれています。



**・深耶馬溪の紅葉並木**

深耶馬溪にある 200mに渡り続く紅葉並木です。バスガイ  
 ドさんから「ひさし紅葉」と呼ばれ、春の若葉もみじ、秋の錦  
 もみじの時期には多くの人が立ち止まり、写真撮影を楽しんで  
 います。



**・タコノハタの景**

「タコノハタの景」と呼ばれ、一目八景より玖珠方面へ約  
 1.5 kmの地点を玖珠方面より見上げた景観です。深耶馬～玖珠  
 間には多くの奇岩が見られますが、そのひとつです。





・一目八景

深耶馬の展望台は深耶馬の景の中心にあり、360度で8つの景色を見渡せることから一目八景の名がついています。

展望台から望める景観のひとつに、二つの岩が仲良く寄り添い立つ夫婦岩、岩の両側の山を翼に見立て更にその下が巣に見える、鳶巣山などがあります。



・大谷溪谷の景

約8kmにわたり河床を深さ数cmの清流が流れる大谷溪谷です。春～秋にはリバーウォークが楽しめます。



・ゴジラ岩（山移川筋の景）

山移川筋の景にあるとび岩は、映画『ゴジラ』の大ヒットした頃、その形がそっくりなことから、「ゴジラ岩」とも呼ばれるようになりました。



・耶馬溪ダム湖

その景観もさることながら、国内屈指のグレンデを持つ湖として全国から多くの水上スキー、ウェイクボードのプレイヤーが集まります。



支障をきたす景観

- ・国指定名勝等の雑木・倒木
- ・碎石跡地
- ・産業、生活廃棄物の集積
- ・名勝耶馬溪付近の電柱電線ガードレール、自動販売機等の色
- など

形成したい景観

- ・本耶馬溪町東谷・岩下、岩屋地区の景観
- ・耶馬溪町津民、奥畑地区の景観
- ・本耶馬溪町曾木地区の景観
- ・耶馬溪町家籠地区の景観
- ・ダム湖の植樹
- など



• 冬の風物詩・アオノリ採り

冬の一番寒い時期、山国川(中津川)河口域の石についたスジアオノリがのび始めます。昔、アオノリ採りは漁村の女性の仕事でした。作業は、それはつらいもので、これを紛らわせるために「アオノリ採り唄」が生まれました。今も小祝地区の女性たちにより唄い継がれています。



• 田尻地区

大分県内でも最も遅くまで製塩業が残り生産高も高かったそうです。環境の変化が少ない地区なので路地に入るとタイムスリップしたような感覚にとらわれます。



• 大塚の新開地区

その広々とした新開エリアの空間は干拓の歴史を残しています。半農半漁の集落の面影です。



• 漁村独特の曲がりくねった細い路地

かつての小祝の路地は、消防車が入ってくることが出来ず消火も困難を極めたそうです。この地区の独特なまちなみを作った生活の歴史も、漁業の衰退と共に消えようとしています。



• 加茂神社の鳥居と舞手川

加茂神社は田尻地区が奉っていますが、神社が位置するのは、大新田地区です。加茂神社の鳥居と田尻地区入り口の鳥居が舞手川をはさんで向かい合っているのには何か理由があるのでしょうか。



支障をきたす障害物

- ・大規模圃場整備・離農
- ・田園の建造物、構造物(電柱や高圧線)とその色彩
- ・水質悪化によるスジアオノリの減少
- ・松林の衰退、護岸(堤防)の建設 など

形成したい景観

- ・各地域のシンボリック山容
- ・八面山の山容がどこからでも見える風景
- ・素朴な農山村の景観
- ・耶馬溪町樋山路中坪・紅葉の景観
- ・炭焼き窯のある生活風景
- ・こずみ(稲わら積み)の景観
- ・棚田の石積みを残した景観(山国町槻木・桑原地区)
- ・景観と調和した構造物(ガードレールや電柱など)のある風景 など

誇れる樹木

山林原野や寺社の樹木から個人住宅、公共施設の樹木まで、総数26箇所の樹木を丹念に調査しました。景観樹木に推薦したいという誇れる樹木について、調査した樹木の一部を以下に紹介します。



ゲンボナシ



シャクナゲ



イチヨウ



イチイノキ



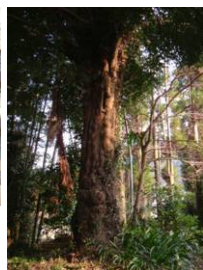
スギ



クロガネモチ



クスノキ



ナギ(雄)



ナギ(雌)



カエデ

## 2. NPO法人中津まちなみ会

特定非営利活動法人中津まちなみ会は、「中津市が推進する市街地、農山漁村における良好な景観及び住環境整備に協力し、住民が誇りをもてる魅力ある街づくりに寄与すること」を目的に、建築士会中津支部の会員が中心となり平成16年7月16日に設立しました。

平成18年7月21日、中津市が景観行政団体となったことをきっかけに「城下町・中津のまちづくりを市民みんなで考えよう」と、旧城下町の民家や建物の建築様式、時代などを2年かけて1軒ずつ調べて回り、歴史・文化的価値のある重要な建物、戦前の建物、和風の建物、洋風の建物、ビルなどに分けて「中津城周辺建物分布図」を作成しました。

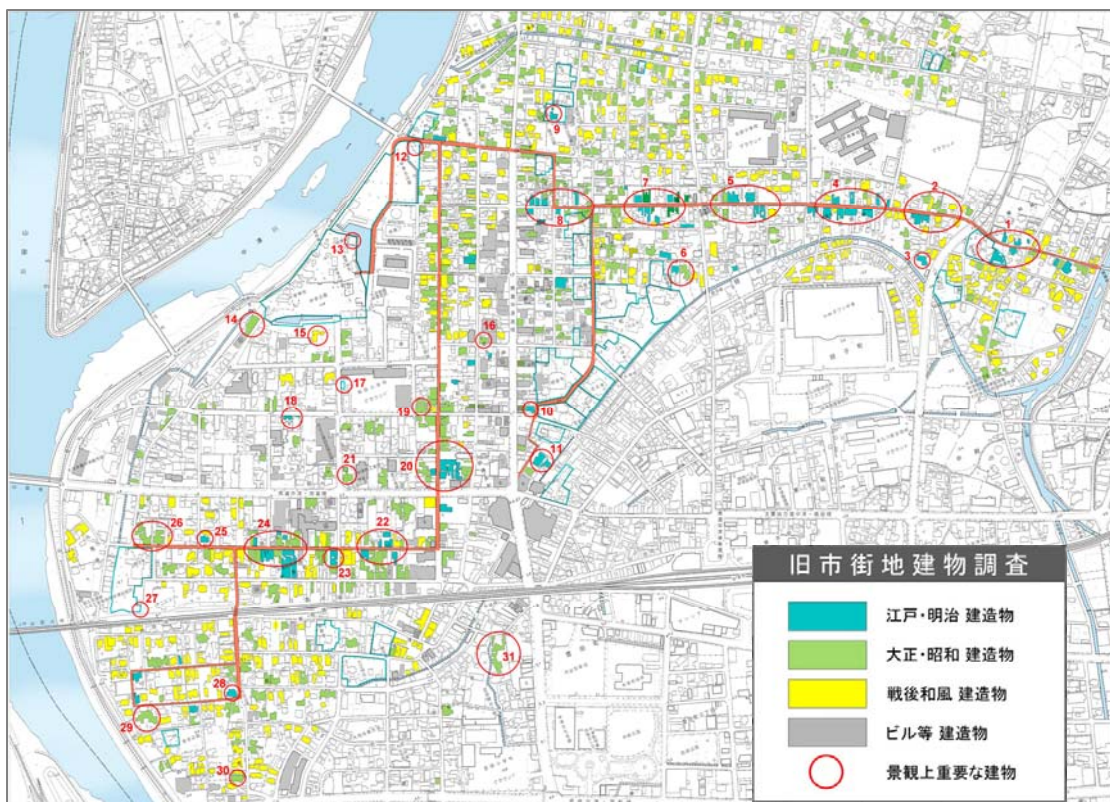
この基礎調査を基に中津まちなみ会では、城下町の良好な景観形成のための「伝統的景観保全区域」、「市街地風景区域」、「街なみ風景区域」のゾーニングを行い、それぞれの地域の特徴を活かした景観形成に向けての提案を行いました。

本市の景観計画では、この提案を基に「景観形成誘導地区」「景観形成重点地区」などの検討を行います。



まちなみ会によるワークショップの様子

### 【中津城周辺建物分布図】



## 『金谷地区の土塀復元』

土塀は『城下町の風情をもったまちづくり』を進めるうえで、重要なアイテムのひとつです。中津市では、平成 17 年6月から 11 月にかけてNPO法人中津まちなみ会の協力を得て、土塀の復元調査を行いました。復元調査を行った場所は、金谷上ノ丁文化交流広場として地域の皆さんに活用されています。



解体前の土塀の調査



既存土塀の解体



土ブロックの積上げ作業



土塀本体の形成完了



土塀の壁面塗装作業



土塀の復元(金谷上ノ丁文化交流広場)

『まちなみ会からの提案』

中津まちなみ会の提案は、本市が進める「城下町の風情をもったまちづくり」において、大変貴重なものです。ここでは、そのいくつかを紹介します。

- ◆中津駅北口の土地区画整理事業に伴う島田本町、蛭子町の和風建築による景観形成
- ◆金谷地区の土塀の修復等による武家屋敷の面影と町割の保存
- ◆諸町や豊後街道の町家などの修復等によるまちなみ保存
- ◆南部小学校、歴史民俗資料館などの公共施設の城下町の風情にあった景観形成

こうした提案の中から島田本町、蛭子町の景観形成はすでに実施中であり、その他のものについても実現可能なものについては事業実施に向けて検討します。

<景観形成イメージ図>



### 3. 「美しいまちづくりに関する市民アンケート」調査結果（抜粋）

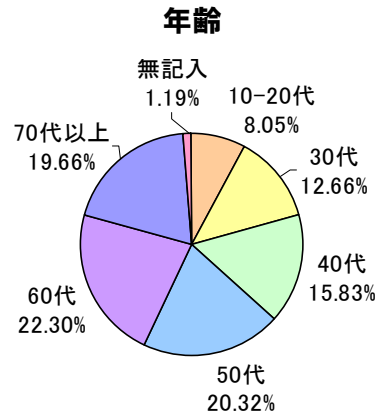
#### （1）アンケート調査の概要

中津市では、本計画の策定にあたって、市民意向を把握するために、市民向けのアンケート調査（全17問）を実施しました。

日ごろ皆さんが抱えている、中津市のまちなみや景観について、今後のまちのあり方や具体的なルールづくりなどについて尋ね、意見を取りまとめました。

#### 調査内容

名称：「美しいまちづくりに関する市民アンケート」  
 期間：平成20年5月7日～25日  
 対象：市内在住の18歳～80歳  
 配布数：3000枚  
 回収数：758枚（回収率25.3%）



#### （2）アンケート結果の概要

##### ■現状の景観について

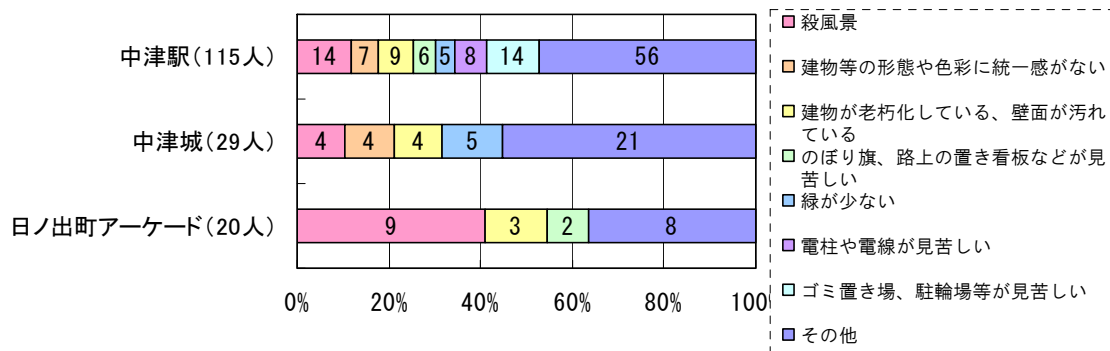
以前と比べたまちなみや自然風景について、「何らかの形で良くなった」と感じている方が、過半数を超えています。しかし一方で、「問題がある」や「改善が必要」という意見も挙げられています。特に、交流人口の多い中心市街地・中津駅周辺の場合が目立っています。（1位：中津駅(15.17% [115人])、2位：中津城(3.83% [29人])、3位：日ノ出町(2.64% [20人])）具体的にその主な理由を尋ねたのが、設問4の「主な理由」（上位3ヶ所のみ掲載）です。その他にも少数意見として、「名勝耶馬溪の景観が手付かずで荒廃しており残念」といった意見など挙げられ、全市的に景観の現状に心を痛めているようです。

\* 割合：回答数／返信者数

設問4：中津市の美しいまちづくりにとって問題があると思われる場所、改善が必要と思われる場所があれば、最大3つご記入ください。また、その理由を選んでお答えください。

\*理由は、下記グラフ凡例を参照ください。

#### 主な理由（票数の多い3箇所を掲載）



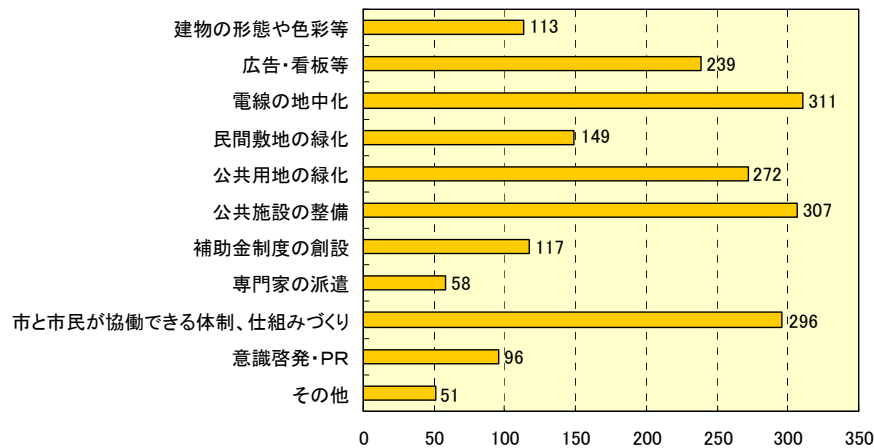


■景観形成のルールについて

景観の一つの阻害要因となる広告・看板等について「何らかの規制をかけた方がよい」と考えている方が全体の7割以上を占めていることがわかりました。その他、よりよい景観づくりに向けて何が必要か尋ねたところ、電線地中化（41.03% [311人]）、公共施設の整備（40.50% [307人]）、市と市民が協働できる体制、仕組みづくり（39.05% [296人]）の順になっています。道路や建物の整備に関する意見が多い中、市民の皆さんの市との協働体制に対する意識が高いことが注目されます。

\* 割合:回答数/返信者数

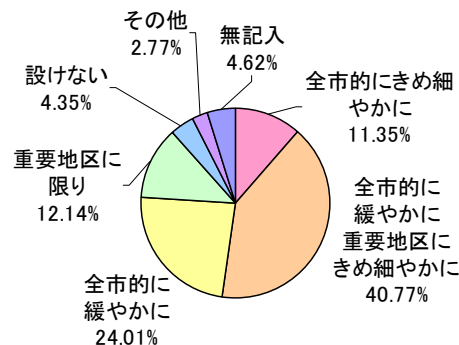
設問8：より美しいまちをつかっていくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか？



■市民みんなで進める景観づくりについて

今後のまちづくりの有効な進め方の一つとして、将来像に合わせた「まちづくりのルール」を設けることが考えられます。こうしたルールづくりについて尋ねたところ、何らかのルールを全市的に設けるべきと考えている方が7割を超えることがわかりました。多くの方が、何らかのルールづくりの必要性を感じているようです。

設問9：美しいまちづくりのための有効な手段の一つとして、まちの将来像に合わせた「まちづくりのルール」を設けることが考えられます。こうしたルールづくりについてどのようにお考えですか？



■まとめ

アンケート結果から、景観形成には何らかのルールづくりが必要であり、「市と市民との協働体制・仕組みづくり」をキーワードに具体的な形や手法に反映させていくことが課題と考えられます。

## みんなは中津の景観をどう思っているの？

「美しいまちづくりに関する市民アンケート」設問3：あなたの好きな場所、重要な場所より

印象の深い場所として、中津城、八面山、青の洞門が最も多く挙げられていることがわかります。いずれも中津の風土や歴史の中で培われた土地で、記憶の残る場所といえます。

生活のなかに身近に存在する景観、心の平穏をもたらしてくれる景観が、皆さんの大切な場所といえるのではないのでしょうか。そうした意味でも、多くの市民から愛される場所は、中津の風土に培われた歴史の産物であり、それがまちの象徴になっているともいえそうです。

### 好きな場所、重要な場所

- |          |            |
|----------|------------|
| 1. 中津城   | 11. 猿飛千壺峡  |
| 2. 八面山   | 12. 中津駅    |
| 3. 青の洞門  | 13. 羅漢寺    |
| 4. 一目八景  | 14. 福沢旧居   |
| 5. 大貞公園  | 15. 寺町     |
| 6. 西谷温泉  | 16. 沖代平野   |
| 7. 深耶馬溪  | 17. 裏耶馬溪   |
| 8. 薦神社   | 18. 中津港    |
| 9. 耶馬溪ダム | 19. 沖代小学校  |
| 10. 山国川  | 20. コアやまくに |



#### 4. 「あなたが選ぶ中津景観百選」

中津市には、歴史あるまちなみ、史跡・名勝や日頃生活する地域のなにげない風景の中にも、すばらしい景観がたくさんあります。そんな素晴らしい景観を市民の共有財産として再認識し、ふるさとの愛着や誇りを持ち、今後の中津市のまちづくりや良好な景観形成に活かすために、「あなたが選ぶ中津景観百選」を募集し、選定しました。

##### (1) 概要

- 応募期間 平成21年4月1日から4月30日
- 応募総数 862件

##### (2) 「あなたが選ぶ中津景観百選」(※順不同)

	どこから見た	何を		どこから見た	何を
1	薦神社の参道	薦神社の神門	51		光円寺のしだれ桜
2	三光森山	八面山のすそ野に広がるコスモス園	52		所小野川の滝
3		青の洞門	53	山国川対岸(上毛町)	大井手堰頭自工(三口浄水場を背景に入れた)
4		競秀峰・青の洞門	54	三ノ丁の南部小学校	中津カトリック教会
5	つり橋	猿飛千壺峡	55	二ノ丸公園	中津城と桜
6		御霊のみみじ	56		川平間歩(荒瀬水路跡)
7	小川内	柿坂の鉄橋と岩峰	57	以トウスの所にかかる橋	青の洞門、山国川
8		念仏橋	58	もみじの丘	耶馬溪ダム
9	山国町長尾野地区	宇曾市平方面の山々の朝霧	59	小祝防波堤	笹干見及び小祝干瀉
10	薦神社参道	御澄池(6月)	60		御船寄(竜王地区)
11		鮎帰りの滝	61	市道多志田柿瀬線	直入畑の滝
12		羅漢寺	62	大城集落	不動岩
13		深耶馬溪ひさしもみじ	63		奈女川溪谷
14		一目八景	64	草本～槻木山国川沿	山国川の奇岩変岩
15		ダイハツ九州アリーナ前道路桜並木	65		八面山大池
16	八面山(バグライダー-出発場)	沖代平野	66	智剛寺	羅漢寺参道
17	羅漢寺山門前	羅漢寺山門	67		羅漢寺参道沿
18	樋田	耶馬溪橋	68		馬溪橋
19		深耶馬溪折戸の奈女川の滝	69		そばの花と古羅漢
20		お豊の岩(猿の飛岩)	70		大城溪谷
21	槻木薬師林道	薬師溪谷	71	藤野木	長尾野地区の雪景色
22	新魚町	自性寺入口(正面入口の壁並を望む)	72	山国町中摩殿畑山登山道	中摩殿畑山ブナの原生林
23	八面山	夜景	73	中津城公園内三斎池の前面	中津城
24	西谷川	元近橋と西谷小学校と木ノ子岳	74		八面山平和公園のツツジ
25		溪石園	75	競秀峰頂(陣の岩)	山国川
26	明蓮寺の裏口	合元寺の赤壁	76	彦見橋	英彦山方面
27		福沢旧居	77	山国町草本国道496号	教順山の石段
28	耶馬溪町山移地区	はなぐり茶園	78	金谷上ノ丁の細い道	金谷の土堀
29	深泉寺	しだれ桜	79	青の洞門側	雨上がりの耶馬溪橋
30	競秀峰の陣の岩の展望台	青の洞門	80		競秀峰を背にする羅漢寺橋
31	跡田新田地区	古羅漢	81		荒瀬井堰
32		長岩城	82		大曲蛇淵滝の下
33		松原山	83	八面山しょうけの鼻	一面に広がる耶馬溪
34	念仏橋付近遊歩道	念仏橋付近の溪谷	84	八面山登山道	桜並木
35		京岩・鷺岩	85	犬走	羅漢寺橋(水面)
36	今津海岸	干瀉(朝日)	86		一ツ戸城址(と山国川)
37		賀治耶橋(眼鏡橋)	87	しもげ商工会	小川内の天然石橋
38		羽高棚田	88		天の岩戸
39		黒田の石垣	89		かかしワールド
40		光永寺の枝垂れ桜	90	JRの電車の窓	八面山(箭山)
41	サイクリングロード	旧耶馬溪線ト礼(厚ケ瀬ト礼)	91	山国大橋の手前の金谷の土手	山国川の夕陽(上毛町方面を望む)
42	東谷川出原貝塚	浮石	92	山国川の吉富側土手	山国大橋と中津市街地
43		落合の滝	93	若旗神社境内(今津小学校)	参道の桜並木と愛嬌のある仁王様
44		榎木の滝	94	東谷・屋形	ぼたる
45	中摩一ツ戸ト礼横	日田往還中津街道跡の洞門	95	洞門橋	オランダ橋
46	林道市平畑線(記念碑)	岩山	96	サイクリングロード沿	冠石野の桜並木
47	山野辺の路	神尾家住宅	97	鹿鳴館側	紅葉の大木の坂道(一ツ家まで)
48		山国町藤野木谷のわらこずみ	98		伊福の景
49	三口～恒久橋間道路(牧場南側)	山国川三口井堰の水面を経た八面山	99	雲八幡宮(境内)	千年杉
50	大正橋	やかた田舎の学校	100		金比羅宮

## 第2部 市民参加による景観づくり

### 1. 新たな景観づくりの取組み

平成18年に発足した「中津・桜ともみじの会」では、中津市を日本有数の桜ともみじの名所（里）にするため、市民総参加による植樹活動を推進しています。

また、三光地域のコスモス園や山国地域のかかしワールドなどの地域の特性を活かした取組みも、地域の新たな名物として市内外の注目を集めています。

新しい景観は、その地域の人のみならず、周辺の地域や遠方からの来訪者など、不特定多数の人々が目にするものです。「わたしたちの住む場所を良くしたい」「ここを訪れる人に気持ちよく過ごしてもらいたい」という思いと行動によって、まちの姿は大きく変化していきます。



地域での清掃美化活動



公園の花壇の手入れ



桜ともみじの会の植樹



山国かかしワールド

## 2. <sup>いにしえ</sup> 古の景観を再生する取組み

奇岩・秀峰で国指定の文化財として指定されている名勝耶馬溪は、周囲に生育する雑木や人工林の成長により岩肌が隠れ、その魅力が失われつつあります。

「名勝耶馬溪」という地域の宝を再生したいという地元住民の思いや来訪者の声を受け、名勝耶馬溪の景観再生事業を実施しています。

修景されたそれぞれの景については、地域住民をはじめとした市民やNPOなどによる定期的な維持管理により、良好な景観を保全していきます。



名勝指定当時の深耶馬の景

### <修景前>



古羅漢の景



深耶馬の景



伊福の景



### <修景後>



古羅漢の景



深耶馬の景



伊福の景

## 第3部 みんなでより良い景観を創るために

本計画の推進には、市民一人ひとりが、自ら所有し、又は管理する建物などが良好な景観の一部を構成するものであることを理解し、主体的に景観の形成に関わっていくことが不可欠です。そのため、次の取組みにより市民参加の促進を図り、みんなでより良い景観を創ります。



### 1. 啓発活動の展開

“いまなぜ景観なの”という問題意識を市民みんなが持つところから始めます。「あなたが選ぶ中津景観百選」の募集や講演会、研修会、景観づくりワークショップの開催など、市民が興味を持ちやすく、参加しやすいようなイベントを通じて啓発活動を行っていきます。

### 2. できることからまず始めていく

あなたが「プランターを庭先に置く」という小さな行為から、まちの景観づくりが始まります。“向こう三軒両隣り”から班、自治会へと段階的に、活動の輪を広げて行きます。合意形成が得やすい小さな単位の取組みからスタートして、地域へと連鎖させることでその地域に合った景観づくりとその質の向上を図ります。



また、地域住民が地域の清掃活動や花植え活動などの景観づくりに共に取り組むことで、地域コミュニティの活性化につながります。

### 3. 表彰制度の創設

市民や事業者の景観への関心を高め、積極的な参加を促すために、個人や事業者の努力によって良好な景観が創出・保全・再生された事例について、その結果や努力を「ひと、もの」に対して表彰する制度を創設します。

#### 4. 景観形成のための支援

市民等の主体性を重視した景観づくりを推進するため、市民の発意による景観づくりの取組みを支援します。市民との協働で地区の良好な景観形成に向けた方針や基準づくりなどに取組み、新たな景観計画へ位置づけていきます。

市民やNPOの活動をこれまで以上に発展させ、景観の形成に主体として取組めるよう組織の育成・支援をします。

#### 5. 景観形成のための道しるべ（景観づくりの指針）の活用

市民や事業者がこの景観計画に沿って具体的な景観づくりを進めていくための指針（ガイドライン）を積極的に活用します。このガイドラインは、地区の目指す姿や景観形成のための基準を、より具体的に分かりやすく明示するもので、本計画を運用する上での道しるべとなります。

#### 6. 第三者機関による景観評価

良好な景観形成に向けて、本計画の策定や変更、行為の制限に係る勧告等については、景観の専門家などで構成する第三者機関の景観審議会等に諮り、専門的な指導・助言を受け、手続きの透明性の確保や基準の運用を図ります。

#### 7. 行政の組織づくり

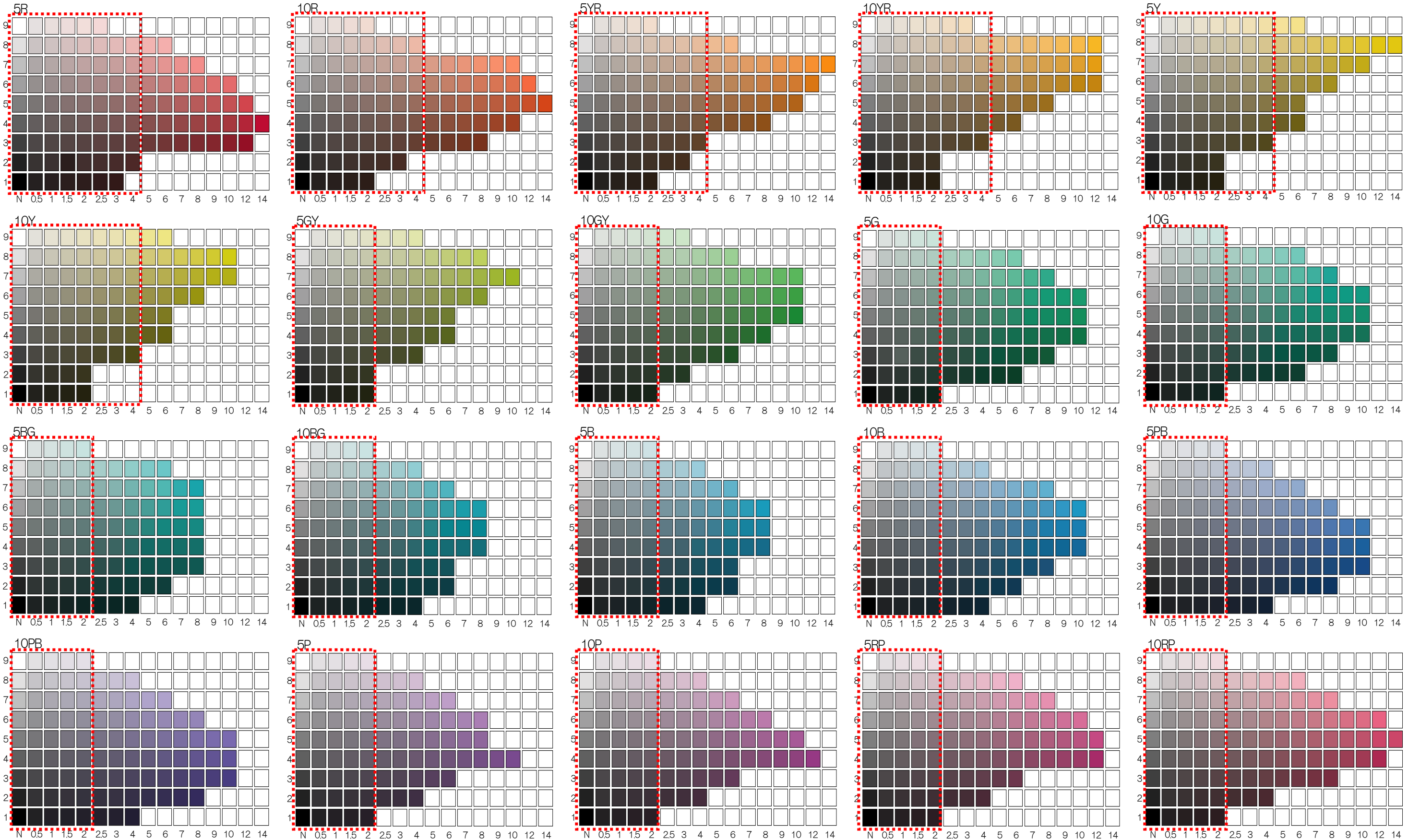
良好な景観形成を実現するためには、行政の各担当部局が相互に連携し、総合的な施策を推進していく必要があります。このため、中津市全体の景観に関わる取組みを総合的に調整する景観形成庁内検討委員会を設置します。

# 1. 中津市景観計画における色彩基準

## ●用途地域内

中津市景観計画では、建築物や工作物の建設、または、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。下図は、その参考図として示すもので、各色相の赤点線の枠内が各エリア内で使用できる色彩の範囲です。

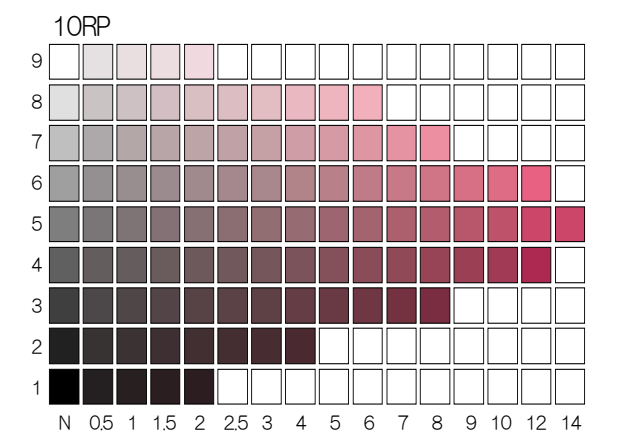
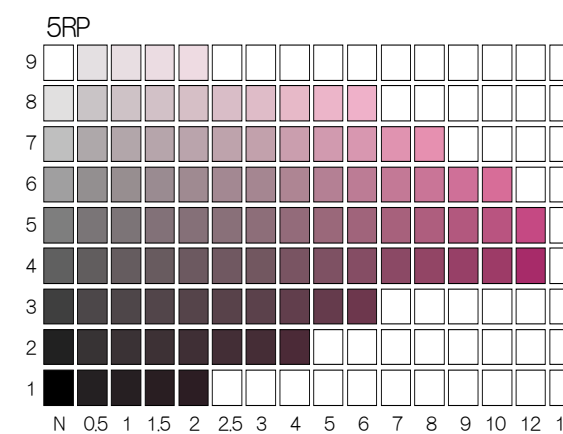
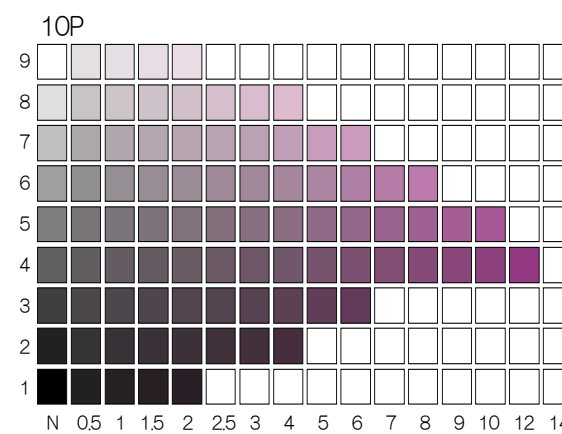
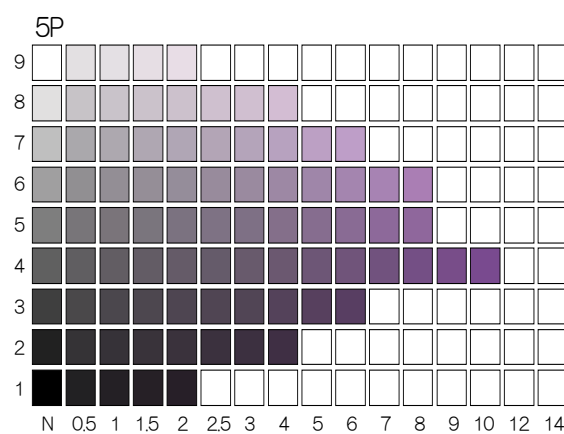
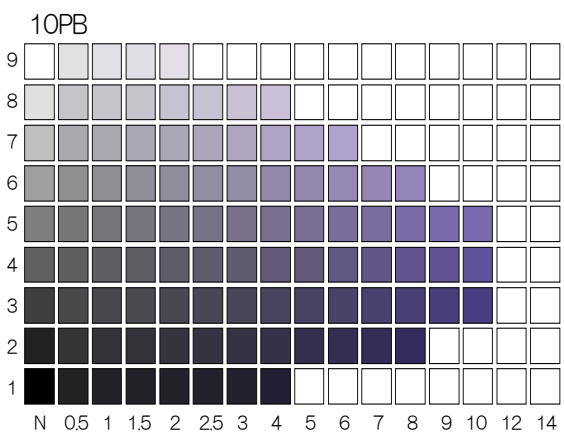
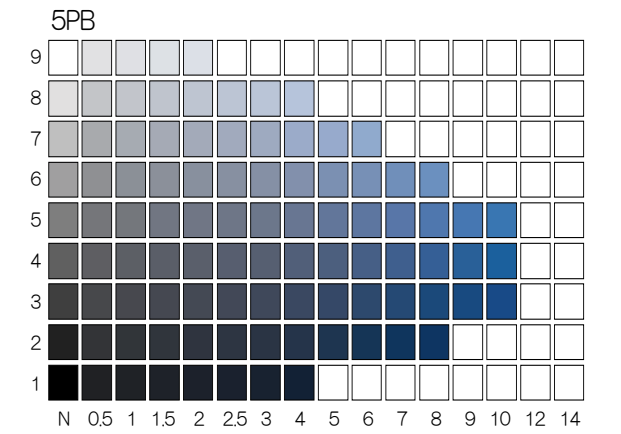
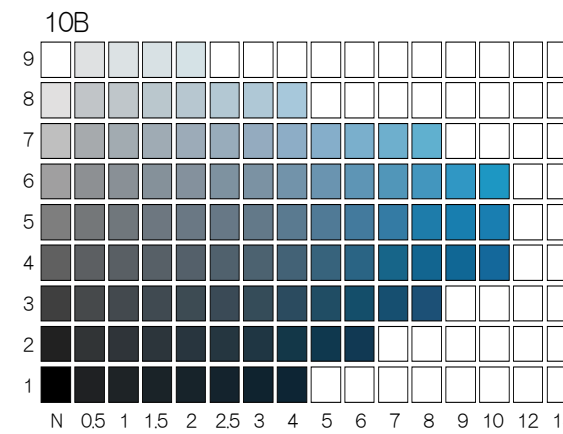
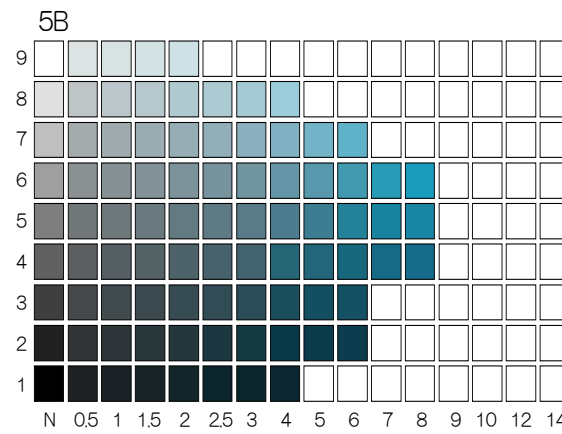
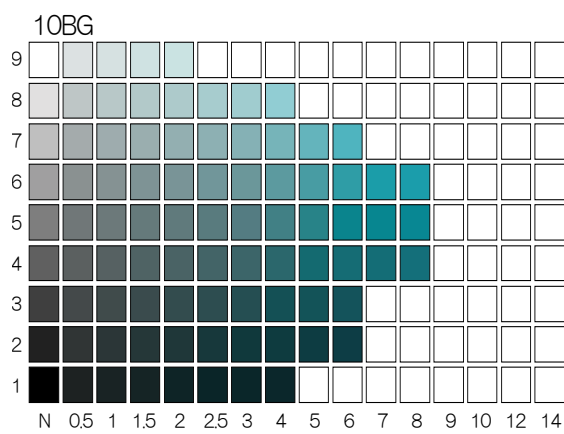
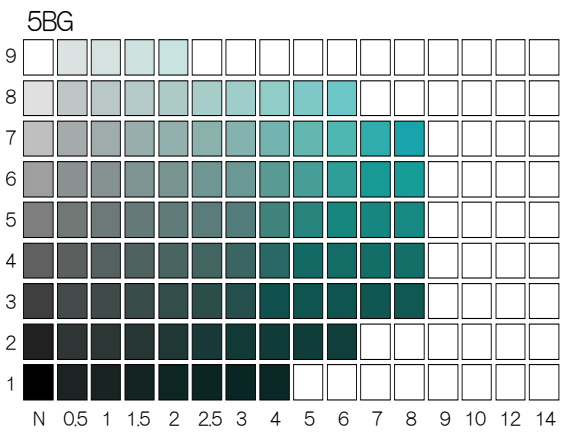
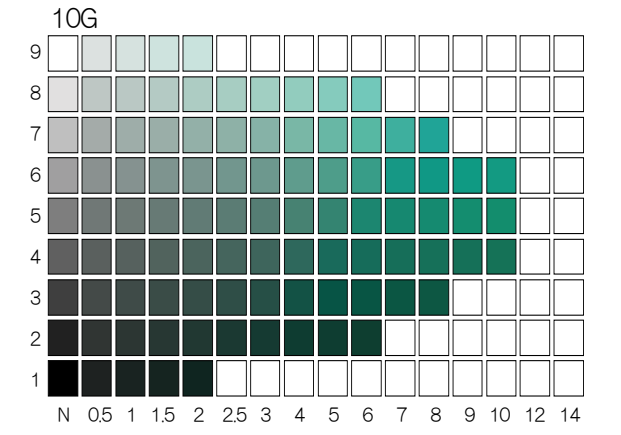
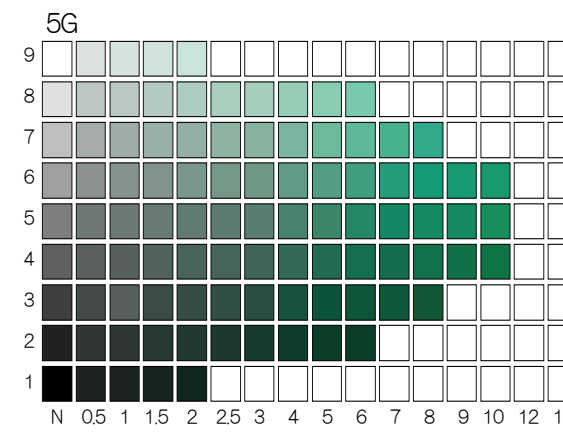
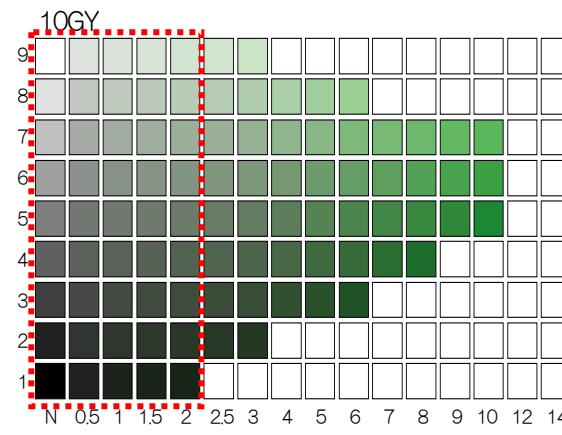
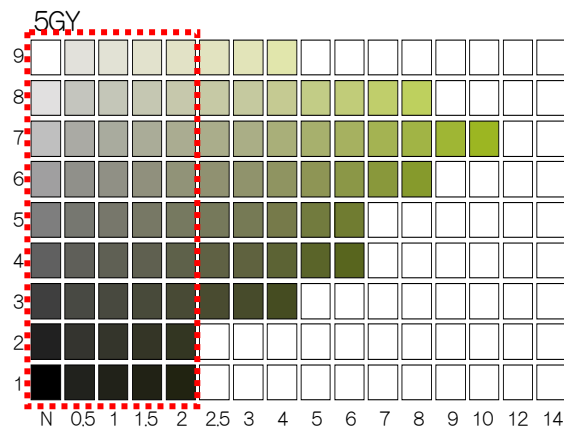
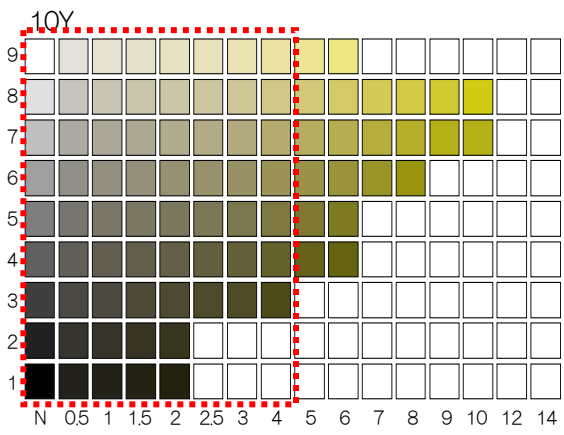
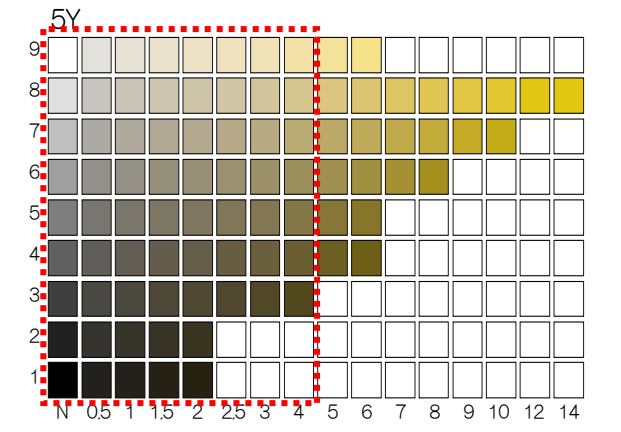
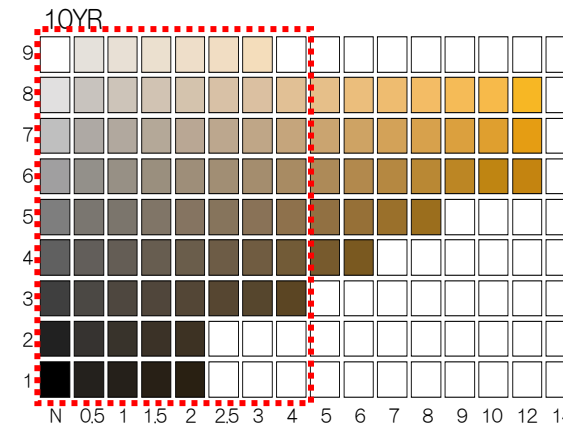
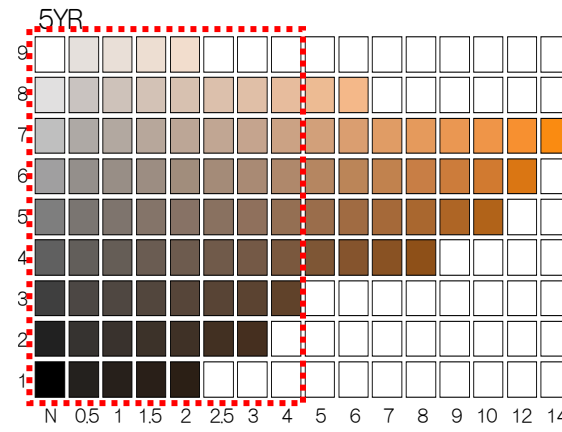
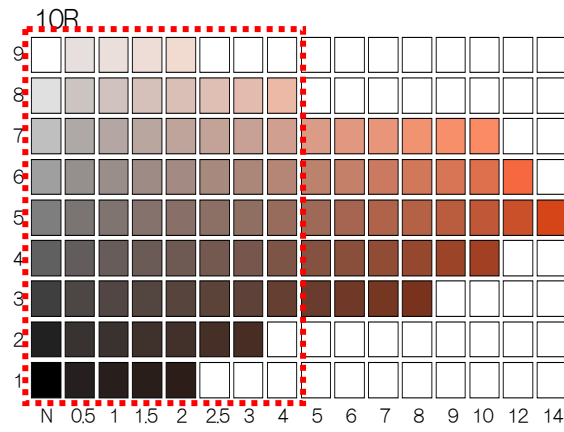
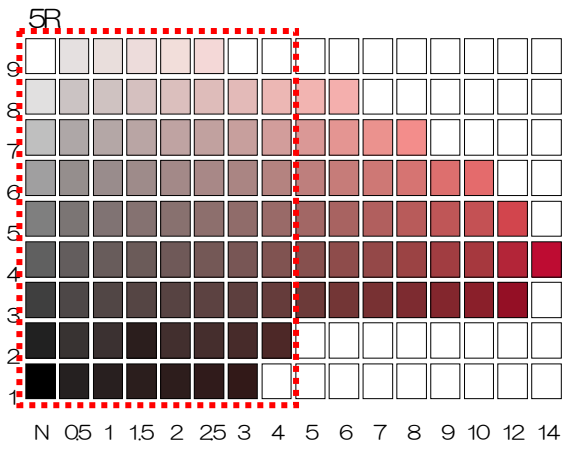
なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認して下さい。





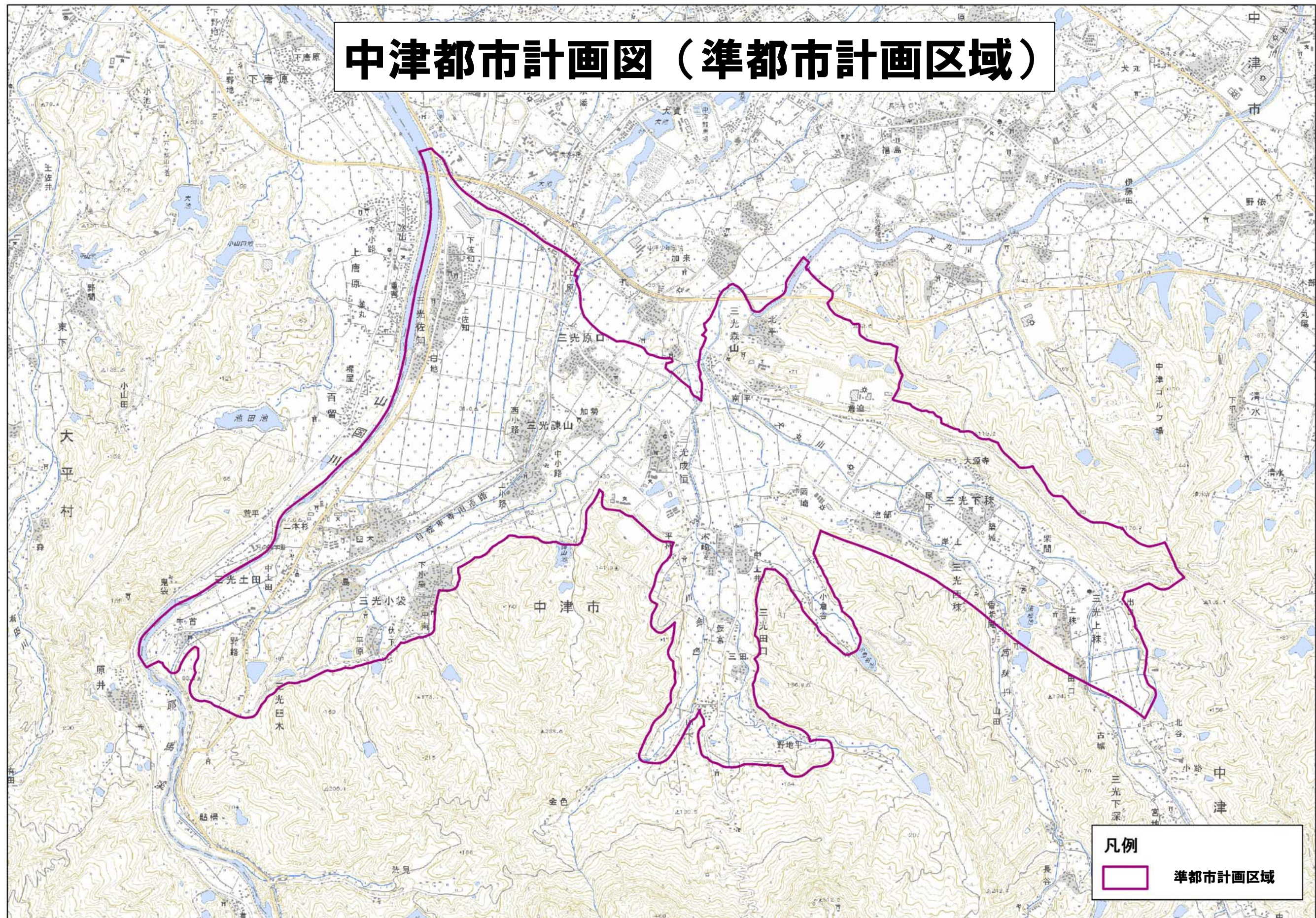


●中津城周辺景観形成地区、景観形成重点地区

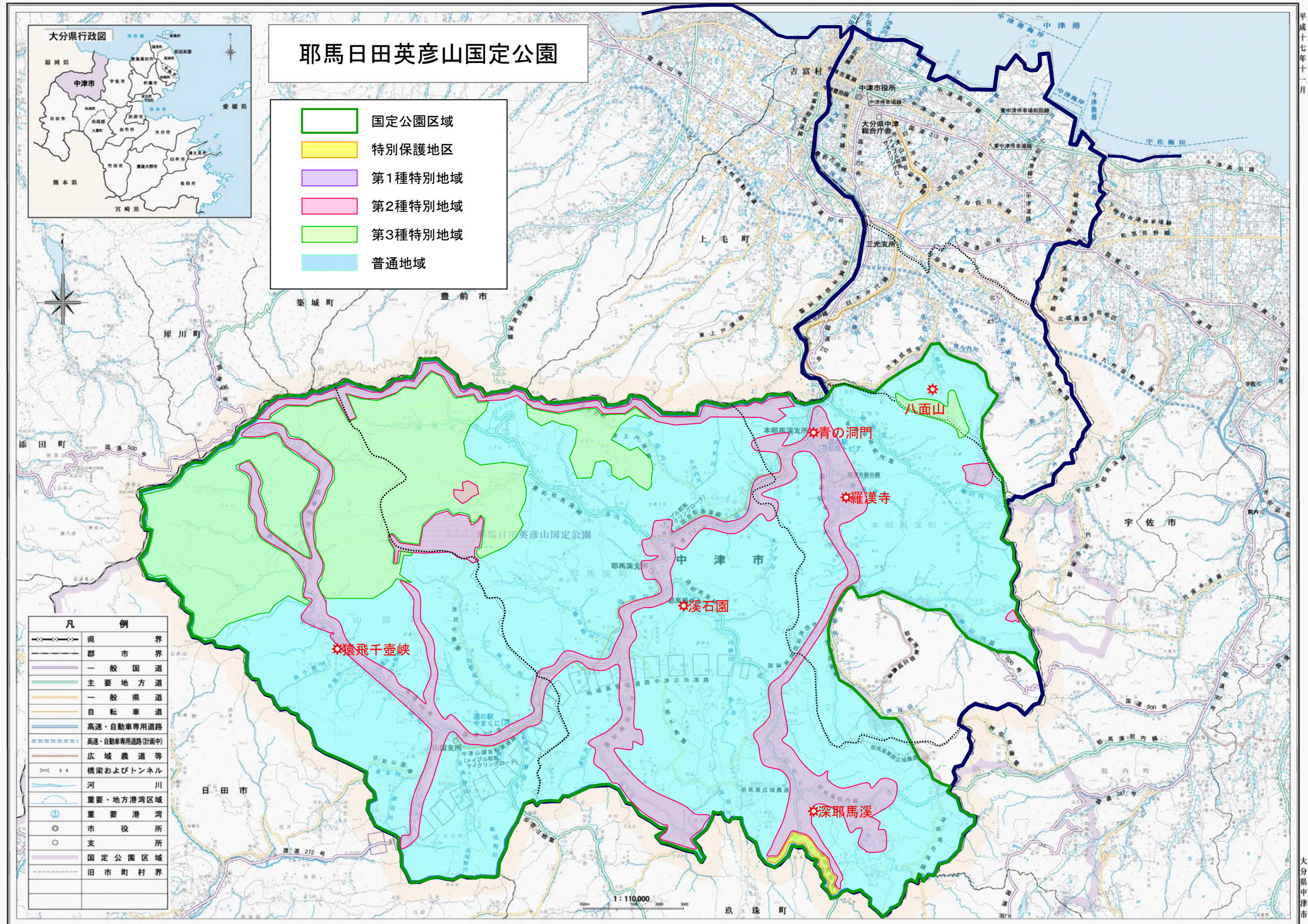




3. 准都市計画区域図



4. 自然公園法指定区域図



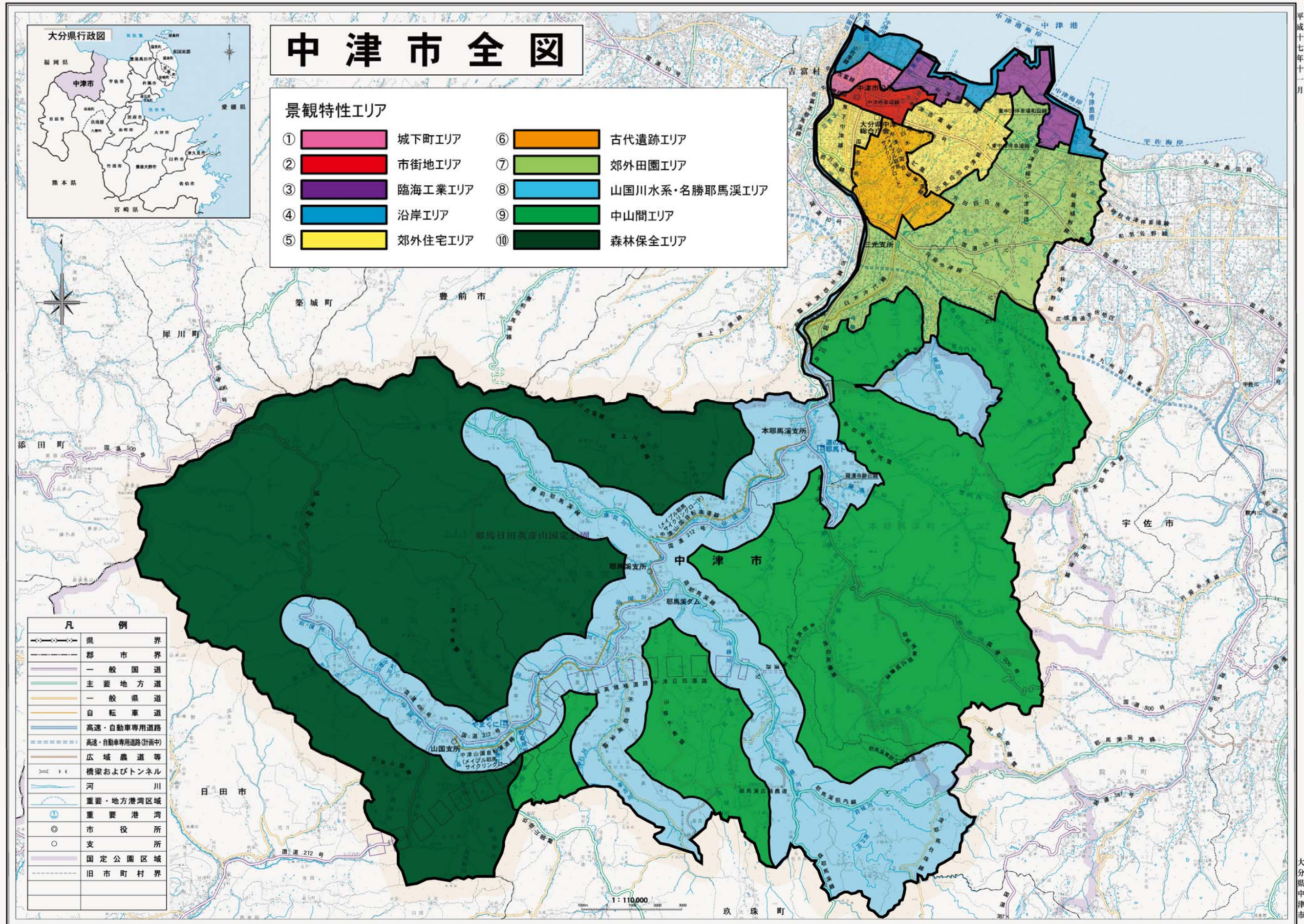
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平17九環、第111号)

制作：東海園版株式会社(0977)23-7169 7874-0838 別府市荘園町1組の1

平成十七年十一月

大分県中津市

5. 景観特性に基づくエリア図



# 中津市全図

- 景観特性エリア
- ① 城下町エリア
  - ② 市街地エリア
  - ③ 臨海工業エリア
  - ④ 沿岸エリア
  - ⑤ 郊外住宅エリア
  - ⑥ 古代遺跡エリア
  - ⑦ 郊外田園エリア
  - ⑧ 山国川水系・名勝耶馬溪エリア
  - ⑨ 中山間エリア
  - ⑩ 森林保全エリア

凡 例	
	県 界
	都 市 界
	一 般 国 道
	主 要 地 方 道
	一 般 県 道
	自 転 車 道
	高 速 ・ 自 動 車 専 用 道 路
	高 速 ・ 自 動 車 専 用 道 路 (計 画 中)
	広 域 農 道 等
	橋 梁 お よ び ト ン ネル
	河 川
	重 要 ・ 地 方 港 湾 区 域
	市 役 所
	支 所
	国 定 公 園 区 域
	旧 市 町 村 界

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 17 九 第 111 号)」

平成十七年十一月

大分県中津市

## 6. 中津市景観計画策定委員会答申

平成22年2月3日

中津市長 新 貝 正 勝 殿

中津市景観計画策定委員会  
委員長 佐 藤 誠 治

## 中津市景観計画について（答申）

平成20年7月22日、第1回中津市景観計画策定委員会で諮問のありました「中津市景観計画」について審議を行った結果、別冊（案）のとおりとすることを適当と認めます。

なお、この計画の推進にあたって、下記の点に配慮されるよう建議します。

## 記

1. 現在の良好な景観を後世に引き継ぐため、速やかに景観形成に関する基本理念及び目標に基づく景観施策の取り組みを推進すること。
2. 市民・事業者・行政が主人公となり、相互が各々の役割を理解し、良好な景観づくりを展開するよう啓発活動を推進すること。

## 7. 景観計画策定の経過

## (1) 景観計画策定委員会

年度	月 日	内 容
H20	7月22日	第1回景観計画策定委員会
	11月28日	第2回景観計画策定委員会
H21	5月20日	第3回景観計画策定委員会
	11月10日	第4回景観計画策定委員会
	2月 3日	第5回景観計画策定委員会

## (2) 景観形成庁内検討委員会

年度	月 日	内 容
H18	10月18日	第1回景観形成庁内検討委員会
H19	8月22日	第2回景観形成庁内検討委員会
H20	7月 1日	第3回景観形成庁内検討委員会
	10月15日	景観形成庁内検討委員会・部会合同会議
H21	5月13日	第4回景観形成庁内検討委員会
	10月15日	第5回景観形成庁内検討委員会
	11月17日	第6回景観形成庁内検討委員会
	1月18日	第7回景観形成庁内検討委員会

## (3) 法施行等

年度	月 日	内 容
H16	6月18日	景観法公布
H17	6月 1日	景観法全面施行
H18	7月21日	景観法に基づく景観行政団体指定
H20	5月 7日 ~25日	美しいまちづくりに関する市民アンケート
	4月 1日 ~30日	あなたが選ぶ中津景観百選募集
H21	7月19日	第1回景観を考える市民のつどい（講師佐藤委員長） 中津市景観百選の公表
	7月21日 ~8月 21日	景観計画（素案）パブリックコメント 2件（1名）
	12月15日 ~1月15日	景観計画、景観条例要綱、景観ガイドライン（案） パブリックコメント2件（1団体）
	1月29日	都市計画審議会



## (4) 地元説明会等

年度	月 日	内 容
H21	6月19日 ~29日	景観計画（素案）豊後街道地区自治委員説明会
	6月23日	景観計画（素案）島田本町自治委員説明会
	6月24日	景観計画（素案）諸町自治委員説明会
	6月24日 ~26日	景観計画（素案）金谷地区自治委員説明会
	6月26日	景観計画（素案）南部校区自治委員説明会
	6月29日	景観計画（素案）北部校区自治委員説明会
	7月 8日 ~13日	景観計画（素案）蛭子町自治委員説明会
	10月19日	景観計画（原案）三光地区説明会
	10月20日	景観計画（原案）本耶馬溪地区説明会
	10月21日	景観計画（原案）耶馬溪地区説明会
	10月22日	景観計画（原案）山国地区説明会
	10月26日	景観計画（原案）中津地区（建築士会、建設業協会、宅建協会）説明会
	10月27日	景観計画（原案）中津地区（南部・北部校区）説明会
	10月28日	景観計画（原案）島田本町地区説明会
	10月29日	景観計画（原案）蛭子町地区説明会
	10月30日	景観計画（原案）中津地区（北部校区）説明会
	12月25日	景観計画（案）説明会（豊の森と住まいを結ぶネットワーク）

## 8. 中津市景観計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づく中津市景観計画(以下「景観計画」という。)の制定にあたり、本市の良好な景観の形成に資するものとして幅広い観点から検討を行うため、中津市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 景観計画の調査研究に関すること。
- (2) 景観計画の策定に関すること。
- (3) その他景観計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は出席委員の同意を得た上で、必要と認める者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

9. 中津市景観計画策定委員会名簿

	氏 名	役 職 等
学識経験者	さとう せいじ 佐藤 誠治	大分大学教授
	すずき しんいち 鈴木 慎一	大分県立芸術文化短期大学美術科 准教授
	よしだ かずひこ 吉田 和彦	大分県立工科短期大学建築以系 准教授
各種団体を代表する者	おかもと とみよし 岡本 富善	中津商工会議所 副会頭
	かば たやすお 栴田 康男	大分県建築士会中津支部 相談役
	あしかが ゆきこ 足利 由紀子	中津市景観研究会 会長
	たばた かつのり 田畑 勝則 (みき まさかつ) (三木 正勝)	JR九州大分支社 中津駅長
市民の代表者	どもん りょうぞう 土門 良三	ヒエダ広芸 代表(中津)
	はせがわ じゅんいち 長谷川 純一	大分県文化財保護指導委員(三光)
	よし たけりゅうぜん 吉武 隆善	本耶馬溪観光ボランティアの会(本耶馬溪)
	よし もりしょうこ 吉森 晶子	耶馬溪歴史観光案内人 会長(耶馬溪)
	なが のすなを 長野 淳雄	やまくにの歴史と文化を学ぶ会 会長(山国)
関係行政機関の職員	さかやま としじ 坂山 敏二 (なか はらつるみ) (中原 鶴見)	国土交通省山国川河川事務所 所長
	やまもと えみこ 山本 恵美子	大分県企画振興部景観自然室 参事
	くじら いよし のり 鯨井 佳則 (これなが しゅうじ) (是永 修治)	中津市副市長

※ ( ) は前任者を示します。

## 10. 中津市景観形成庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の良好な景観形成及び景観保全に関する調査研究を行い、景観形成基本方針策定及び景観計画の策定及び決定を図るため、中津市景観形成庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 景観計画（景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条に規定する景観計画をいう。）の策定に関する事項
- (2) 景観地区（法第61条に規定する景観地区をいう。）の指定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観形成及び景観保全の施策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、産業振興部長及び建設部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、企画課長、生活環境課長、農政水産課長、林政課長、耕地課長、観光商業課長、都市計画課長、道路課長、区画整理事務所長、建築課長、建築指導課長、文化振興課長、農業委員会事務局長、まちづくり推進室長及びまちづくり推進係長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第6条 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、若干名とし、委員長が任命する。
- 3 部会は、委員長の命を受け、調査及び研究を行い、その結果を委員長に報告をする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

11. 用語解説

あ～お

アイストップ	まちかどなどにある建築物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす対象物のこと。
美しい国づくり政策大綱	平成 15 年 7 月に国土交通省が「国土を国民一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換する」として、その取り組みの方針を「美しい国づくり政策大綱」にとりまとめた。
NPO	Non Profit Organization の略語で、利潤を上げることが目的としないボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」のこと。
屋外広告物	商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたものをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

か～こ

開発行為	建築物の建築などを目的に、土地の区画形質の変更を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区画の変更」とは、土地利用形態としての区画すなわち独立物件として、その境界を明認しうるものにする。道路や公園等の公共施設を新設又は改廃すること。</li> <li>・「形の変更」とは、高さ 50cm 以上の部分を含む切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）または盛土を一体的に行い、土地の形状を物理的に変更すること。</li> <li>・「質の変更」とは、原則、農地等の宅地以外の土地を宅地にするなど土地の性質を変更すること。</li> </ul>
協働	それぞれ異なる主体（市民、行政、事業者など）が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体だが、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。また、県の同意を得た市町村も景観行政団体になることが出来る。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

景観重要公共施設	景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条)
景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建築物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、市民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。
景観審議会	建築物等の高さや色彩など、本市の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。
景観地区	市街地においてより積極的に良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区。建築物等の形態や色彩、意匠など裁量性が求められる事柄については認定制度が導入され、建築物の高さや壁面の位置など数字でわかる事柄については建築確認で担保される。土地の形質の変更など必要な規制は条例で定めることができる。
景観場	優れた景観要素(山・海などの自然や建物)そのもののこと。ビュースポットと同義。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。
形態・意匠	建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。
建築基準法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途について、その最低基準を定めた法律として昭和25年5月に成立し、公布された法律。
勾配屋根	勾配(傾斜、傾き)のついた屋根のこと。

高度地区	都市計画法に規定された地域地区の一種。市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めることとされている。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

さ～そ

視点場	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビューポイントと同義。
条里制	日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約 109m 間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。
水源かん養機能	降った雨を土壤に浸透させ、森林が水の流出量を調整することにより、渇水や洪水を防止・緩和するとともに、人々が水を利用する機会を増加させる機能のこと。
セットバック	建物を建てる際に、前面道路から一定の距離を後退すること。

た～と

眺望点	優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。
トラスト運動	自然環境等を守るため、保護すべき地域を設定して買い上げ、次世代に伝えていくために管理・保全していく活動のこと。

な～の

のり面	切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。
-----	---

は～ほ

ビュースポット	優れた景観要素（山・海などの自然や建物）そのもののこと。景観場と同義。
分水嶺	分水界になっている山脈。雨水を異なった水系に分かつ山の峰々のこと。

ま～も

町割	町を設けるために土地を区画すること。都市づくりで、計画的に土地を仕切ること。
----	--

や～よ

用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建ぺい率、高さなどの規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。
擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。

ら～ろ

ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。

わ～ん

ワークショップ	作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。
---------	---





## 中 津 市

総務部 まちづくり推進室

〒871-8501 大分県 中津市 豊田町 14 番地 3

TEL 0979-22-1111 FAX 0979-24-7522

E-mail [machidukuri@city.nakatsu.lg.jp](mailto:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp)